

子どもの虐待防止 推進全国フォーラム

in とっとり

プログラム

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり プログラム

子どもの虐待防止 推進全国フォーラム

in とっとり プログラム

発行日：令和元年11月16日
発行者：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 (内4898)



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

11月は**児童虐待防止推進月間**です

令和元年度「児童虐待防止推進月間」標語

189(いちはやく) ちいさな命に 待たなし

子どもたちの未来のためにつなぐ確かな絆

日時

令和元年 **11月16日**(土) 13:30～17:30
17日(日) 9:00～12:45

場所

倉吉未来中心

主催：厚生労働省 共催：鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町

令和元年11月16日・17日



「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり」

子どもたちの未来のためにつなぐ確かな絆

プログラム

目 次

趣旨等	1
プログラム	2
会場へのアクセス	5
令和元年度「児童虐待防止推進月間」標語	6
基調講演	7
いのちを考える音楽会	12
分科会	
第1分科会	16
第2分科会	28
第3分科会	60
第4分科会	83

子どもの虐待防止推進 全国フォーラム in とっとり

子どもたちの未来のためにつなぐ確かな絆

1 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目ない総合的な対策をさらに進めることが必要です。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています（平成16年度から実施）。

令和元年度も、この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり」を鳥取県倉吉市で開催します。

2 主 催

厚生労働省

3 共 催

鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、
琴浦町、北栄町

4 開催日時

令和元年11月16日（土） 13:30～17:30
令和元年11月17日（日） 9:00～12:45

5 会場及び参加定員

倉吉未来中心
鳥取県倉吉市駄経寺町 212 - 5
定員：600名程度（基調講演）
400名程度（分科会会場合計）

6 参加費

無料

7 プログラム (予定) ※手話通訳あり

1日目 (11月16日)

12:30～ 開場・受付開始

13:30～ 開会式

- 開会挨拶 (主催者及び共催者代表)
- 令和元年度児童虐待防止推進月間標語最優秀賞 (厚生労働大臣賞) の授与

14:00～16:00 基調講演

「虐待の影響について考える ～子どもたちが力強く成長するためにできること～」

講師：オルガ・R・トゥルヒーヨ氏 (米国弁護士・コンサルタント)
通訳：中島 幸子氏 (NPO 法人レジリエンス代表)、伊藤 聖美氏

16:15～17:30 いのちを考える音楽会

「語りと歌」

村上 彩子氏 (ソプラノ歌手)

2日目 (11月17日)

9:00～11:30 分科会 (4分科会構成)

第1分科会 被害者支援を考える ～被害者が真に望む支援とは～

概要

被害者支援は、支援を受ける側と行う側の協力関係で成立し、一方的な支援は場合によっては被害者を追い詰める場合もある。虐待被害経験者からの意見を基に「被害者が真に望む支援」について考える。

コーディネーター

西井 啓二氏 (NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取常務理事)

パネリスト

- ①オルガ・R・トゥルヒーヨ氏 (米国弁護士・コンサルタント)
 - ②村上 彩子氏 (ソプラノ歌手)
 - ③山本 潤氏 (一般社団法人 Spring 代表理事)
- 通訳：中島 幸子氏 (NPO 法人レジリエンス代表)、伊藤 聖美氏

第2分科会 司法面接の現状と課題 ～今後の司法面接のあり方～

概要

正確な事実を子どもにとってできる限り少ない負担で子どもから聞き取るための面接手法である「司法面接」についてその概要を説明し、「司法面接」とその前提となる「多機関連携」の課題について、鳥取県内の現状と全国的な流れの比較検討を踏まえて、司法・福祉・医療のそれぞれの立場のパネリストがディスカッションを行い、子どもにとってより良い「司法面接」と子どものための専門機関の連携を考える。

コーディネーター

大田原 俊輔氏 (弁護士法人やわらぎ 代表弁護士)
北野 彬子氏 (きたの法律事務所 弁護士)

パネリスト

- ①飛田 桂氏 (ベシアヴェニュー法律事務所 弁護士)
- ②片桐 千恵子氏 (医療法人同愛会 博愛病院 産婦人科部長)
- ③中村 葉子氏 (横浜地方検察庁 総務部長 検事)
- ④石橋 弥雪氏 (鳥取県米子児童相談所 参事)
- ⑤小松原 慶一氏 (鳥取県米子児童相談所 児童心理司)

第3分科会 医療と他機関連携
～子ども虐待予防と多機関連携で子どもの未来を守る～

概要

香川 (高松)、大分 (中津)、静岡 (浜松) での子ども虐待予防と多機関連携の取り組みの実践から、子どもの未来を守る医療と多機関連携・協働による子どもを虐待死させない包括的支援システムの構築を考える。

コーディネーター

石谷 暢男氏 (鳥取県小児科医会 会長)

パネリスト

- ①井上 登生氏 (医療法人 井上小児科医院 理事長)
- ②山崎 知克氏 (浜松市子どものこころの診療所 所長)
- ③木下 あゆみ氏 ((独) 国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 小児アレルギー科医長 育児支援対策室長)

基調講演

虐待の影響について考える ～子どもたちが力強く成長する ためにできること～

令和元年度

「児童虐待防止推進月間」標語

令和元年度「児童虐待防止推進月間」標語の全国公募を行い、4,804作品（有効応募総数）の中から、厳正な選考を行った結果、次の作品が最優秀作品として決定いたしました。

**189 (いちはやく)
ちいさな命に 待ったなし**

【最優秀作品作者】

石居 くるみさん（東京都）の作品

講師

Olga R. Trujillo (オルガ・R・トゥルヒーヨ) 氏

米国弁護士、コンサルタント



略歴

1983年 University of Maryland - 1983 Bachelors in Political Science (メリーランド大学 卒業)
1988年 George Washington University Law School - 1988 Juris Doctor degree (ジョージ・ワシントン大学法科大学院卒業 法学博士)
1990年～2001年 United States Department of Justice (米国法務省)
2007年～2010年及び
2016年～2018年 Casa de Esperanza (カサ・デ・エスペランサ)
2001年～現在 Olga Trujillo Consulting, Inc.(オルガ・トゥルヒーヨ コンサルティング)
2018年～現在 Latinos United for Peace & Equity (ラティノス・ユナイテッド・フォー・ピース&エクイティ)

著書等

The Sum of My Parts - New Harbinger Publications 2011、「The Sum of My Parts」(2011年)、A Handbook for Attorneys: Representing Domestic Violence Survivors Who Are Also Experiencing Trauma & Mental Health Challenges(2012年)、Preparing Survivors for Legal Proceedings (2013年)、「わたしの中のわたしたち」(日本語版)(2017年)、Enhancing Legal Advocacy through a Trauma Informed Approach(2019年)、Enhancing Trauma Informed Courts(2019年)、Creating Trauma Informed Victim Services (2019年)

通訳

中島 幸子 (なかじま さちこ) 氏

NPO法人レジリエンス代表、米国法学博士、米国社会福祉学修士

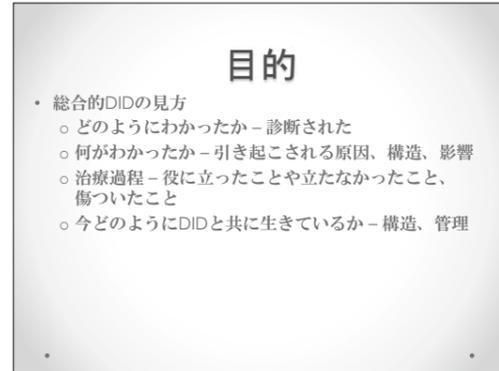
伊藤 聖美 (いとう まさみ) 氏

元ジャパンタイムズ記者

Olga R. Trujillo 氏 資料



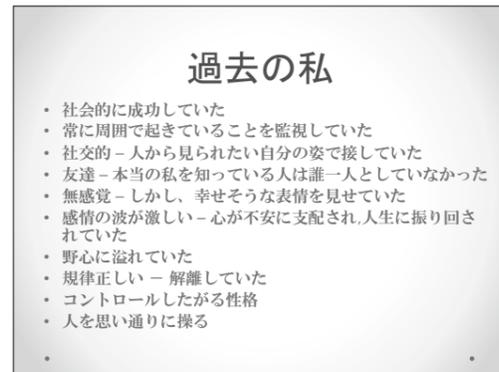
1



2



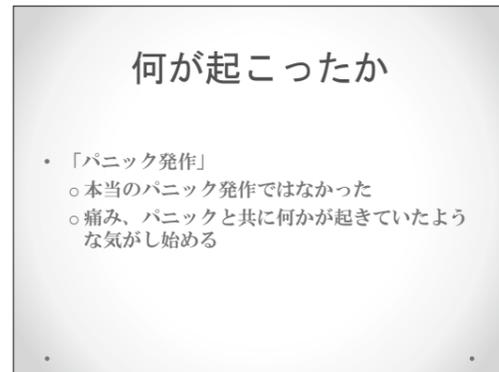
3



4



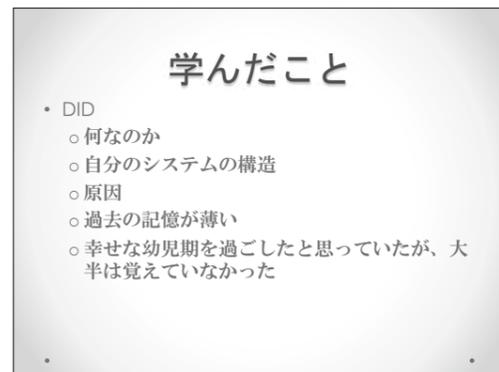
5



6



7



8



9



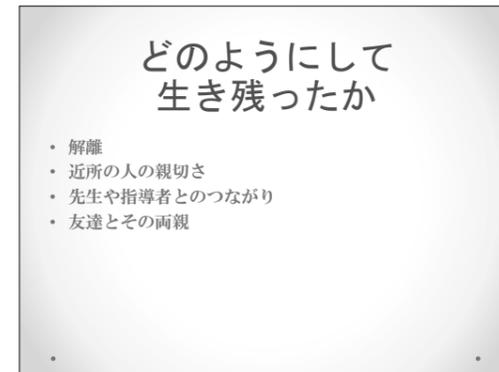
10



11



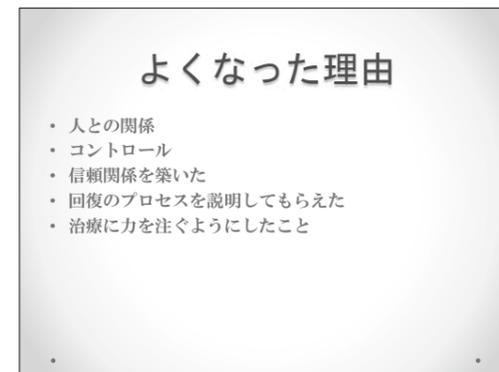
12



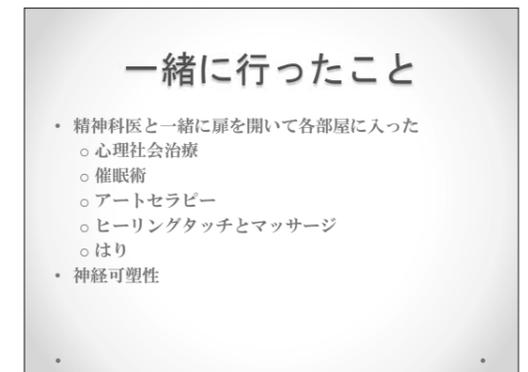
13



14



15



16

役に立ったこと

- 私にとって重要なことを取り入れた
 - 運動
 - 芸術
- ホリスティック
- 自分が主導できるようになり、セラピストが任せてくれた
- 投薬

17

その結果

- 多くのパーツ・人格が共存する
- 自分について理解 - 私は変わっていないが、以前と比べて自分についてよりよく理解できるようになった
- 記憶になかったことを知る - すでに一度生き抜いた
- 内側から自信を築いた
- 非常に想像力に富んでいる
- ピアサポート

18

役に立たなかったこと

- 内側に踏み込まれる
- 防衛的になる
- 批判される・批判的になる
- 50分間のセッション

19

今わかっていること

- セラピー的治療が効いた
- 幸せで充実した毎日を過ごすことができるということ
- DIDは切り盛りできるし、回復も可能である
- 脳内ネットワークを再構築することも可能

20

周囲の人ができること

- 暴力がもたらすトラウマについての情報提供
- 信頼関係の構築
- 理解のために様々な方法を用いる
- トラウマの反応について話し合う機会を提供
- 資源や紹介を提供
- 勝手に踏み込まない

21

回復力（レジリエンス）

厳しかったり、脅迫的な状況の中でも適応ができる能力

防護要素：回復力を促進

- 保護者や他に気にかけてくれる大人たちの反応
- 社会的援助・社会構造
- 個々の能力 - 人としての価値、賢い、想像力、何かに秀でた力
- 他人と肯定的に接する能力

22

解離

23

どう感じるか

- 精神的・身体的に苦しむ
- うつ病と共に発生することが多い
- 解離とは必ずトラウマとなる出来事に対処するための方法の一つ
- このような気持ちにさせられる：
 - 孤立感
 - 疎外感
 - 他人とは違ってしまった

24

どう感じるか

続き

- 以下の気持ちで取り残された
 - おかしくなってしまった
 - 自分に問題がある
 - 神経が逆立つ、不安、落ち着かない気分
- 一番基礎的な日常生活に支障が出る

25

外から見える解離

- 虚ろな表情、虚空を見つめている
- 感情の起伏がない態度
- つまらなそう、興味がなさそう、または注意払っていないような態度
- 落ち着きがない、集中できない

26

外から見える解離

続き

- 一点を見つめている、時間や周辺環境に対する感覚を失う
- 怒り、興奮またはイライラする
- 話題があちこちに飛ぶ - 直線的でない、論理的でない話し方
- おぼつかない足取りで歩く、未解明のあざ

27

解離は内面でどう感じるか

- 感情が麻痺する
- 時間の感覚が遅くなる
- 非現実感または疎外感
- 思考のスピードが上がる、非常に早いスピードで頭が回転する
- 無感覚、またはコントロール不能な虚ろな気分

28

解離は内面でどう感じるか

続き

- 身体から切り離された感覚
- 人や周辺環境に対する認識が変わる
- ときおり何もできないと感じていた
- 思考をコントロールできない
- 疎外感をコントロールできない

29

いのちを考える音楽会

村上 彩子氏 資料

語りと歌

演奏

村上 彩子 (むらかみ あやこ) 氏

ソプラノ歌手

略歴

大阪音楽大学音楽学部声楽科卒業
2007年 東京藝術大学音楽学部声楽科卒業
2019年 関西二期会準会員



受賞歴

全国ソリストコンクール優秀賞、文部科学大臣賞、大阪国際音楽コンクール奨励賞、アジア国際音楽コンクール奨励賞、万里の長城杯国際音楽コンクール入賞 他

活動歴

日本大使館コンサート (ルクセンブルグ)、日韓国際文化交流リサイタル (韓国)、ソフィアフィルハーモニー管弦楽団との共演 (ブルガリア)、台湾国民党総裁隣席の会にてサロンコンサート開催、諸外国でのリサイタル (フランス、中国、ウクライナ)
平成28年、第53回中国地区児童養護施設研究協議会 記念講演会にてリサイタル
平成29、30年、子どもの虐待防止ネットワーク鳥取主催 総会記念講演会にてリサイタル
コンサート収益にて児童養護施設、被災地支援を続けている
カンボジアに50本の井戸を建設
平成18年より学校、企業、病院、官公庁等に主催頂き、720回のコンサートを開催、約11万人が来場した

CD

作曲家中田喜直選集「21世紀に遺したい歌」CD付楽譜 (カワイ出版)「BLUEMOON祈り」「小さな赤いPIANO」

いのちを考える音楽会

村上 彩子

教員である両親から6才～18才まで虐待を受けました。

父からは殴る、蹴る。母親からは暴言を受けました。小さな頃から、両親の外側と内側との大きな格差に疑問を持ち、また教員という職業に不信感のみを抱いて育ちました。自殺をいつも考えていました。絶対、生き延びると決め、18歳で大学生となり、大学で家を出てやっと暴力から逃れることができました。父が火事を起こした14年前、暴力が再発しましたが、天罰でしょう。自らの事故により父は障がい者となり、私は暴力から免れることができました。母は今も暴言を吐きます。

広島県生まれの私は、戦争や原爆の学びが頻りにありました。戦争という愚かな歴史に怒りを持って持つほど結局、戦争を起こす原因は人間の本能の中の征服欲、自己顕示欲などが根本にあるように思えてなりません。それは家庭内で起こりうる暴力と何ら変わらない。家庭内虐待の原因は、社会に対する憤り、自分自身の能力の無さに起因するコンプレックスを認めたくない気持ち、職場での不安やストレスが引き起こすような気がしてなりません。コンプレックスを克服する努力、思考を働かせずして、ストレス発散に安易に弱いものを殴る。決して強いものには向かいません。

加害者は自身の能力の低さ、理性と倫理観の欠如を正当化する為、更に自身の罪悪感を軽減させる為、嫉という心地好い大義名分が必要なのです。加害者は小さな家庭の中での征服欲、自己顕示欲を安直に手に入れることぐらいしか、自己肯定力さえも無いのだと思います。

そして年を経るごとに、加害者は自身の行為を簡単に忘れ去ります。被害者は永遠に忘れられません。これは家庭内でも戦争も同じだと私は思うのです。私が平和コンサート人権コンサートなどを続けるのは、自分が12年間受けた暴力への怒り。戦争で無理矢理死ぬと命じられた若者の無念と憤りは、殴られ続けた私の憤りと怒りに通じるのです。

後遺症に苦しむ自分に縛られ嘆き、治療に励んでも、もう時間は子どもには戻せず、親も何ら変わりません。被害者は殴られて傷つき、更に私の両親においては、殴ったことを嫉と正当化し、すっかり忘れていきます。そのことで2度、3度の傷を受けてきました。殴られ人生を狂わされた上、二次被害も受けてしまうのです。心身に現れる後遺症を治癒する薬を、なぜ被害者である私が飲まなければならないのか？私には未だ全く理解できません。将来、薬の後遺症が出た場合、更に私は傷つきます。親からどんなに時間と距離を離しても、後遺症により人生を狂わされます。

私は後遺症があろうが薬には頼らず、小さな頃の自分を自分の力で救ってやる為に自力で大学受験をし生き治しました。昔から渴望していた両親からの愛は、親が変わらないのだから不可能だと嫌というほど悟りました。愛情はもらえなくても、自身が愛情を注げる者になろうと、被災地支援、児童養護施設支援を始めました。負の記憶を自らの意志と行動で美しいものに変換させてやりたいと強く願います。そうしなければ、謝っても謝っても許してもらえず、殴られて泣いた小さな時の私が、今も心の中で「私の健やかな人生を返せ」と悔しくて泣くのです。

虐待の被害者が一人生き延びる為には、自立できる能力、技術を自身につけることが大事だと考えます。私自身の虐待の経験は平和コンサートの開催。また自殺したかった子どもの頃の思いから命を粗末にしない、命の尊厳を訴えるコンサートの企画に繋がり、この12年間全国で720回続けています。全てのことに意味がある。親に感謝しなさいと幸せに育った多くの方は簡単に言います。

私は虐待されたことに、良い意味など何一つ見つけられません。私のような子どもが一人でも少なくなるように願い歌っています。

そして虐待の経験を口にし始めた16年前から、今は虐待を信じてもらえなくても、時代は必ず私に近づいてくると確信していました。その時が正に今なのだ確信しています。

子どもは全て幸せになる義務があると思っています。

村上彩子プロフィール

- ◆広島県福山市出身。◆大阪音楽大学音楽学部声楽科卒業。
- ◆2007年 東京藝術大学音楽学部声楽科卒業。在学中、リョービ(株)浦上奨学会より奨学金を受ける。
- ◆第5回大阪国際音楽コンクール奨励賞受賞。◆第15回全日本ソリストコンクール優秀賞受賞。
- ◆文部科学大臣賞受賞。◆アジア国際音楽コンクール奨励賞受賞。
- ◆尾道市立美術館【戦没画学生慰霊美術館無言館、遺された絵画展】の中で戦没画学生慰霊演奏会を企画、奉唱。演奏会の中で地元神辺町出身の童謡詩人、葛原しげる氏の次男、葛原守(東京藝大卒)氏の遺作を遺族より託され奉唱。
- ◆岡山市デジタルミュージアム無言館特別展にて同演奏会を開催、中四国地方を中心に反響を得、NHK、新聞各社に度々掲載。
- ◆第28回霧島国際音楽祭、アンナ・トモア=シントウ氏マスタークラス受講。
- ◆広島交響楽団と共演。◆岐阜県主催・新作オペラに出演。
- ◆京都フランス音楽アカデミー、ペギー・ブーヴレ氏(パリ・エコール・ノルマル音楽院教授)マスタークラス受講。
- ◆鹿児島県知覧町公民館主催【特攻隊に捧ぐ村上彩子平和コンサート】開催。南日本新聞全県版に掲載。
- ◆岡山県笠岡市主催・笠岡市非核平和都市宣言25周年記念、笠岡市人権教育講演会【村上彩子平和コンサート】開催。
- ◆広島県福山市主催・福山市2010市民平和のつどい第56回市民平和大会【村上彩子平和コンサート】開催。
- ◆戦後65年村上彩子平和祈念コンサートを広島で企画開催。被爆証言者を訪ね、証言に基づく脚本、演出、演奏を行いテレビ、新聞各社10社に掲載。
- ◆韓国釜山ウルスク文化会館にて韓国機会の学塾、四国政経塾主催【村上彩子リサイタル】開催600名の来場者を得、好評を博す。
- ◆中国洛陽市にて岡山市日中友好協会主催記念行事で演奏。申窪村希望小学校にて演奏。
- ◆台湾国民党総裁臨席の会にて演奏【サロンコンサート】開催。

- ◆ブルガリア、ウクライナにてオーケストラと共演。
- ◆フランス、コンサートに出演。◆在ルクセンブルグ日本大使館主催、国際交流コンサートに出演。
- ◆福山市市制100周年記念オペラに出演。
- ◆バッハ【カンタータNr140】、マーラー【子どもの不思議な角笛】、オルフ【カルミナ・ブラーナ】、ヘンデル【メサイア】のソリストを務める。
- ◆東日本大震災チャリティーコンサートを6回企画開催。100万円の義援金を学童、妊婦、母子家庭に支援。
- ◆臨済宗妙心寺派薪流会主催・岩手県陸前高田市、大船渡市仮設住宅6ヶ所でコンサート開催。
- ◆岡山生と死を考える会主催・第22回生と死を考えるセミナー【村上彩子コンサート】開催 作家、柳田邦男氏と共演。
- ◆黒住教立教200年村上彩子コンサートを岡山 宗忠神社、神戸、姫路で開催し収益を震災遺児の学習支援【公益財団法人みちのく未来基金】に寄付。
- ◆国際ソロプチミストイースト愛媛主催にて【夢を拓く村上彩子チャリティーコンサート】。西日本リジョンで3賞受賞。
- ◆呉大和ミュージアム村上彩子平和コンサート、岡山県PTA連合会主催・第31回幼小中高研修大会、第31回世界連邦岡山県教育者大会 世界平和祈念コンサート、日本赤十字社岐阜県支部主催「献血50周年感謝の集い」、日本女性会議2015倉敷、第41回日本診療情報管理学会、第22回日本臨床脳神経外科学会全国大会、岡山県病院協会優良職員表彰式、第53回中国地区児童養護施設研究協議会、2017、2018年子どもの虐待防止ネットワーク鳥取主催、総会記念講演会にてリサイタル、講演
- ◆エーザイ(株)社員研修として薬害防止リサイタルを8年間20回開催。
- ◆第一三共ヘルスケア(株)、ENEOS、ラジオCM放送。パイオジェンジャパン(株)の東京本社エントランス壁面に動画起用。
- ◆フィリピンでボランティア演奏。
- ◆岡山旭ライオンズクラブ認証50周年記念【村上彩子チャリティーコンサート】での収益でカンボジアに井戸50本の建設費を支援。
- ◆NHK総合【おはよう日本】で特集、BS1【列島ニュース】で再放送となる
- ◆(株)致知出版社発行、月刊誌【致知】「第一線で活躍する女性」にて三頁の掲載となる。
- ◆フジテレビ「ザ・ノンフィクション」で2度に亘り特集番組となる。
- ◆2006年より学校、病院、官公庁、企業等全国で720回のコンサート依頼を頂きコンサート開催。来場者は11万人を超える。社会的な音楽活動は、新聞掲載70回を超える。
- ◆関西二期会準会員。

【CD】「中田喜直作曲 21世紀に歌い継ぎたい名曲⑥⑦⑧巻CD録音(カワイ出版)」、
「BLUEMOON-祈りー」、「赤い小さなピアノ」発売。

村上彩子 オフィシャルサイト <http://www8.plala.or.jp/bluemoon/profile.html>

Facebook <https://www.facebook.com/ayako.bluemoon>

第1分科会

被害者支援を考える ～被害者が真に望む支援とは～

概要

被害者支援は、支援を受ける側と行う側の協力関係で成立し、一方的な支援は場合によっては被害者を追い詰める場合もある。虐待被害経験者からの意見を基に「被害者が真に望む支援」について考える。

コーディネーター

西井 啓二 (にしい けいじ) 氏

NPO法人子どもの虐待ネットワーク鳥取 常務理事
鳥取市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 会長
鳥取大学地域学部 非常勤講師 (相談援助・保育相談支援)
社会福祉法人鳥取こども学園 理事



略歴

昭和45年 追手門学院大学文学部心理学科卒業
昭和52年 鳥取県入職 中央児童相談所・知的障がい児施設等他 (心理判定員・児童指導員・児童福祉司)
平成17年 鳥取県立皆成学園 (知的障がい児施設) 園長
平成20年 鳥取県福祉相談センター (中央児童相談所・婦人相談所) 所長
平成24年 社会福祉法人鳥取こども学園 鳥取こども学園希望館 (児童心理治療施設) 館長, 法人理事
平成30年 同法人 企画広報室室長
令和元年 同法人 企画広報室室長 退職

パネリスト

Olga R. Trujillo (オルガ・R・トゥルヒーヨ) 氏

米国弁護士、コンサルタント



略歴

1983年 University of Maryland - 1983 Bachelors in Political Science (メリーランド大学 卒業)
1988年 George Washington University Law School - 1988 Juris Doctor degree (ジョージ・ワシントン大学法科大学院卒業 法学博士)
1990年～2001年 United States Department of Justice (米国法務省)
2007年～2010年及び
2016年～2018年 Casa de Esperanza (カサ・デ・エスペランサ)
2001年～現在 Olga Trujillo Consulting, Inc. (オルガ・トゥルヒーヨ コンサルティング)
2018年～現在 Latinos United for Peace & Equity (ラティノス・ユナイテッド・フォー・ピース&エクイティ)

著書等

The Sum of My Parts - New Harbinger Publications 2011、[The Sum of My Parts] (2011年)、A Handbook for Attorneys: Representing Domestic Violence Survivors Who Are Also Experiencing Trauma & Mental Health Challenges (2012年)、Preparing Survivors for Legal Proceedings (2013年)、「わたしの中のわたしたち」(日本語版) (2017年)、Enhancing Legal Advocacy through a Trauma Informed Approach (2019年)、Enhancing Trauma Informed Courts (2019年)、Creating Trauma Informed Victim Services (2019年)

パネリスト

村上 彩子 (むらかみ あやこ) 氏

ソプラノ歌手

略歴

大阪音楽大学音楽学部声楽科卒業
2007年 東京藝術大学音楽学部声楽科卒業
2019年 関西二期会準会員

受賞歴

全国ソリストコンクール優秀賞、文部科学大臣賞、大阪国際音楽コンクール奨励賞、アジア国際音楽コンクール奨励賞、万里の長城杯国際音楽コンクール入賞 他

活動歴

日本大使館コンサート (ルクセンブルグ)、日韓国際文化交流リサイタル (韓国)、ソフィアフィルハーモニー管弦楽団との共演 (ブルガリア)、台湾国民党総裁隣席の会にてサロンコンサート開催、諸外国でのリサイタル (フランス、中国、ウクライナ)
平成28年、第53回中国地区児童養護施設研究協議会 記念講演会にてリサイタル
平成29、30年、子どもの虐待防止ネットワーク鳥取主催 総会記念講演会にてリサイタル
コンサート収益にて児童養護施設、被災地支援を続けている
カンボジアに50本の井戸を建設
平成18年より学校、企業、病院、官公庁等に主催頂き、720回のコンサートを開催、約11万人が来場した

CD

作曲家 中田喜直 選集「21世紀に遺したい歌」CD付楽譜 (カワイ出版) [BLUEMOON祈り] [小さな赤いPIANO]



※村上氏の分科会資料は、p13～「いのちを考える音楽会」の資料を参照。

パネリスト

山本 潤 (やまもと じゅん) 氏

日本フォレンジック看護学会理事
一般社団法人Spring代表理事
SANE (性暴力被害者支援看護師)

略歴

2010年3月 杏林大学大学院 保健学研究科博士前期課程 看護学専攻修了
2002年～2007年 京都医療センター (看護師・保健師)
2007年～2011年 杏林大学病院 (看護師・保健師)
2012年～2014年 新座市役所 国保年金課 (保健師)
2014年～2017年 東京都福祉保健局 女性相談センター (看護師)
2017年 一般社団法人Spring代表理事

著書等

著書『13歳「私」をなくした私 性暴力と生きることのリアル』(朝日新聞出版,2017)



西井 啓二 氏 資料

2 性暴力被害、子どもと大人

基本的に被害者・児童の立場は同じと考えています。新聞記事が目にとまりました。セクハラや性暴力被害の問題にとりくんでいらっしゃる角田由紀子さん(弁護士)へのインタビューが掲載されていました。

性暴力に抗議する「フラワーズ」が広がり、たくさんの方が参加しているのを見て角田さんは「性暴力被害者のことは知っているつもりでした。でも、私がかかっているのは、司法にたどり着くことが出来た人たち。その手前で、被害について話すことさえ難しかった人がこんなにもたくさんいて・・・」と答えています。さらに「日本の刑法で被害者の意思に反したことが明らかでない限り罰に問えないのです。」と述べています。暴行などは『相手の抵抗を著しく困難にする程度』の強さが必要だと解釈されてきたのです。とのこと。法律論だけでなく文化も影響していると思えますが、『ノー』という判断 女性にはできない』それが日本の司法』と見出しがつけられていました。(参考 令和元年9月6日付 朝日新聞 インタビュー 「性暴力が無罪にならない」)

圧倒的に強い立場の親(特に父親)がことさら暴力を使わず、おだやかな威圧でも子ども(特に女兒)に性的虐待を加害することが容易であることは想像が付きまします。

近年になってやっとなり成人(女性)の性暴力被害についての発言が増えてきました。成人でさえこの状況でありながら、被害がその子どもにも及ぼす重大な影響を議論されてもその実態についてはなかなか着目されなれないのが実情です。まさに子ども達も性暴力の理について「ノーと言えない」状況に陥っています。背景となつては大人社会の性暴力の理解や文化そのものを変えてゆくこと、同時に子ども達も安心して性虐待被害を相談し、共に歩んでくれる支援者が必要としていきます。それが大人の役割なのだと思います。

3 心理的虐待・教育虐待・体罰

近年の心理的虐待通告の増加要因は、子どもの家庭での配偶者間の暴力(面商DV)について警察からの通告が増加したとされています(厚生労働省 令和元年度全国児童相談所長会議資料)。

一方で日本子ども虐待防止学会は「子どもの受忍限度を超えて勉強させるのは『教育虐待』になる。」という見解を提示しています。高学歴・高偏差値尊重の社会で「あなたのためだから・・・」という大義名分で保護者・親が常識的な程度を超えて子どもにも課題(勉強)を強いるというものです。2016年8月には、中学受験を控えた12歳の息子が命じた課題をしていないという理由で父親が息子を包丁で刺し殺すという事件が起きています(名古屋地裁 傷害致死罪 懲役13年)。このように教育虐待の多くは、身体的虐待を伴います。求められた課題をサボると体罰を加えられるということです。教育の名で自分の子どもを殺すことは理解しがたいことですが、殺人まで至らなければ美談にもなりうるのかも知れないことなのです。

教育虐待の加害者(親)の失敗には2種類想像が出来ます。ひとつは、親の目標を子どもが達成できなかったときです(例えば中学受験の失敗)。もうひとつは、子ども自身が達成できなくなってしまうことにあると思います(虐待の結果、成長発達に障害が生じる)。2020(令和2年)4月に施行される改正児童福祉法では「親は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされています。まだまだ、議論が不十分で民法上の

被害者支援を考える

～被害者が真に望む支援とは～

第1分科会 コーディネーター 西井啓二

1 隠れている子どもへの性的虐待

1990(平成2)年に厚生省(当時)が子ども虐待の統計を取り始めました。それまで埋もれていた子ども虐待に対して本格的に取り組もうとしたこと、その後社会的関心が高まり、「児童虐待の防止等に関する法律(子ども虐待防止法)」が制定されていきました。これが日本の社会が虐待を発見し、現在に至る経過です。その後、児童相談所虐待対応件数が毎年、発表されています。2018(平成30)年度は、159,850件(速報値)となり、統計のスタート時に比べると爆発的に増加しています。それまで不登校や非行と区分されていた事案にも、虐待が背景となつていく事例が生じていることから、虐待相談と分類されることや、虐待そのものの増加も要素となっています(参考:川崎二三彦2008年 現代のエスプリ「加害者臨床」)。ここでは、性的虐待に着目します。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○平成30年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成21年度	17,371 (39.3%)	15,185 (34.3%)	1,350 (3.1%)	10,305 (23.3%)	44,211 (100.0%)
平成22年度	21,559 (38.2%)	18,352 (32.5%)	1,405 (2.5%)	15,068 (26.7%)	56,384 (100.0%)
平成23年度	21,942 (36.6%)	18,847 (31.5%)	1,460 (2.4%)	17,670 (29.5%)	59,919 (100.0%)
平成24年度	23,579 (35.4%)	19,250 (28.9%)	1,449 (2.2%)	22,423 (33.6%)	66,701 (100.0%)
平成25年度	24,245 (32.4%)	19,627 (26.6%)	1,562 (2.1%)	28,348 (38.4%)	73,802 (100.0%)
平成26年度	26,181 (29.4%)	22,455 (25.2%)	1,520 (1.7%)	38,775 (43.6%)	88,931 (100.0%)
平成27年度	28,621 (27.7%)	24,444 (23.7%)	1,521 (1.5%)	48,700 (47.2%)	103,286 (100.0%)
平成28年度	31,925 (26.0%)	25,842 (21.1%)	1,622 (1.3%)	63,186 (51.5%)	122,575 (100.0%)
平成29年度	33,223 (24.8%)	26,821 (20.0%)	1,537 (1.1%)	72,197 (54.0%)	133,778 (100.0%)
平成30年度(速報値)	40,256 (25.2%)	29,474 (18.4%)	1,731 (1.1%)	88,389 (55.3%)	159,850 (100.0%)
	(+7,033)	(+2,653)	(+194)	(+16,192)	(+26,072)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島の避難先をめぐって虐待相談が増加したと見られる。令和元年度は、児童相談所長会議資料より、児童相談所での虐待相談件数は、速報値のため今年度限りあり。

虐待相談の内容別件数で、性的虐待は増加しているとはいえ、全体の1～3%程度で留まっています。相談件数なので実際に被害を受けている子どもと人数とは違っています。子どもと女性の相談の現場では、まだまだ子どもの性的虐待が埋もれていると想像しています。1.0倍あるいは5.0倍の性的虐待があつても不思議はありません。先に「社会は子ども虐待を発見した」と引用しましたが、まだ社会は子どもへの性的虐待の発見に至っていないとの仮説が成り立ちます。また、性的虐待は性行為のみではなく、わいせつ行為や児童ポルノの被害体にする等々を含みます。性的虐待の相談件数はまったく氷山の一角ともなつていないと言つて差し支えないでしょう

懲戒権（親権）との関連が整理されず矛盾をはらんでいます。
 「体罰に教育的効果はあるのか」という議論は、終わっているはずなのですが、実際には心理的虐待・教育虐待に連続する体罰が「ある」ことは間違いない有ります。体罰を肯定する一部の人は、「あの時、体罰があったから自分は立ち直った。」「今の自分の成功は、厳しい親がいたからこそ」という美談で飾られています。しかし、体罰を肯定する方々の多くは、自身の成功や勝利を「体罰」と関連づけています。つまり、勝利者が体罰肯定を宣言しているのです。勝利者がいる場合には敗者も存在しますから、「体罰のせいで人生を誤った。」「あの時の体罰がなければ違う人生があった。」と主張する敗者はいらっしやるのでしようが目立たないのです。体罰は科学ではありません。誤った信仰なのかもしれません。体罰には教育効果があると立証されていません。成功例だけをあげて効果があると結論づけるのは無理があります。また、体罰は、その質と量・程度や方法を標準化できません。このような体罰をこれくらゐの程度で与えたら効果がある」という説明は無理です。なによりも体罰をする側は圧倒的に有利な立場で子どもに反撃の機会も与えません。

芸術やスポーツの分野でも、熱意・熱血・根性・血と涙と汗。そして青春をかけて戦う姿がやがては、美談となっています。同じように美談として「体罰を否定したコーチ」もいます。芸術・スポーツの分野でも教育虐待が適用されるのか議論が分かれたところですが、体罰があれば虐待ですが、体罰がなくても、過度の課題や目標を掲げた指導に名を借りた教育虐待だと思います。なによりも、麻薬と同じく「体罰（暴力）」には効果がある」と思い込むとより強い刺激でなければ満足できなくなることが問題なのです。

4. **トラウマ (Trauma)、心理的外傷体験、フラッシュバック (flashback)**

極度のストレス（心の痛み）を経験するとそれがトラウマ（心理的外傷体験）になって、心（脳）に刻み込まれるということです。震災を経験した方がちよっとした物音に驚いたり、時には過呼吸に陥ったりということを知ることがあります。立っていられないほど住居が揺れる地震に遭遇すると大きなストレスが生じます。これは自分の命を守るための正常な反応ですが、出来事が終わってからも、心の刻印だけが残ります。その後、関連する情報に出会ったとき（例えば震災の報道に接する等）に地震に遭遇したときと同じ極度のストレスに襲われるというのがフラッシュバック（トラウマの再現）です。時には関連する出来事がないのにフラッシュバックが生じるということもあります。つまり、外的な刺激がないのに心理的な反応だけが生じるということです。フラッシュバックがなければ、トラウマと言わないのかというところでもなく、極度のストレス（人によって感じ方が違います。）は、何らかのトラウマと成って心に刻まれていましてから随分と時間が経つてご本人も忘れていられるような（記憶にない）出来事にフラッシュバックが起きるというケースもあるようです。勿論、これは人の脳の優れた機能であり同時に防衛の機能なのです。

5. **P T S D (Post Traumatic Stress Disorder 心的外傷体験後ストレス障害)**

どのような暴力・虐待、性的虐待、性暴力も、一度の体験でトラウマとなり、フラッシュバックを引き起こすことがあります。このようなトラウマとなりうる体験が一度ではなく長い期間に何度も繰り返されることによって起こる心的外傷の症状を「複雑性P

TSD」と区別されているようです。こういう場合には様々な症状が現れます。自覚できる症状やそうでないものもあるようです。なにより、専門医のサポートが必要である（参考）中島幸子「マイレジリエンス」。いろいろな場面でいろいろな症状が現れるようです。たくさんさんの解説書がありますから、気になった情報を確かめて正しく理解して下さることをお勧めします。

6. **虐待の連鎖**

虐待の加害者（親）の話を聞いてみると親自身が虐待の被害者であったということがよくあります。子どもの頃に虐待にさらされ、やがて親となって自分の子どもを虐待することを「虐待の連鎖」といいます。「自分も親に厳しく育てられたから子どもを厳しく育てる」というような話し合いで解決できそうなこともあります。加害者（親）の育てられ方によって、なんらかの心の問題や痛み、その他の要素が複雑に組み合わさっていると考えられます。

近年の研究では、子どもの虐待は、脳の成長に大きく影響すると言われています。詳細を省きませんが虐待という過酷な環境で成長することがサブバイバルです。戦争・飢餓・疫病、虐待がストレスとなり、このときホルモンの量がほんのわずかに変化し、子どもの脳の配線を永久に変えてしまいます。そして他人の不幸を喜ぶような冷酷な世界でも生き抜けるように適応しようとの研究もあります。（別冊日経サイエンス 脳から見た心の世界 part 2 M.H.タイチャー「児童虐待が脳に残す傷」）。他にも様々な研究があり、虐待環境は子どもの成長や発達に影響を与えるのは間違いない有ります。そして何より子どもは虐待の被害者となることで虐待を学ぶことになり、親となつた時に一人一人が違ったシステムで虐待の連鎖が生じるのだと思います。

ただし、虐待環境で成長したから必ず虐待する加害者（親）になるものではありません。虐待を受けながら素敵な親になつていてる方をたくさん知っています。虐待環境であっても、その後の体験で隔りから回復することは可能です。生き延びてきたこと、親になつたことを素晴らしいことだと受け止める勇氣と支援者が必要なのだと思います。

7. **二次被害（加害）**

虐待対応や支援の専門家であっても、性的虐待への対応は、極めて慎重を期す必要があります。①子どもが被害を自覚していない場合。あるいは、②ある程度成長し、重大なことであると感じても、相談する相手が見つからない場合。③子ども自身が家族と家族の助言を予想して相談することをためらう場合。④加害者から秘密にするよう強制されている場合。⑤相談することで更にひどい加害を子どもが予想する場合。⑥加害者に完璧に支配されている場合。等々、様々な要素が考えられますが性的虐待被害の子どもが支援者の元にたどり着くことは、多数の障害があり、更にとても距離があるということです。それだけに子ども自身の悩みや心の傷付きは、大きく深いのです。

このように虐待環境の子どもが自分で助けを求むことは、とても難しいことです。特に性的虐待の子どもには、周辺の大人が気付いてあげることが重要です。成人の性暴力と同様に被害状況を質問されたり、打ち明けることは、被害を再体験することでもあり、傷ついた子どもを更に傷つけるという二次被害が生じます。今回のフォーラムでは、第2分科会で二次被害を避けるための「司法面接」がテーマとなつてい

ます。二次被害は支援者が無自覚です。十分なトレーニングを受けたうえでの聞き取りと慎重が必要で

8. **解離**

解離とは「通常は統合されている意識、記憶、同一性、周囲の知覚などの機能が失われる失われる状態である。私が私でないような、ここにいるのに周囲と切り離されているような感覚だ。それは特に虐待などのトラウマ的な出来事、解決しがたい人間関係の問題などの心因性の要因」から生まれるという（落合滋之監修「精神神経疾患患患エピソードブック」）。（引用：山本潤 「13歳、「私」をなくした私」）

9. **解離性同一性障害・D I D (Dissociative Identity Disorder)**

現在D I Dと認識されている症状は、かつては多重人格障害(MPD)と考えられていたものであり、でもよくその名称が使われていた。しかし実際には、MPDはD I Dの極端な症状の一つである。『精神障害の診断と統計の手引き』第四版（通称 DM S-IV）理によれば、正式なD I Dの診断には以下のことが必要である。

- ・三つ以上に分離したアイデンティティや人格の存在(状況や自己について感知し、関連づけ、思考するやや連続的な様式をそれぞれ有している)。
 - ・これらアイデンティティや人格の状態のうち、少なくとも二つが何度も行動を規定する。
 - ・通常の忘却は説明できないほどの、重要な個人的な情報の記憶の喪失。
 - ・混乱が、ある物質による直接的な生理的影響(たとえば飲酒による記憶の喪失や無秩序な行動)や一時的な医学的な状態(例えば複雑部分発作)ではない。(注意) 子どもの場合は、症状を想像上の仲間や空想的な遊戯に帰すことができない。
- (引用：「私の中のわたしたち」 オルガ・トルヘルヒョ 著)

第1分科会での発表や意見交換での「言葉の説明」を掲載しました。それぞれの説明は、発表者が更に詳しく、あるいは間違つた説明を訂正して下さると思います。また、各項目の説明内容には、鳥取県庁家庭支援課 児童養護・DV担当係長 森直樹さんのご協力をいただきました。

特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク鳥取とは
 子どもの虐待の防止のための啓発や子育て支援活動をしています。虐待からの子ども救出とその後の援助活動をしています。鳥取県内の各市町村要保護児童対策地域協議会、各児童相談所と協力して、様々な活動を行っています。平成12年3月に発足しました。英文名を Child Abuse Prevention Tottori Association としています。C A P T T A (キャブタ)で検索してください。

公式ホームページ <http://npo-capta.org/>
 Facebook https://www.facebook.com/npo_CAPTA/
 Facebook <https://www.facebook.com/keiji.nishii.7>

山本潤氏 資料

一般社団法人Spring
代表理事 山本潤

1

鳥取県

性犯罪認知件数(2018.H30年)

	鳥取県 (人口57.06万人)	全国
強制性交等罪	17件 ('17:14)	1307件 ('17:1109)
強制わいせつ	5件 ('17:4)	5340件 ('17:5809)
異性から無理やり 性交された経験	6.0%	6.5%
相談しなかった	46.9%	67.5%

警察：平成30年1～12月犯罪統計
平成26年鳥取県の性暴力被害者https://www.pref.tottori.lg.jp/257306.htm

2

3月性犯罪無罪判決

裁判所	被告人	被害者	判決理由	コメント
福岡地裁 久留米支部 高橋晃児 判事	強制性交等罪 飲酒し意識がも うろうろとなって いる女性への性的 暴行	無罪 →検察側控訴 無罪確定	▼足踏し履きこみ抵抗で きない状態の女性に対し 性交したにも関わらず、 加害者の「性交に合意し ている女性」との誤解 が認められ無罪	▼不同意性交の創設 同意のない性交を犯罪 規定とする必要があるが 外国では法制化
静岡地裁 浜松支部 山田成之助 判事	強制性交等罪 →検察側控訴 無罪確定	無罪 →検察側控訴 無罪確定	▼不同意性交の創設 同意のない性交を犯罪 規定とする必要があるが 外国では法制化	▼不同意性交の創設 同意のない性交を犯罪 規定とする必要があるが 外国では法制化
名古屋地裁 瑞穂支部 藤村光哉 判事	強制性交等罪 抵抗できない状 態の長女(19) への強制性交	無罪 →検察側控訴 無罪確定	▼判決は不同意を認定 、抵抗できなかった。	▼不同意性交の創設 同意のない性交を犯罪 規定とする必要があるが 外国では法制化
静岡地裁 伊東支部 長 判事	強姦 改正刑法前 12歳の長女への 性的暴行	無罪 →検察側控訴 無罪確定	▼被害者の供述を複数回 行われる。供述内容が 変遷しているため信用で きないものと断っている	▼司法面接を必ず行う ▼司法面接でのビデオ 証拠証拠によるように

3

2014年 9月
松島みどり法務大臣就任会見

2014年11月
法務省「性犯罪の罰則に
関する検討会」

2015年7月院内集会
法務省職員による「刑法検討会まとめの報告」

強姦より強姦の
ほうが罪が軽いに
傾き

4

人生で一番のショック！

▼親子間でも真実な同意に基づく
性行為がないとは重くない
(検討会第6回会議)

▼被害者が積極的に加害者
(親など)にせまられた場合
(法制審議会第3回会議)
⇒ありえない。
「自分の心身を差し出す」
ことならある

新えないことで被害者の心の
平安を保護する
(法制審議会 第4回会議)

⇒そもそも
心の平安はない。
回復は数年～数十年の
時間がかかる

性暴力と刑法を考える当事者の会
代表 山本潤

5

性暴力被害がどういった経験なのか 知られていない

性暴力被害のことを
全く知らない人たちが
被害者に大きな影響を
与える法律を作っている！

6

法務省官僚

2015年11月
法務省 法制審議会
—刑法(性犯罪関係)部会

2015年8月性暴力と刑法を考える
当事者の会立ち上げ

2016年9月
法務大臣への答申

2016年秋～
2017年1月
国会審議

2017年6月16日
刑法性犯罪改正

2016年秋～
2017年1月
キャンペーン始動

署名提出
ロビイング
参考人

7月7日一般社団法人
Spring設立

7

2017年7月7日設立

日本初！法人化された被害者団体
・20名強のボランティアスタッフ
・刑法性犯罪改正に向けた活動

8

強制性交等罪(旧強姦罪)

旧刑法 第177条(強姦罪)
暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫(かんいん)した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期徒刑に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

新刑法177条(強制性交等)
13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期徒刑に処する。13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

9



10

積み残された課題とは・・・?

暴行脅迫要件
・暴行脅迫があったことを被害者側が証拠で立証
⇒立証できなければ、不同意でも罪に問えない

パートナーからの性犯罪
・内閣府調査では交際相手・元交際相手から加害者23.8%
・「パートナー関係であればいつでもセックスOK」という認識
⇒DV被害

地位・関係性
・「上司と部下」「先生と生徒」「先輩と後輩」等は考慮なし
・「監護者」「親(重親)」「施設職員」程度
⇒対等でない関係における被害は潜在化しやすい

性交同意年齢
・性交の意味やリスクを理解し、相手に意思を伝えることが
できる年齢「13歳」しかし、中学生に性交は教えない
⇒13歳以上の被害者には、成人と同じ暴行脅迫要件が適用

時効
・強制性交等罪10年
・強制わいせつ罪7年
⇒過むたら加害者を罪に問えない

集団強姦罪
・廃止
⇒不起訴事例が続いている

※詳しくは「見直そう！刑法性犯罪～性被害当事者の視点から～」を参照

11

最も解決したい課題

▼性加害をした人が有罪にならない
▼弱い立場の人が性暴力を受ける
(子ども、障害者、若年層、外国籍、ジェンダー差、職業・・・)
▼性暴力を許す社会の風潮

12

見直そう！刑法性犯罪！

2018年/ルリス
チーム助成金により
印刷されました。

13

暴行脅迫要件

裁判で暴行脅迫が立証できなければ、不同意でも罪に問えない

毛布をかぶせられた→暴行にならないの？
「殺すぞ」と言われた→脅迫にならないの？

▶提案
・同意のない性交、意思に反した性交を処罰する規定を作る
・不同意規定がある国
イギリス、アメリカカリフォルニア州、ドイツ、カナダ、ブータン、インド

14

2017年改正で積み残された課題1

公訴時効

強制性交等罪=10年、強制わいせつ罪=7年を過ぎたら加害者を罪に問えない

ケース
Aさんは4～10歳のとき、親戚の夫婦から日常的に性虐待を受けていた。男性は「このことを誰にもいえない」とAさんを脅し、性的に侮辱する言葉を並び、性交した。女性からは性器に物を挿入された。Aさんは自分の身に起きていることが理解できず、助けを求めることは不可能だった。その後、かいつくねって性虐待の記憶を失っていたが、25歳後に記憶がよみがえり、体調を崩して精神科を受診。精神科医からPTSDと診断された。弁護士に相談したところ「時効のため訴えを起こすことはできない」という答え。性犯罪に時効があるために、加害者を訴えるという「遺恨」すら、Aさんには残されていなかった。

なぜこのままではいけないの？
1 性暴力に対する正常な反応である「かいつくねる」のため、被害者は被害を認識するに時間がかかる。
2 記憶がよみがえってからはPTSD症状により、加害者を訴えることはできません。時効となってしまふ。

・未成年の被害者が刑事的処罰のために訴えることが難しい
・成人になったときは、時効、もしくは時効が迫っている。
【ドイツ】子どもの時の性被害をコールセンターに問い合わせた人の平均年齢46歳
→30歳まで延長公訴時効を延長、その後20年間訴えられる
▶提案 時効の廃止

15

諸外国との比較

	日本	ミシガン州	ニューヨーク州	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
法定刑	5年以上 の 有期徒刑 (20年)	無期拘禁 または 有期 拘禁(第 1級性犯 罪)	5年以上 25年以 下の 拘禁刑(第 1級性犯 罪)	終身刑	10年以 上15年 以下の 拘禁刑	2年以上 15年以 下の 自由刑	3年以上 30年以 下の懲役
公訴時効	10年	時効なし(第1級性犯罪)	時効なし(第1級性犯罪)18歳まで停止	時効なし	満20年30歳まで停止	20年30歳まで停止	10年成人まで停止13歳未満、障害者時効なし
性交同意年齢	13歳未満	16歳未満	17歳未満	16歳未満	15歳未満	14歳未満	13歳未満

16

断固として反対 できているのか？

▼名古屋地方裁判所岡崎支部 準強制性交等罪無罪判決
2019年3月26日、名古屋地方裁判所岡崎支部は、中学2年から長女（19）への性的虐待を行っていた父親の2017年8月と9月の性交に対して、長女が「性交は恐怖心を抱くものでなく、嫌わさるを得ないような強い支配、従属関係にあるまでは脅威を感じず、被害者の同意を認めない」として、無罪と判断した。

抵抗できたのになかったと認定

▼静岡地方裁判所 強姦罪無罪判決
2019年3月28日、12歳長女に対する約2年間にわたる、週3回の頻度で性行為を強要されていたと認められた強姦罪で起訴された男性について、静岡地方裁判所は、被害者が「性交は嫌わさるを得ないような強い支配、従属関係にあるまでは脅威を感じず、被害者の同意を認めない」として、無罪と判断した。

被害時、12歳の被害者が一貫した証言ができなかった

17

▼福岡地方裁判所久留米支部 準強姦罪無罪判決

2019年3月12日、福岡地方裁判所久留米支部は、女性が飲食店で深酔いして抵抗できなかった状況の中、性的暴行を強要された福岡市内の会社役員男性に対し、「女性は深酔い状態を認め、同意を認めた」として、無罪と判断した。

▼静岡地方裁判所浜松支部 強制性交等致傷罪無罪判決

2019年3月19日、静岡地方裁判所浜松支部は、女性に対する強制性交等致傷罪に問われたメキシコ人男性に対し、被告人の暴行が被害者の同意を認めたこと、被害者が「頭が真っ白になった」と供述したこと、被害者が「抵抗できなかったのは精神的な理由による」と認定したことから、女性が抵抗できなかった形での抵抗はなかったとして、無罪と判断した。

加害者が性交に同意したと誤解したら、無罪になる
相手の反応に鈍感な人ほど有利

18

附則がついた！

政府は、この法律の施行後三年を目途として(中略)必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



2020年？
法律を議論するには2年かかる。もうスタートしないと間に合わない！

25

法務省

3年後に見直しを検討するかはわからない
調査や裁判例を判断していく

今後 検討会委員を決める

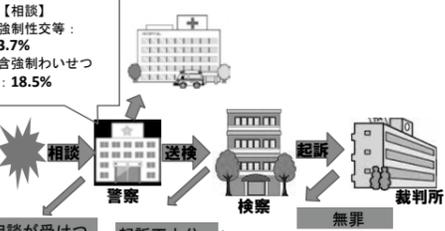
前回検討委員会
12人（裁判所1人、法務省1人、警察庁1人、刑法学者6人、加害者側弁護士1人、被害者側弁護士1人、臨床心理士1人）

見直ししない
見直し 検討項目を決める

26

司法運用の問題

【相談】
強制性交等：
3.7%
含強制わいせつ：
18.5%

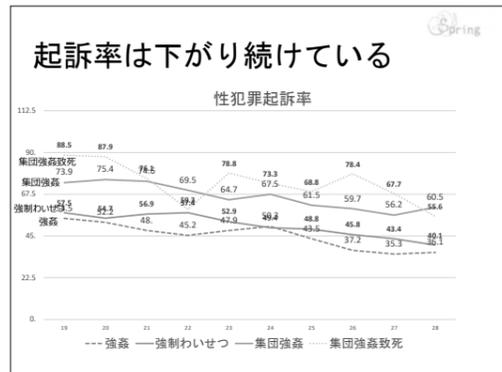


相談が受けつけられない
捜査が始まらない

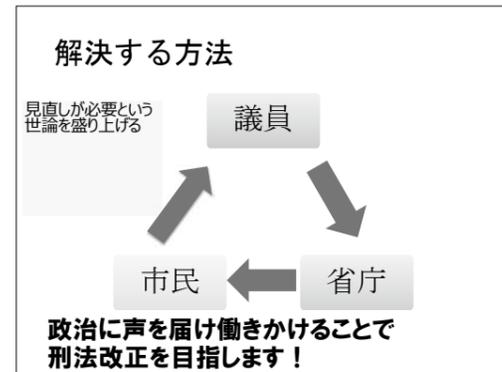
起訴不十分
不起訴相当

【起訴率】H28
強姦：36.1%
強制わいせつ：40.1%

19



20



27

One Voice キャンペーン

キャンペーン戦略

1人1人の声を集めて刑法改正する

28

性暴力は身近な出来事

平成29年度
内閣府男女共同参画局
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-7.pdf

- 無理矢理に性交等（口交・肛門性交含む）をされた経験
女性の（13）人に1人
男性の（67）人に1人
- 小学校入学前や小学生の時の性交等（口交・肛門性交含む）
女性の（14.9）%
男性の（17.3）%
- 加害者が、知っている人（88.8）%
4) 誰にもそのことを相談していない（56.1）%

21

性被害後の精神的後遺症

- PTSDの発症率（Kessler et al., 1995）
→レイプ被害を経験した男性の65%
女性の45.9%
- 精神疾患、物質乱用率（全米女性調査、1992）
→レイプ被害者（女性）のうつ病発症率30%
（犯罪被害者ではない場合10%の発症率）
- 性暴力被害者がアルコール関連問題を抱える割合は
非被害者の13.4倍、薬物関連問題は26.0倍
- 性的被害経験のある学生は非被害者の学生と比べ
自殺企図の割合が6.4倍（Tomasula et al, 2012）

性暴力と報道対話の会
目白大学人間学部心理カウンセリング学科 専任講師 齋藤 祥
（公社）被害者支援センター 臨床心理士

22

One Voice キャンペーン

問題解決能力（人々、スキル、他）

刑法性犯罪改正！

2018年 法務省調査研究WGの開催

2020年 法務省 刑法性犯罪見直しを始める

2021年 or 2022年6月 評価と次のステップ

▼ロビイング
・市民の声を届ける
・議員・省庁への働きかけ

政治の場に届いた！

29

One Voice が政治を動かす！

市民活動が → メディアに取り上げられ → 政治の場に届いた！

One Voiceが多ければ多いほど、政治・社会を動かす力大きくなる！

30

性暴力を発生させる要因

加害者の要因	社会・政策レベル	被害者の要因
性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている
性暴力に対するコミュニティ・組織の道徳的な制裁措置が弱い（コミュニティ・組織） コミュニティ・組織の経済力が低い（貧困地域）	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている
2人以上のパートナーをもつ、それを奨励する家庭 仲間からのプレッシャーに弱い	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている
個人レベル <個人のバックグラウンド> 低い社会的地位・経済力、暴力団への加入 <子ども時代の暴力被害> 性暴力・身体的暴力の被害経験、DV目撃経験 <メンタルヘルス上の問題> 反社会的性格障害、飲酒問題、ドラッグ	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認する傾向がある（暴力容認の性役割・社会規範） 男性優位が当たり前の社会になっている

23

性暴力をなくすには（世界的に効果が証明されている実践）

刑法性犯罪改正

加害者の要因	社会・政策レベル	被害者の要因
性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする
コミュニティ・組織の道徳的な制裁措置が弱い（コミュニティ・組織が性暴力に寛容） コミュニティ・組織の経済力が低い（貧困地域）	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする
2人以上のパートナーをもつ、それを奨励する家庭 仲間からのプレッシャーに弱い	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする
個人レベル <個人のバックグラウンド> 虐待・体罰を学ぶ （虐待防止法、養育者のトレーニング） 飲酒を制限する法律、罰金 <メンタルヘルス上の問題> 反社会的性格障害、飲酒問題、ドラッグ	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする	性暴力に対する法的な制裁措置が弱い 社会の常識として暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（性暴力禁止法） 社会の意識改革をし暴力を容認しないのが当たり前の社会になっている（キャンペーン、メディア、ワークショップ、トレーニング） 男性も女性も平等に働きかけられる社会にする

24

One Voice キャンペーン の目標

計画案（1）
刑法性犯罪を審議中の国会議員会館を全国の#One Voiceメッセージで埋め尽くす！

計画案（2）
公式twitterなどSNSで拡散キャンペーン！

国会議員会館

Springが、皆さんの声を社会に伝えます！！
一緒に声を届けてくれるスタッフ募集中！

31

ロビイングで市民の声を政治に届ける

与党・野党議員 60人との面談

32

2、世界に声を届けるイベント開催

延べ参加人数330人

33

2、世界に声を届けるイベント開催

- ・2018年 日本政府主催WAW! (世界女性会議) にブース出展
- ・2019年3/23,24WAW! にブース出展

ノーベル平和賞 賞歴年少受賞 マララさん 来日スピーチ

34

3、調査研究

<https://spring-research.webnode.jp/>

「性暴力の被害経験に関する調査」
同意のある性交と同意のない性交との違いを明らかに
→31人にインタビュー、被害件数41件
多くは顔見知りらの被害
車や暗い場所に追込まれる、上下関係につけこまれる
「エントラップ(罠)型」が19件
被害を認識するのに時間がかかり
自分を責める人も多い。
9件は警察に相談、有罪は2件

協力研究者と質的調査

35

4、広報で伝える

HP, blog, FB, twitter, メールマガジン

36

2019年5月13日 山下法務大臣と最高裁判所長官に要望書提出

まずは法改正を!
性暴力が性犯罪と認められる社会へ

37

2019年6月24日 法務省刑事局長に4万5千人の署名を提出

45,875

38

Springの歴史

- ▼前身団体「性暴力と刑法を考える当事者の会」
2015年8月～2017年6月
・法制審議会に2回要望書を提出、ヒアリング出席
・他3団体と連携して「#me too」キャンペーン、前回法改正を後押し
- ▼一般社団法人Spring
2017年7月～
2017年7月 法務省大臣政務官 要望
2017年12月 与党 12 議連 設立
2018年2月 12団体からなる刑法改正市民プロジェクト 取りまとめ
2018年7月 英国視察
2018年11月 院内集会(現場からの報告)刑法改正市民プロジェクト140人
2019年3月 #me tooで変えよう! 刑法性犯罪 全国キャンペーンスタート
2019年5月 法務大臣に要望書提出
2019年6月 3団体で法務省刑事局長に4万5千人の署名を提出

39

法務省が選ぶ 刑法性犯罪改正

刑法を検討する会議に 当事者・性暴力の実態を 理解している専門家を 半数以上入れる

社会の変化に対応する
・受け入れがたい行為を 規制し、重大性に見合う 刑を定める
・児童と弱者が保護される
・処罰されるべき犯罪である と加害者に強いメッセージを送る

【フラワーデモとのコラボ】
毎月11日開催
毎月全国14か所開催
OneVoiceを集める
11/10日開催イベント

40

Spring 全国キャンペーン #me too で変えよう! 刑法性犯罪

各地方でイベントを開催
関心がある人に手をあげてもらおう

#OneVoice全国アクション!

- 3月16日(土) 神奈川県 <神奈川StaRt> 30人中8人が#OneVoiceメンバーに
- 6月9日(日) 大阪府 <大阪被害者アドボカシーセンター> 26人中7人が#OneVoiceメンバーに
- 7月13日(土) 沖縄 <おきなわCap> 49人中6人が#OneVoiceメンバーに
- 8月24日(土) 福岡県久留米 <NOISHくるめ・あいたた倶楽部>
- 10月14日(月・祝) 名古屋
- 12月7日(土) 岡山県

41

あなたの#One Voiceを書いてください!

One Voice

キャンペーン

刑法改正に向けた“前向き”なメッセージをお願いします。
このあと、写真撮影を行います!

42

あなたのお友達にも広めてください!

ひとりの声が 大きな力になる!

43

One Voice

キャンペーン

OneVoiceシートにメッセージを記入し、写真を撮って onevoice@spring-voice.org に送ってください。
上記QRコードからも申し込みます
* OneVoice写真は、web、国会議員会館などの公の場で公開されます
* 手元や、OneVoiceシートで顔が移らないようにとっても大丈夫です。

44

Spring ご支援のお願い

ロビイングはお金がかかる!
のに、収益にならない。。。

2018年度
ロビイングの収入5万円 支出595900円 (人件費なし)

2019年度～
全国キャンペーン展開!
国会議員は地方から選出される。
性暴力はどこでも起こる。地方から
刑法改正の機運を盛り上げよう!

One Voice キャンペーン
さらに赤字化…?

45

Spring会員①

あなたのご支援で、たとえばこんな事ができます。

- 1,000円会員を1年間継続すると
被害者の声を集めた冊子を500冊作成することができ、一人でも多くの人に被害者の声を届けられます。
- 3,000円会員を1年間継続すると
5人のSpringスタッフが、3回ロビイングへ行くことで、国会議員や関係者へ被害者の声を直接届けることができます。
- 5,000円会員を1年間継続すると
活動を地方へ広げる全国キャンペーンイベントが一回開催でき、市民や地方議員へ被害者の声を直接届けることができます。

46

Spring会員②

*ご入会は、Springパンフレット及びWebから申し込みいただけます。

名称	区分	会費	申し込み・決済方法	特典
Early Spring	メルマガ会員	0円/月	クレジットカード	メルマガ配信(月2回)
個人向け	Spring	寄付会員 500円/月	クレジットカード・銀行振込	メルマガ配信(月2回) 活動報告書(年1回) イベント参加券(年1回)
	Breeze	寄付会員 1,000円/月	クレジットカード・銀行振込	メルマガ配信(月2回) 活動報告書(年1回) イベント参加券(年1回)
団体向け	Water	寄付会員 3,000円/月	クレジットカード・銀行振込	メルマガ配信(月2回) 活動報告書(年1回) イベント参加券(年1回)
	Sun	寄付会員 5,000円/月	クレジットカード・銀行振込	メルマガ配信(月2回) 活動報告書(年1回) イベント参加券(年1回)
単発ご寄付	Earth	団体会員 10,000円/年	クレジットカード・銀行振込	活動報告書(年1回) 団体名Web掲載(申請時)
	Supporter	単発寄付	ご自由に	準備中

※クレジットカード決済は、Spring 本部よりとなります。

47

突き刺さりたいゴール

- ▼してはいけないことを明確に定め、違反した場合には、適切に対応する
- ▼心身に大きなダメージを受けた被害者は、支援を受けないと訴えられない
- ▼被害者を支援し、司法の手続きが進むこと、被害者が回復することが重要
- ▼加害者を訴追する
- ▼加害者が性暴力行動を手放すための治療教育

48

第2分科会

司法面接の現状と課題 ～今後の司法面接のあり方～

概要

正確な事実を子どもにとってできる限り少ない負担で子どもから聞き取るための面接手法である「司法面接」についてその概要を説明し、「司法面接」とその前提となる「多機関連携」の課題について、鳥取県内の現状と全国的な流れの比較検討を踏まえて、司法・福祉・医療のそれぞれの立場のパネリストがディスカッションを行い、子どもにとってより良い「司法面接」と子どものための専門機関の連携を考える。

コーディネーター

大田原 俊輔（おおたわら しゅんすけ）氏

弁護士法人やわらぎ 代表弁護士（鳥取県弁護士会所属）
鳥取県弁護士会こどもの権利委員会委員長
鳥取県弁護士会元会長（平成20年度、平成28年度）
鳥取県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員
特定非営利法人こどもの虐待防止ネットワーク鳥取理事



略歴

平成 2年 中央大学法学部法律学科卒業
平成 5年 司法試験合格
平成 8年 弁護士登録（鳥取県弁護士会入会）、「大田原俊輔法律事務所」開設。
平成16年 事務所法人化、「弁護士法人やわらぎ」代表弁護士。

コーディネーター

北野 彬子（きたの あきこ）氏

きたの法律事務所 弁護士（鳥取県弁護士会所属）

略歴

平成17年 大阪市立大学法学部卒業
平成19年 関西学院大学司法研究科卒業
平成20年 司法試験合格
平成22年 弁護士登録



パネリスト

飛田 桂（ひだけい）氏

神奈川県弁護士会所属
ベアヴェニュー法律事務所
NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ代表理事



略歴

平成26年 1月 神奈川県弁護士会（当時の横浜弁護士会）登録
平成26年 1月 日本大通り法律事務所入所
平成30年12月 ベアヴェニュー事務所開所
平成31年 4月 NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ開設

パネリスト

片桐 千恵子（かたぎり ちえこ）氏

医療法人同愛会 博愛病院 産婦人科部長

略歴

平成 元年 鳥取大学医学部卒業
平成 6年 鳥取大学大学院医学研究科外科系専攻博士課程修了
平成 7年 米国 ハワイ大学産科婦人科留学
平成 8年 博愛病院産婦人科
平成17年 鳥取大学医学部産科婦人科（助教）
平成23年 博愛病院産婦人科



パネリスト

中村 葉子（なかむら ようこ）氏

横浜地方検察庁 総務部長 検事（令和元年10月現在）
社会福祉士（平成29年登録）
精神保健福祉士（平成31年登録）

略歴

平成5年 検事任官
平成19～21年度 司法研修所教官（3年間）
平成26年度～ 京都・名古屋・横浜地検の総務部長として児童虐待多機関連携担当



中弁連の意見・中国地方弁護士会連合会(中弁連)

7/7 ページ

一部に転載

HOME 理事長室 中弁連について 中弁連の電話 6555124 弁護士会の紹介 公益活動の紹介 市民協会の紹介 リンク集

中国地方弁護士会連合会 〒730-0161 広島県広島市宇野区宇野1-1-1 中国地方弁護士会
TEL: 082-238-0280 / FAX: 082-238-0418
copyright(C) Chugoku Federation of Bar Associations all rights reserved.

http://chugoku-ba.org/iken/2016/sengen_20161014.html 2019/09/04

7

子どもの司法面接制度の導入を求める意見書

2011年(平成23年)8月19日
日本弁護士連合会

意見の趣旨
児童虐待や犯罪等の被害を受けた子ども及び児童虐待や犯罪等の被害の目撃者である子どもから、児童福祉に関する調査及び犯罪捜査のための事実の聴取りを行う場合は、以下の内容を要素とする司法面接制度を導入すべきである。

- 1 誘導・暗示に陥りやすい子どもの特性に配慮し、子どもからの聴取りは専門的訓練を受けた面接者が行う。
- 2 子どもからの聴取りは、誘導的、暗示的な聴った聴取り方法を排して、子どもの記憶が汚染される前に、子どもからできるだけありのままの供述を得て、刑事事件の立件手続の適正を確保するとともに、繰り返し聴取を受けることによる子どもの二次被害をできるだけ回避することを目的として、児童福祉に関する機関、捜査機関等の関係諸機関から構成する多機関連携チームが主体となつて、一堂に会して別室で見守る中で、専門的訓練を受けた面接者が、原則として、1回限り行うものとする。
- 3 子どもからの聴取りにおける質問及び供述並びにそれらの状況は全て録画する。
- 4 子どもからの聴取りは、子どもが安心して話をすることができる物理的な環境を備えた場所で行う。

意見の理由
第1 はじめに
児童虐待等、子どもが被害者となる事件は絶え絶えない。全国の児童相談所が2009年度(平成21年度)に対応した児童虐待の相談件数は44,211件となつた(2010年度(平成22年度)の相談件数は、速報値ではあるが、55,152件となっている。)*。この中で、性的虐待の相談件数は1,350

*1 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要)及び児童虐待相談対応件数等」平成23年7月20日公表

8

件(約3%)⁴である。これらは保護者による性的加害の件数であり、第三者による性的加害の件数は含まれていない。また、事案の性質上、発見が困難であることを考えれば、児童が被害者となっている実態は、上記件数をはるかに上回るものと考えられる。

被害者となつた子どもが被害事実確認のために、警察・検察や児童相談所で事情聴取を受けることは少なくない。

一方で、子どもが犯罪等の目撃者として警察捜査の対象となり、取調べを受けることも少なくない。

また、子どもの供述評価を誤つた結果、誤つた逮捕・起訴など、えん罪が生じている可能性も否定できない。

そのような過程で、子どもの供述内容が外的に汚染されないようにできるだけありのままに聴き取り、それをそのまま記録し、かつ検証できるようにしておくことは、子どもの福祉的保護手続においても、刑事事件の立件手続(被害者保護とともに、えん罪防止という観点からも)においても、本来必要なことである。

しかし、これまでの我が国の法制度では、不適切な事情聴取により、あるいは、捜査機関の描いた構図に合致する供述が得られるまで何度も聴取りが行われることによつて、しばしば子どもも記憶が歪められたり汚染されたりして、供述の信憑性に疑問が生じたり、子どもが精神的な負担を受けるなどの二次被害が生じるなどの問題事例が発生していた。

そこで、子どもの供述内容を、できるだけ汚染のないようにありのままに聴き取り、その内容をそのまま記録して、後日、関係者が記録された内容を精査することにより、福祉手続及び刑事手続のそれぞれにおいて、適切な措置がとられ、あるいは適切な処分がなされるような制度的手当が必要である。

第2 司法面接とは
一般に、いわゆる「司法面接」(英語でforensic interview)とは、専門的な訓練を受けた面接者が、誘導・暗示に陥りやすい子どもの特性に配慮し、児童虐待等の被害を受けた子ども等に対し、その供述結果を司法手続で利用することを

*2 厚生労働省「平成21年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果」

9

想定して実施する事実確認のための面接をいう。アメリカやイギリスにおいて開発され、現在では、その有用性が認められ、諸外国でも多く採用されている。

「司法面接」には、面接技法としての側面と同時に、システムとしての側面がある。すなわち、後述するように、児童虐待等を受けた子どもが医療機関、福祉機関、捜査機関、訴訟機関等から何度も被害事実の聴取を受けた場合、その度に被害事実を再体験し、さらなるトラウマを負うという二次被害にさらされることになる。かか子どもへの負担を可及的に低減させるため、関係諸機関の専門家を多機関連携チーム(Multidisciplinary Team、以下「MDTチーム」という。)として一つにまとめ、調査及び捜査の段階において、関係諸機関の専門家が一堂に会して別室で見守る中で、原則として1回に限り、専門的な面接者を介して子どもからの聴取りを行うというシステムが「司法面接」である。「司法面接」には、こうしたシステムとしての側面も含意されている⁵。

第3 司法面接の意義・有効性
1 ありのままの供述を得るために
面接技法としての司法面接は、子どもの記憶が汚染される前に、誘導的、暗示的な聴った聴取り方法を排して、子どもから、できるだけありのままの供述を得ることを目的としている。

すなわち、子どもは、自己の経験と他者からの情報との区別がつきにくく、という発達上の認知的特徴や、インタビュアーからの対人的な圧力によつて、与えられた情報を真実と信じやすいという特徴があり、誘導や暗示にかかりやす

*3 1983年にカリフォルニア州で起きた「マクマレーティン・プレスクールの性的虐待事件」を契機とする。幼稚園で多くの幼児が性被害の訴えをし、幼稚園職員や要保者が複数逮捕されたが、裁判の過程で、子どもの証言は面接したカウンセラーの誘導的な質問によつて導き出されたもので虐待の事実がなかったとの判断に至り、逮捕者全員が無罪とされた事件である(子どもの虹情報研修センター・平成15年度研究報告書「アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書」10頁)。

*4 木田秋津「チャイルド・アドボカシーセンターモデルの理論と実践—アメリカにおける多職種専門家チームによる虐待事案への対応」自由と正義61巻1月号92頁

*5 現在、一部の児童相談所で実践されている、いわゆる「被害事実確認面接」は、主として面接技法の側面に着目したものと見えよう。

10

いと言われている”。また、容易に記憶の混濁が生じ、虚偽の事実を真実であると思ってしまうのが子どもである。

そのため、多くの事件において、子どもの供述の信用性が否定されている。そこで、子どもに対する誘導を避け、子どもの自由な供述を得るためには、子どもが自由な話ができるような環境で、子どもの認知能力等を理解し、十分に訓練された専門家による事実の聴取りが必要である。

誘導的、暗示的な事実聴取から得られた子どもの虚偽の供述がえん罪を招く危険もあることを考えれば、誘導的・暗示的でない事実の聴取り方法は、えん罪防止という観点からも重要である*。

以上のとおり、司法面接の導入により、えん罪の防止とともに、立件すべきものは適切に立件する（真の被害者保護）という効果が期待し得る。

もっとも、司法面接の手法は、どんなに訓練を積んだ面接者がセオリーどおりの方法で供述を得たとしても、そこで得られた供述内容の真実性を担保するものではない。

なぜなら、面接時点ですでに子どもの供述が汚染されていることもあり得、また、何らかの理由により、作られた虚偽の記憶であることもあり得るからである。

司法面接の手法は、子どもからの聴取り方法として、最も優れた方法ではあるものの、常に客観的真実と一致する供述が得られるという保証はないということを認識すべきである。したがって、供述に頼らない客観証拠を重視した捜査を行うべきことは、司法面接を導入した場合でも、何ら変わることはない大原則である。

この点、すでに司法面接を導入している国においても、司法面接の結果で得られた供述内容を唯一の証拠として刑事立件や有罪認定がなされることは原則としてなく、裏付けとなる客観証拠があつて初めて供述内容の信用性が認められる。

*6 仲真紀子「司法面接：事実と焦点を当てた面接法の概要と背景」ケース研究299号 3頁

*7 仲真紀子「目撃証言の心理学」北大路書房（2003年）79頁

*8 兵庫県西宮市にある知的障がい児の養護施設「甲山学園」で12歳の児童2人が行方不明となり園内のトイレ浄化槽で死体となって発見され、同園の保母が容疑者として逮捕された。この事件においては園児の目撃供述があつたが、その信憑性についての疑問から、20年以上の年月をかけて無罪判決が確定した。

れると考えられている。また、面接者が面接の結果で得られた供述の真偽を判定することはできないとされていることを銘記すべきである。

したがって、司法面接の結果を録画したビデオ等のみから、その内容の真偽を判断することは難しい性質のものとして、司法面接の制度構想を検討する必要がある。

2 二次被害回避のために

システムとしての司法面接は、調査及び捜査の可能な限り早い段階において、関係諸機関の専門家が一堂に会して、原則としては、1回に限るべく、専門的な面接者を介して子どもからの聴取りを行うこととし、子どもからの聴取りの回数を可及的に減らし、二次被害を回避するという目的を有する。

司法面接は、できるだけ汚染のない供述を得る面接技法としての意義・目的とともに、システムとして被害者の二次被害を防止するという意義・目的を併せ持つものであり、そのどちらからかおろそかになつてよいものではない。なお、対象者、対象事案等によっては、1回の聴取りでは聴取すべきことを全てを聴くことができなことも考えられ、再度の聴取がやむを得ない場合もあり得るであろう。したがって、再度の聴取が一切否定されるべきというものではない。

第4 我が国で司法面接を導入する必要性

1 児童虐待の現状について

我が国では、児童虐待の深刻さが年々増している。前述したとおり、児童相談所の相談対応件数は年々増加し、2010年度（平成22年度）には速報値で55,152件となっている。

しかし、相談件数の増加は、以前は虐待と認識されていなかった行為が虐待と認識されるようになつたとの意識の変化とともに、今まで声を上げることができなかつた子ども自身や、やっとな声を上げるようになったことにも起因していると思われ。ようやく声を上げた子ども自身や周囲の人々の虐待通告が、無駄になるようなことがあつてはならない。

児童虐待は、家族間での出来事であり、被害者である子どもにとつて、加害者である親が犯罪者になることが望ましいとは限らないため、児童虐待が刑事事件として立件されることは多くはない。

児童虐待は家族の中の病理に根付く根深い原因に基づくことが多いため、親子再統合のためには、家族の病理を精神医学的治療、心理学的ケア、福祉的サポートによって解決することが必要で、必ずしも加害者に刑罰を科することが再発防止につながるとは限らない。

しかし、被害者である子ども自身が加害者である親の処罰を望んでいる場合であつても、捜査機関が立件に手をこまねく実態があるのも事実である。

また、立件の熟慮があつても、子どもからの不適切な事情聴取によつて、被害者であるはずの子どもを一層傷つけてしまう結果になることもある。とりわけ、性虐待があつたとして、子どもが勇気を振り絞つて被害申告・告訴しても、繰り返しの、あるいは不適切な質問事項を含む事情聴取によつて、子どもが二次被害に遭つたり、挙げ句、立件が断念されたりし、その結果、子どもがさらに傷つく事態が生じていることは問題である。

2 保護手続と刑事手続の分離の問題

虐待の被害者たる子どもが発見された場合、児童相談所が子どもを保護するための福祉手続を進め、捜査機関が刑事事件としての立件を視野に動くことになる。

被害事実の認知は、児童相談所が先に認知していることもあれば、警察が先に認知して児童相談所に要保護児童通告するという場合もある。

いずれにしろ、現状では被害事実の聴取りは、児童相談所と捜査機関により、二重に行われることになる。

しかも、我が国の捜査機関は、しばしば児童虐待、とりわけ性虐待を犯罪として立件する場合、被害児童からの聴取りの過程で、当該被害児童を二次被害に遭わせるといふ事態が発生している。

性的被害の記憶は、解離症状を伴うことがあるなどの理由により、記憶が事実なのかフアンタジーなのか区別がつき難くなっていることも多い。これに対し、性的被害者の記憶の特徴に配慮しない捜査官の取調べが行われることも多く、その過程で、供述内容が虚偽ではないかと子どもを追及したり、何度も同じことを子どもに聴いたりするなどして、子どもがいわゆる二次被害に遭つたという事例がしばしば報告されている。また、その追及や誘導・誘導の過程で、記憶が歪められ、汚染されていくという事態が発生する。歪められ、汚染された子どもの供述を無条件に信用してしまつた結果、えん罪が生まれた事例もある。

そして、捜査機関は、自らの描いた構図に合致しない場合、子どもの供述内容が直ちに信用できないとしてしまつたり、他方で、無理な供述を引き出して、子どもが供述に頼つた立件をし、公判において被告人側が激しく争うという事態を招くことがある。

3 問題の改善の必要性

このような、現状の刑事司法の過程で起きている問題の多くは、司法面接の

手法を導入することによつて回避できる。

すなわち、児童相談所と捜査機関が一堂に会して司法面接を行うことにより、児童相談所と捜査機関がそれぞれ独自に手続を進めることによる事情聴取の重複を避けることができる。

また、子どもからの聴取りについて、訓練を受けた面接者が面接をするので、誘導・誘導等の誤つた手法を排することができる。もちろん、子どもを傷つけるような質問が行わす、子どもが聴取りに耐えられる精神状態にあるかどうかを観察しながら行うので、子どもの二次被害も防ぐことができる。

また、記録された供述内容を、複数の専門家が多角的に検討することができるようになる。

我が国の現在の捜査手法は、国際的にも問題視されているところである。すなわち、国連子どもの権利委員会は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」に基づく日本政府報告の審査を行い、2010年6月、日本に対する総括所見を出したが、その中で、司法面接について以下のとおり報告した。

「繰り返し証言するよう求められることによつて子どもがさらなるトラウマを受けることがないようにするため、当該分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者の子どもにも支援及び援助を提供するための手続を緊急に見直すとともに、この目的のため、当該手続において口頭での証言ではなく録画による証言を使用することを検討すること」* (VI. 39 (a))

4 小括

以上のように、面接技法としての司法面接、そして、システムとしての司法面接は、いずれも子どもの最善の利益にかなうばかりでなく、真実の発見やえん罪防止にも寄与しうるものであるから、我が国においても導入を検討すべきである。

第5 我が国で導入する場合の制度構想

そこで、我が国でも、諸外国に倣つて、面接技法及びシステムとしての司法面接制度を導入する必要があると考えるが、その制度は、例えば以下のようなもの

*9 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>)「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第12条1に基づき締約国から提出された報告の審査」VI. 39(a)

とすることが考えられる。

1 対象事件

- ① 子どもが被害者となっている（可能性のある）事件
- ② 子どもが目撃者の場合

これまで述べたように①が司法面接の対象となることは明らかである。また、面接技法としての司法面接は、子どもから事実を聞き取る方法として、もっとも信頼に足る方法であるという点から、②の子どもの目撃者である場合でも活用すべきである¹⁰⁾。

ここでの対象となる「子ども」の年齢については、諸外国においても様々な例があり（特に上限については14歳程度から18歳程度の幅がある。）、今後検討すべき課題である。

なお、成人であっても知的障がいや精神障がいのある者が被害者となつてい場合などにも司法面接の手法を採用している国があることから¹¹⁾、対象事件が上記①②に限られるべきと断定するものではない。

2 実施主体、関係機関

司法面接は、児童福祉に関する機関や捜査機関も含めたMDTチームが必ず連携してチームを組んで行うべきものである。

具体的には、関係機関が虐待等の捜査・調査の端緒を得た場合、MDTチームとして、独立した第三者機関を実施場所として、専門的資格を有する面接者に司法面接の実施を委嘱することが考えられる。

我が国の縦割行政の現状に鑑みれば、関係諸機関のいずれか一つにおいて実施するよりも、外部機関に委嘱して実施する方が、かえって連携をとりやすいという実情がある。アメリカにおいても、ワシントンD.C.などでは、チャイルド・アドヴォカシーセンターという民間組織がMDTチームの一員となり、そこに所属する面接者が司法面接を実施している¹²⁾。我が国においても、こうした制度を参考に検討すべきである。なお、司法面接の実施時点では、犯罪の嫌疑の有無自体や容疑者の特定が必ずしもできていないわけではなく、容疑者に

*10 アメリカでは、目撃者である子どもに対しても司法面接が行われている。

*11 イギリスやオーストラリアでは知的障がい・精神障がい等のある大人の被害者も対象とし、イスラエルでは、知的障がいや発達障がいのある大人の被疑者や16歳未満の性犯罪被害者も対象としている。

*12 3頁注3参照。

対する弁護士ということは想定できないことも多い。その意味では、MDTチームに弁護士を参加させるべきという構想には困難な面はあるが、捜査・調査の適正さをモニターする役割として、あらかじめ弁護士会の推薦を得た弁護士を同チームに参加させるという考えはあり得る。

そして、司法面接は、記憶の汚染等を選けるためできる限り早期になされるべきであるが、その段階までに関係諸機関の専門家が事前に入手できたあらゆる資料（診断書や大人からの事情聴取結果、家族関係等）を共有し、福祉機関は子どものケア・親子分離の必要性等の視点から、捜査機関は今後どのような捜査が必要か等の視点から、訴訟機関は公判の維持が可能か等の視点からというように、それぞれの立場で事前に面接者に何を聴いてほしいかを指示する。

そして、面接中はバックスタップとしてモニタールームで待機しつつモニターを通じて面接に立ち会い、監督し、それぞれの目的に応じた情報が足りなければ途中でその旨を面接者に告げることができるとすべきである。

なお、検察官がMDTチームに加わる場合には、児童虐待や児童ポルノ法等に関わる高度な専門的知識を有する検事を置くことが望ましい。

このように、児童福祉機関を含め、捜査機関等の高度な守秘義務を負う専門諸機関が緊密に協力して司法面接にあたることは、関係諸機関の入手した個別の情報を共有することができるとともに、子どもの最善の利益という観点から多角的に事件を検討することを可能にするものであり、また、児童福祉という観点からも捜査という観点からも有益である。

そのため、上記の制度構想によれば、司法面接実施の委嘱を受ける第三者機関の設立等の準備や専門的訓練を受けた面接者の育成などが必要であり、さらに捜査機関、児童相談所ともに、司法面接を実施すべき事案の連絡があったら直ちに日時を調整して実施できるように、MDTチームの結成方法などの対応体制を整える必要がある。

また、関係機関が司法面接制度についての正しい理解を得て、これを有効適切に活用するよう、研修等を実施する必要がある。

3 面接者

司法面接において行われる子どもからの聴取りは、誘導や暗示を排し、子どもの任意の発話を促すものでなければならず、そのための専門的技法を訓練し修得した面接者が行うべきである。

専門性の担保のため、新しい国家資格の創設及び研修の義務化等が検討されるべきである。また、司法面接技法のプロトコル（又はガイドライン）を作成するプログラミン等が行われる必要がある。

なお、司法面接の面接者は、捜査機関からも児童相談所からも独立した第三者機関に所属することが望ましい。しかし、現在すでに、我が国においても一部の児童相談所において、諸外国のさまざまな司法面接技法が取り入れられつつあり、関係諸機関においてかかる技法の研修などが行われている現状を踏まえ、暫定的にはこの人材を活用することも検討されてしかるべきである。

4 実施場所

- (1) 面接者が司法面接を行う場所は、子どもが精神的にも物理的にも安心して、かつ安全な場所で行われなければならない。

現在の通常の捜査機関における聴取りは、容疑者に対する取調べと同様の威圧感を被害者である子どもに対して与える危険性が否定できないため、適切ではなく、現状においては、独立した中立的な第三者機関で行うことが望ましい。例えば、発達心理学等を研究している大学の研究室や、子どもの権利擁護活動を目的としている社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が開設した面接室を利用するということが考えられる。

- (2) 子どもが被害事実あるいは目撃した事実を語るには、相当のストレスや恐怖心を伴うところ、かかるストレスや恐怖心を可能な限り取り除き、子どもが安心してありのままの事実を語ることで行われるべきである。

独立した中立的な第三者機関において司法面接を実施する場合でも、待合室や面接室のセッティングや内装及び備品には、子どもの精神的な安定を確保できるよう、特別の配慮が必要である。

5 聴取結果の保存方法

司法面接を行うに当たっては、その質問及び供述並びにそれらの状況をDVD等の映像及び音声と同時に記録することができると記録媒体に全て記録しなければならぬ（子どものみならず、質問者の映像も同時に録画されている必要がある。）。

子どもの言葉による表現能力は未熟であり、とりわけ、幼児の場合には身体表現で補充する場合もあり、前述のとおり、子どもは被指示性が強く、その結果、記憶も汚染されやすい。面接者が身体を使って誘導してしまう可能性もある。こうした特徴に鑑みれば、後から面接の経過を確認できるように、質問と供述及びその状況の映像及び音声を全て同時に記録できるようなDVD等の記録媒体で記録する必要がある。

- 6 司法面接の法的的位置付けと、実施しなかつた場合の効果
- 司法面接制度を導入した場合には、関係機関に対して多機関連携を義務化し、

司法面接制度を普及するような、単独の機関だけで子どもからの聴取りを実施することを禁止することが必要となつてくるであろう。したがって、児童虐待防止法等において司法面接制度を明確に位置づけ、司法面接を実施する場合の関係諸機関の踏むべき手続規定を明確にしておく必要がある。

しかし、虐待が疑われる事案において、例えば、捜査機関が捜査の端緒を得たが、直ちに児童相談所に通告せず、司法面接も実施しないまま、独自に事情聴取を行った場合等とはどうなるのかが問題となる。

というのは、児童相談所にしる、捜査機関にしる、当初の見立てでは虐待の疑いを認めず、司法面接を実施しないで済もうとしたところ、後に虐待の疑いを持つに至るといふ事案はあり得るからである。その意味で、独自の事情聴取を完全に無くすることは困難な面があるといわざるを得ない。

一方、司法面接の方法が原則化していくことによつて、司法面接を実施しないことによる形式的な「制裁」というものを規定しなくても、司法面接の方法によらずに得られた供述の信用性が否定されるという流れになつていくと思われる。そうすると、刑事処分を科すことができなくなるというリスクを考へるならば、児童相談所も捜査機関も司法面接を利用することが最善の方法だと判断して、積極的に司法面接を利用するということになつてくるであろう。

仮に、司法面接の実施に先立ち、多機関連携チームを構成することになる特定の機関が独自に聴取りをしてしまった場合には、その全過程の録画がない場合には、記憶がすでに汚染された後に司法面接がなされたとして、司法面接時の供述の信用性が否定される事案にもなる（全過程の録画があった場合でも、その内容次第では同様である。）。したがって、可能な限り早い、汚染のない段階で最初の聴取りを司法面接の手法で実施することが社会の原則となることに、さほどの年月は要しないものと思われる。

7 証拠の利用範囲

司法面接の大きな意義が、捜査機関も福祉機関も、可能な限り、子どもから一度で聴取りを終えることにあるとすると以上、児童相談所が福祉的措置をとつたり、児童相談所長としての権限を行使して司法上の申立てを行つたりする際に、DVD等を利用することができなければ意味がない。

したがって、児童福祉法28条の審判申立てや児童相談所長が申立人となつて行う親権喪失宣告の申立て等において、DVD等を証拠として利用できるよにすべきことは当然である。

さらに、両親の間で、親権争いや監護権争いが生じ、その中の争点が生ずる場合がある場合、当事者がそのDVD等を証拠として利用したいという場面が

長期保存期間	3年(平成31年3月31日まで)
有効期間	1重(平成31年3月31日まで)
警察庁 丁副企画第69号、丁生企第612号	
丁少第254号、丁機一第第121号	
平成27年10月28日	
警察庁 刑事局 刑事企画課長	
警視庁 生活安全部 部長	
各道府県 警察本部 部長	
各府 方面本部 部長	
各管区 警察局長 広域調整担当部長	
(参考送付先)	
警察大学 校 刑事教養部長	
警察大学 校 生活安全教養部長	
科学警察研究所 総務部長	

警視庁 刑事部 部長
 警視庁 生活安全部 部長
 各道府県 警察本部 部長
 各府 方面本部 部長
 各管区 警察局長 広域調整担当部長
 (参考送付先)
 警察大学 校 刑事教養部長
 警察大学 校 生活安全教養部長
 科学警察研究所 総務部長

児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について

児童を被害者等とする事案については、児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めているほか、事案に応じて検察や児童相談所との間で必要な連携を図っているところである。

その際、児童からの事情聴取については、関係機関がそれぞれ必要に応じて実施しているところ、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合には、児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあるほか、誘導や暗示の影響を受けやすい児童の特性により供述の信用性に疑義が生じるといった指摘もある。

こうした指摘も踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保の双方に資する聴取方法を検討するため、下記により、検察及び児童相談所との間の連携を更に強化することとするので、早期の情報共有、聴取方法についての検討・協議など所要の取組を推進されたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されたので申し添える。

記

1 児童相談所から通報を受ける場合の対応

(1) 通報窓口の設定

児童相談所において、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例その他児童からの聴取方法等について協議を要すると判断した事案について、警察に対する通報がなされることとなる。

そこで、こうした通報を受理する担当窓口を予め設定の上、検察及び児童相談所の担当窓口に通知しておくこと。

(2) 部門間の情報共有

生じるであろう。これが利用できないとなれば、家庭裁判所調査官が改めて子どもから聴取りを行うことにならざるを得ず、聴取りの1回性の原則に反する結果となってしまう。しかし、一方で、児童相談所が当事者となる審判ではないという点で、児童相談所に存する証拠を無条件に当事者に開示することは適切ではない。したがって、子どもの福祉に区しない限り、当事者がDVD等を利用することができる方法を考えるべきである。

なお、司法面接の結果得られた録画による子どもの供述が、刑事訴訟手続の中でどのような扱いを受けるかについては、憲法37条2項の要請を充たさなければならぬといった観点をも含め、今後の重要な検討課題というべきである。

第6 まとめ

現在、我が国でも、児童相談所、警察等において、それぞれ独自に面接技法としての司法面接の研究が進んでおり、司法面接的な面接を試行しているところもある。

しかしながら、各関係機関が個別に聴取りを行う体制は変わっておらず、子どもが底重なる聴取りによる二次被害にさらされたり、汚染された供述を前提に刑事手続が進められ、えん罪の危険性を生んでいる状況は、依然として放置されたままである。

このような事態を少しでも改善し、被害を受けた子どもが被害の事実を語る際の負担を少しでも減らすとともに可及的に、より汚染されていないありのままの供述を得るために、関係諸機関の緊密な連携の下に、調査・捜査段階における聴取りを原則として1回に限るといったシステムが一刻も早く導入されるべきである。

そのために、当連合会も含め、関係機関を集めた検討会を早急に立ち上げ、司法面接の検討を直ちに開始すべきである。

以上

児童相談所から関係機関の連携を目的として児童を被害者等とする事案について通報を受けた場合には、個別の事案の内容に応じて部門間での情報共有を行う。

(3) 検討・協議

事案の内容に応じ、事件捜査を行う部門（刑事、生活安全又は双方）の調査員が検察及び児童相談所と聴取方法を検討・協議する。

なお、早期に捜査を進展させる必要がある場合等においては、検察への連絡及び聴取方法を協議・検討よりも児童からの聴取も含めた所要の捜査を優先させる場合も想定される。

2 警察から通報する場合の対応

警察において児童を被害者等とする事案を認知した場合には、刑事事件としての立件が見込まれ、かつ要保護児童として児童相談所の関与が必要と認められるものについて、検察及び児童相談所へ連絡をし、1に準じて聴取方法の検討・協議を行う。

3 留意事項

聴取方法を検討・協議をスムーズに行えるよう、他機関を交えて平素より勉強会を開催するなどして認識の共有を図ること。

また、警察において児童から聴取する場合も想定されることから、聴取者の技能向上を図るための効果的な教養等の実施に努められたい。

なお、警察本部において当該連携に係る個別具体の事件の対応状況を把握し、警察庁に対して必要な報告をすること。報告要領については別途連絡する。

長期保存期間	10年
(平成38年3月31日まで)	

最高検判第103号
 平成27年10月28日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)
 地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 八木 宏 幸
 (公印省略)

警察及び児童相談所との更なる連携強化について (通知)

児童が被害者である事件や、児童が目撃者等の参考人である事件においては、検察官のほか、警察官や児童相談所の職員が、児童から、それぞれの立場で必要な聴取を行うなどしているものと承知していますが、児童の負担を軽減するとの観点からすると、児童からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や回数についての留意が必要であるとの指摘もあります。

このような指摘も踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、児童が被害者又は参考人である事件については、警察及び児童相談所との更なる連携の強化が必要であると考えられることから、下記の取組を行うこととしたので、遺漏なく対応していただくようお願いいたします。

なお、本件については、法務省刑事局、警察庁、厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので申し添えます。

記

1 相談窓口の設置

各地方検察庁においては、児童が被害者又は参考人である事件についての相談窓口を作り、日頃から、警察や児童相談所の各担当者と緊密な情報交換を行う。

2 早期の情報共有及びそれらを踏まえた対応

児童が被害者又は参考人である事件については、警察又は児童相談所から情報提供を受け次第（送致又は刑事・立件前の段階を含む）、速やかに警察及び児童相談所の担当者との協議し、検察・警察・児童相談所の三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組の実施も含め、対応方針を検討する。

雇児総発1028第1号
平成27年10月28日

都道府県 児童福祉主管部(局)長 殿
指定都市 児童相談所設置市
各 児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた
警察・検察との更なる連携強化について

児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮するほか、話を聞くことが子どもにとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避又は緩和するなど、子どもにも与える負担をできる限り少なくすることが必要である。

また、児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置を講ずるに当たり、子どもに対する面接について、暗示や誘導等を排除した適正な技法により行うことで、当該措置の根拠となる情報を得ることが必要である。

このため、これまでも「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日児童第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、性的虐待への対応として、「被害事実確認面接」の技法について紹介してきたところである。

今般、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察(以下「3機関」という。)が連携を強化し、個別事例に応じて、3機関を代表した者1名による面接(以下「協同面接」という。)の実施を含め、調査や理査の段階で、可能な限り、子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議・実施する取組を試行的に実施することについて、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。また、

また、警察又は検察からも、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例について、児童相談所及び警察又は検察の担当者に情報提供が行われることとされている。このように情報提供が行われた事例については、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議する。

5. 協同面接
3機関による協議の結果、協同面接を行うこととした場合は、(1)及び(2)に留意しつつ、適切な方法で協同面接を行う。

(1) 協同面接の実施場所

3機関を代表して面接する者以外の者が、モニター画面又はワンウェイミラーを通じて面接を観察することができると、協同面接を適切に実施することができると考えられる環境が整った実施場所について、あらかじめ3機関が選定しておく、協同面接の実施に際し、適宜適当な場所を選択する。

(2) 協同面接の手法

児童相談所においては、「子ども虐待対応の手引き」や「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」(平成23年3月)の被害事実確認面接の手法を参考にして、協同面接を実施する。

6. 厚生労働省への報告
都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、別に定めるところにより、3機関間で情報提供が行われ、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を協議した事例について、その協議結果に基づき取組の実施状況を厚生労働省に報告する。

7. その他

本取組については、状況に応じて、効果的に行われるよう実施方法を適宜見直すこととする。

最高検察庁刑事部長から「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付最高検刑第103号)が各地方検察庁次席検事へ、警察庁から「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付警察庁丁刑企発第69号ほか)が各都道府県警察等へ、別添のとおり發出されたことを申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 趣旨

子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

2. 担当者の設定

児童相談所においては、当該取組に関する担当者を定め、警察・検察の担当者と日頃から緊密に子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法の在り方等について情報交換を行う。

3. 面接・聴取方法等を協議することが必要な事例

(1) 原簿相談所において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例

(2) 警察・検察において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

4. 3機関による情報共有及び協議

児童相談所においては、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに警察・検察の担当者に情報提供を行う。

原簿相談期間	3年(平成27年3月31日まで)
有効期間	1年(平成27年3月31日まで)
警察庁丁刑企発第47号、丁生安発第190号	
丁企発第165号、丁情-発第83号	平成30年7月24日
警察庁刑事局刑事企画課長	
警察庁生活安全局生活安全企画課長	
警察庁生活安全局少年課長	
警察庁刑事局捜査第一課長	
警察庁刑事部 長	
警視庁生活安全部 長	
各道府県警察本部 長	
各方面本部 長	
各管区警察局長広域調整担当部長(参考送付先)	
警察大学校刑事教養部長	
警察高等学校生活安全教養部長	
科学警察研究所総務部長	

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について

児童を被害者等とする事案における代表者聴取については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付警察庁丁刑企発第69号ほか)により取組が進められているところ、今年20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたところである。

そこで、児童虐待事案に係る代表者聴取について、情報共有その他の連携を更に強化するため、下記のとおり取組を推進することとされたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が發出されているので申し添える。

記

1. 代表者聴取実施後の情報共有

代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の3機関において打合せを行うこと、を含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対処すること。

2. 警察、検察及び児童相談所の連携強化

都道府県警察本部、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡協議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

原簿保存期間10年
(平成41年3月31日まで)
最高検刑第38号
平成30年7月24日

最高検察庁刑事部長 落合 義和
最高検察庁公判部長 大場 亮太郎
(公印省略)

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)
地方検察庁次席検事 殿

警察及び児童相談所との情報共有の強化について (通知)

児童が被害者等である事件については、平成27年10月28日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(最高検刑第103号)に基づき、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所から情報提供を受け、警察及び児童相談所の担当者との協議を行って対応方針を検討し、二機関のうちの代表者が児童から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)等を実施しているものと承知しています。

このような事件において刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰り返り被害を受けることがないようにするとともに、警察及び児童相談所との情報共有が重要であると考えられます。そこで、代表者聴取を実施した後においても、例えば、事件の処分の際などに警察及び児童相談所との間で行う打合せなど、適宜の機会を通じ、上記の観点から、必要かつ相応と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入力するなどし、情報の共有が図られるよう留意願います。おいて、本件については、法務省刑事局、警察庁及び厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が发出されましたので、申し添えます。

27

子家発 0724 第1号
平成30年7月24日

都道府都市
児童相談所設置市
児童福祉主管部(局)長 殿
厚生労働省(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け厚労総発1028第1号厚生労働省運用均等・児童家庭局総務課長通知)により取組が進められているところ、今般、児童虐待防止対策に関する関係関係会議(平成30年7月20日児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総会)において、児童虐待防止のための総合対策の一つとして「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたものである。

そこで、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を確認し、管内の児童相談所に周知を図り、対応に漏れないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 協同面接実施後の情報共有
協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。
なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。
2. 児童相談所、警察及び検察の連携強化
都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

以上

28

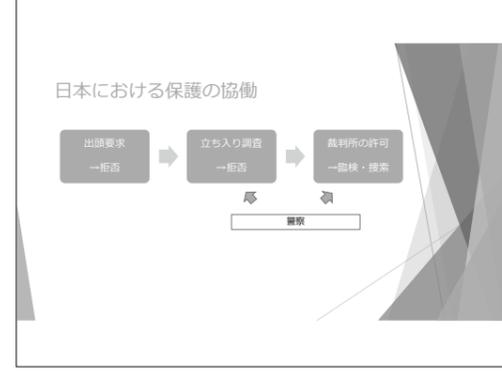
中立的に子どもから話を聴く

NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ代表理事
ベアアヴェニュー法律事務所 弁護士 飛田 桂

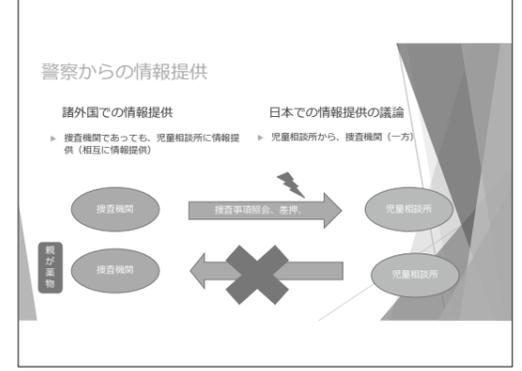
1

- ① 「保護」と「捜査」の違い
- ② 「児童相談所」でも「捜査機関」でもない、中立的な機関で話を聴く必要性
- ③ 子どもを中心とした議論

2



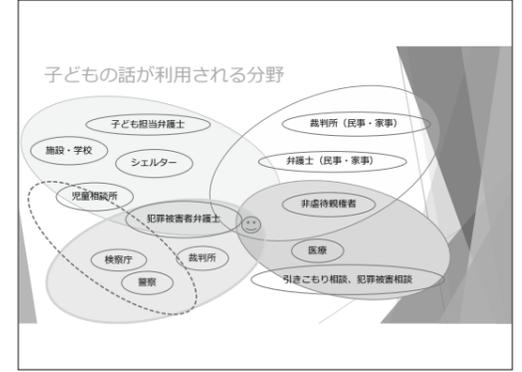
3



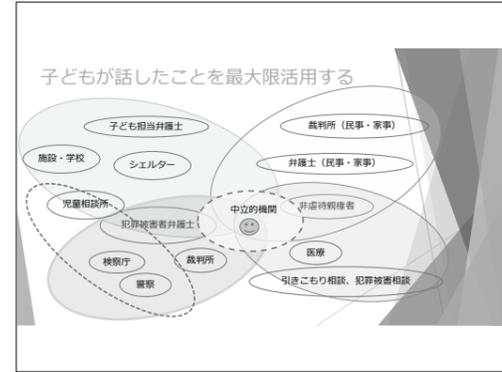
4



5



6



7

子どもの話したことを
子どものために使う

- ▶ 協同面接において捜査機関で子どもが話す一原則として捜査機関以外が使えない。
- ▶ 中立的な機関などで子どもが話す一捜査機関も使えるが、他機関で使える。それにより、二次被害が極めて少なくなる。

8

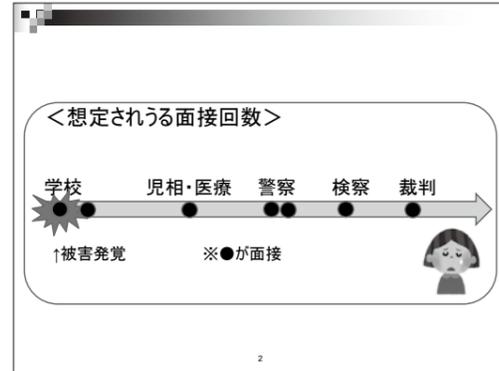
小松原慶一氏 資料

子どもの虐待防止推進全国フォーラムin鳥取
司法面接の現状と課題
～今後の司法面接のあり方～

司法面接の概要 について

鳥取県米子児童相談所
児童心理司 小松原慶一

1



2

司法面接の共通項

- 原則：一度だけの面接で、録音録画する。
- 面接手順
 - ①中立的会話でラポール形成
 - ②自由報告により出来事の報告を求める
 - ③出てきたことについて質問
(オープンからクローズへ)
 - ④感謝し、終結する

9

NICHHDプロトコル(概要)

(National Institute of Child Health and Human Development)

1. 導入
2. グラウンドルール
3. ラポール
4. 出来事を思い出す練習(エピソード記憶の練習)
5. 自由報告(本題への移行)
6. 【ブレイク】
7. クローズド質問(脅し・目撃者、開示、問題)
8. クロージング
9. 終了

10

性暴力被害の特殊性

再発する加害行為

- ・平成20年度家庭復帰した133児相988事例の内、性暴力被害のあった事例は28事例。そのうち加害者の居る家庭に帰ったのは13事例
- ・そのうち62%で措置解除年度内に再発(8事例)
- ・特に保護者の強い要請で帰宅(子どもも帰宅を希望)した7.1%(8事例中5事例)で措置解除した年度内に再発

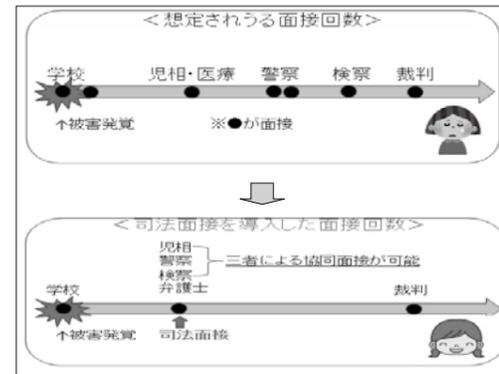
日本子ども家庭総合研究所 山本恒雄

3

面接における諸問題

- 虐待や事件が疑われるケース
 - 大人是最悪の事態を想定する
 - それを検証するような態度
 - クローズド質問が増える
 - 誘導や暗示となり得る働きかけになる
 - 客観性がなくなる

4



11

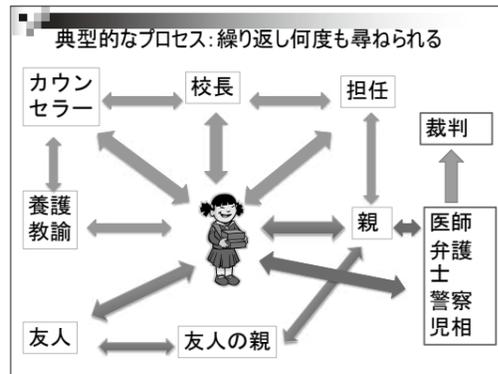
問題と目的

- 性的虐待は特に発覚しにくい
- 発覚後の対応が困難
(子どもの安全確保→加害者排除と法的対応)
- 被害聴取の児童の負担が大きい

↓

負担軽減のための「司法面接」
(福祉・司法・教育の連携)
同時に
初期対応の周知が必要

12



5

繰り返し聞くデメリット

- 精神的二次被害
 - ・辛い話を繰り返すことは精神的にも負担
- 証言の変化
 - ・子どもは忘れやすく、誘導を受けやすい。
 - ・面接をする度に、内容が変化していく。
(大人の影響力の高さ)

6

【これまでの取り組み】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
性的対応件数	1	1	3 (2)	7	3	5

司法面接 受講
* NICHHDを参考

協同面接の実施
* 警察の追加の研修
* 検察の司法面接の立ち会い

弁護士との勉強会
* 司法面接に係る弁護士との勉強会
* 警察・検察・児相の連携強化会議

連携の促進
* 警察・弁護士との司法面接研修会
* 司法面接シンポジウムの参加
* 初期対応研修を各都府県域の全小中学校対象に実施 (2023年度)

地域への研修の開始
* 研修実施 5件
(徳島・愛媛・山形・徳島県庁舎・合計117名)

米子児童相談所の性的虐待対応

13

【これまでの取り組み】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
性的対応件数	1	3 (1)	4 (2)

司法面接構築研修
* 警察、検察、児相合同研修
* 警察、検察、弁護士合同の勉強会

協同面接の代表者が警察
* NICHHDによる初期の研修
* 児相が警察事務のサポート

警察・検察が代表者
* 児相が警察・検察のサポート
* 事例の共有

米子児童相談所の性的虐待対応2

14

これらを防ぐ 司法面接の取り組み

(被害事実確認面接)

7

(被害事実確認面接) 司法面接とは

- 以下の目的を持った面接のこと
- ・子どもからの聞き取りの負担を少なくする
- ・客観的事実の聞き取る

8

おわりに

【今後の課題】

- 司法・福祉・教育・医療との更なる協力
- ・鳥取県内での面接者の育成と研修実施
- ・研修受講者の相互交流
- ・性被害対応のガイドラインの作成
- ・警察・検察との連携(合同研修)
- ・協同面接の定義(申し合わせ事項の作成)
- ・トラウマ治療

15

第3分科会

医療と他機関連携 ～子ども虐待予防と多機関連携で 子どもの未来を守る～

概要

香川（高松）、大分（中津）、静岡（浜松）での子ども虐待予防と多機関連携の取り組みの実践から、子どもの未来を守る医療と多機関連携・協働による子どもを虐待死させない包括的支援システムの構築を考える。

コーディネーター

石谷 暢男（いしたに のぶお）氏



鳥取県小児科医会会長、鳥取県東部小児科医会会長、鳥取県東部医師会副会長、鳥取いのちの電話業務執行担当理事、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会委員、鳥取県東部地区児童虐待の対応に係わる医療機関との意見交換会委員、鳥取市学校不適応対策専門委員会委員長、鳥取市いじめ防止対策推進委員会委員、鳥取市小児慢性特定疾患審査会委員長、鳥取市学校保健会会長、鳥取県学校保健会理事、鳥取子ども学園評議員・第三者委員、子どもの心の診療ネットワーク会議委員、鳥取市教育支援委員会副委員長、鳥取県八頭郡就学支援委員会副委員長、鳥取県教育センター専門医相談教育相談員、鳥取市こども発達支援ネットワーク推進会議会長、鳥取市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員、成長科学協会地区委員、日本小児心身医学会認定医・指導医・代議員、子どものこころ専門医機構「子どものこころ専門医」、日本小児科医会「子どもの心相談医」、日本小児科学会認定小児科専門医、日本内分泌学会認定内分泌代謝科専門医

略歴

昭和57年 3月 島根医科大学（現：島根大学）医学部医学科卒業
昭和57年 4月 鳥取大学医学部小児科入局
昭和62年 4月 雲南共存病院（現：雲南市立病院）小児科医長
平成 元年 8月 石谷小児科医院 院長
平成 3年12月 医療法人 石谷小児科医院理事長

専門編集

・総合小児医療カンパニア「移行期医療」—子どもから成人への架け橋を支える— 中山書店

分担執筆

・初学者のための小児心身医学テキスト「向精神薬の使い方」日本小児心身医学会
・総合小児医療カンパニア「移行期医療」—子どもから成人への架け橋を支える— 中山書店
・総合小児医療カンパニア「小児科コミュニケーションスキル」—子どもと家族の心をつかむ対話術「不登園・不登校」 中山書店

- ・総合診療専門医マニュアル「起立性調節障害」「片頭痛」 南江堂
- ・小児科学レクチャー 子どもの不定愁訴「学校との連携や学校医の参画」 総合医学社4巻1号
- ・小児科臨床ピクシス 小児プライマリケア「患者へのアンケート調査」 中山書店、
- ・小児科臨床ピクシス 起立性調節障害「プライマリケア医や校医の役割」 中山書店
- ・小児科臨床ピクシス 発熱の見方と対応「詐病、Münchhausen syndrome by proxy」 中山書店
- ・小児の心身症 小児歯科臨床 第7巻第6号
- ・成育の視点に立った学校保健マニュアル「不登校」 診断と治療社
- ・学校医は学校に行こう！「朝起きると不定愁訴を訴える子ども」 医師薬出版株式会社
- ・からだの科学臨時増刊小児科医が変わる「心のケア心身症に取り組む」 日本評論社
- ・小児期：学童期 心療内科第2巻4号 科学評論社
- ・今日からできる思春期外来 思春期における対象喪失とモーニングワーク 低身長と思春期 JIM第14巻6号
- ・小児期における頭痛の症例 治療学 第36巻 7号 ライフサイエンス出版
- ・外来小児科と社会的な活動—不登校児への関わりを通して— 小児科診療 第61巻11号診断と治療社
- ・子どもの集団生活と心身の健康「学校における健康相談」小児科臨床58巻4号 日本小児医事出版
- ・小児疾患診療のための病態生理3「起立性調節障害」小児内科48巻増刊
- ・「小児科外来で見る不登校」外来小児科19巻3号
- ・プライマリケアにおけるライフストレス緩和のマネジメント「小児診療に対して」 医薬ジャーナル社
- ・小児心身医学会ガイドライン集 日本小児心身医学会編 南江堂
- ・小児科外来 薬の処方プラクティス「起立性調節障害、乗り物酔い」 中山書店
- ・はじめよう臨床医にできる子育てサポート21 くせ・性格に関するサポート 医学書院
- ・今日からできる思春期診療 なんとなく不安・眠れない・よくおなかをこわす・過呼吸を起こす 医学書院
- ・子どもの心とからだ第28巻1号「不登校診療事例集」
- ・幼児健診 小児科臨床63巻増刊号 小児医事出版
- ・小児科ナースの疾患別ケアハンドブック 心身症・精神疾患 メディカ出版
- ・小児科外来診療のコツと落とし穴3 乳幼児健診 中山書店
- ・小児科外来診療のコツと落とし穴4 外来診断 中山書店
- ・レジデンスハンドブック 抗不安薬・睡眠薬・抗うつ薬・気分安定薬の使い方「起立性調節障害」アルタ出版
- ・私の生き方 医の道を歩む 第4集「心技一体」 文教図書出版
- ・子の心晴れて懸るは虹 開業小児科医によるこころの問題をもった子供達(主に不登校児・生徒)への取り組み 日本小児科医会会報 13巻
- ・不登校の事例を解析して 日本医師会雑誌代128巻 第9号

パネリスト

井上 登生 (いのうえ なりお) 氏

医療法人井上小児科医院 (大分県中津市) 理事長
 日本子ども虐待医学会副理事長/日本小児科学会 (専門医・指導医)
 福岡大学臨床教授 (小児科学) 2010-2017年
 厚生労働省 社会保障審議会 (児童部会社会的養育専門委員会) : 委員
 中津市医師会理事/中津市次世代育成支援行動計画策定委員会会長/中津市
 子ども・子育て会議会長
 中津市要保護児童対策地域協議会副会長/ヘルシースタートおおいた推進会議 (北部圏域) 会長/等



略歴

1983年 福岡大学医学部卒、同年福岡大学医学部小児科入局
 1986年9月～
 1988年3月 英国ロンドン大学児童青年期精神医学部門留学
 : D.C.A.P.; Diploma of Child and Adolescent Psychiatry 取得
 1988年4月 福岡大学筑紫病院小児科 → 重症心身障害児 (者) 施設久山療育園
 1992年4月 福岡大学医学部助手
 1994年4月 井上小児科医院院長、現在に至る

著書等

- ①坂井聖二・奥山真紀子・井上登生監修。(2005) 子ども虐待の臨床: 医学的診断と対応. 南山堂. Failure to Thrive. pp.153-168. Munchausen syndrome by proxy. pp.193-203.
- ②奥山真紀子・氏家武・井上登生編。(2009) 子ども心の診療医になるために. 南山堂.
- ③井上登生。(2013) 子ども虐待とアタッチメント障害. 杉山登志郎編. 子ども虐待への新たなケア. pp. 21-37. 東京: 学研教育出版.
- ④井上登生。(2013) 子ども虐待”マネジメント”. 田原卓浩編. 小児科医の役割と実践: ジェネラリストのプロになる. pp.118-124. 東京: 中山書店.

パネリスト

山崎 知克 (やまざき ともかつ) 氏

浜松市子どものこころの診療所 所長
 日本小児精神神経学会常務理事、日本小児心身医学会理事、日本乳幼児医学
 心理学会理事、日本夜尿症学会理事
 子どものこころ専門医機構理事、全国乳児福祉協議会協議員
 東京慈恵会医科大学小児科学講座講師 (西新橋校、非常勤)
 精神科嘱託医として浜松市児童相談所、浜松乳児院、児童養護施設清明寮、
 児童養護施設和光寮に勤務



略歴

平成 5年 東京慈恵会医科大学医学部卒業
 平成 5年～7年 初期研修医として東京慈恵会医科大学附属病院勤務
 平成 7年～16年 東京慈恵会医科大学小児科学講座に入局, 神奈川県衛生看護専門学校附属病
 院小児科, 神奈川県厚木病院小児科, 東京都立母子保健院小児科, 東京都
 立大塚病院小児科に勤務
 平成16年～19年 国立病院機構天竜病院精神科, 医療法人好生会三方原病院精神科医長
 平成19年～23年 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 発達医療総合福祉センター附属診療所
 長, センター長
 平成23年 同 子どものこころの診療所 所長 (現職)

著書等

- 逆境的小児期体験が子どものこころの健康に及ぼす影響. 山崎知克. 日児誌2019; 123: 824-833.
 子どものこころの診療における「ひとり親家庭」の現状と課題. 山崎知克, 他. 子の心とからだ 2018; 27: 332-339.
 子どもの保健 I - 心身の発達, 健康と安全. 山崎知克 編著 (建帛社, 2013)
 DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒やすーお母さんと支援者のためのガイド. バンク
 ロフト 著. 白川美也子・山崎知克 共監訳 (明石書店, 2006)

パネリスト

木下 あゆみ (きのした あゆみ) 氏

独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 育児支援対策室 室長
小児科 医師
小児アレルギー科 医長



略歴

H10年 高知医科大学卒業
// 高知医科大学小児科学教室入局
H11年 愛媛県立中央病院周産期センター
// 岡山日赤病院小児科
H13年 旧国立病院機構香川小児病院小児科
H25年 病院統合に伴い現職

主な所属学会

日本小児科学会 専門医
子どもの死亡登録・検証委員会 委員
子どもの生活環境改善委員会 委員
日本アレルギー学会 専門医
日本小児アレルギー学会
日本子ども虐待医学会 代議員
H30年度日本子ども虐待医学会学術集会 大会長
日本子ども虐待医学会 AHT研究部 委員
日本子ども虐待医学会 ケースレビュー委員会 委員
日本子ども虐待医学会 医療機関向け研修プログラムBEAMS 講師
日本子ども虐待防止学会 代議員
日本小児科医会 子どもの心相談医

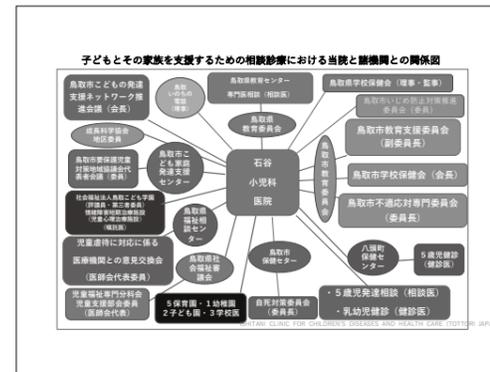
石谷 暢男氏 資料

医療分科会
コーディネーター
鳥取県小児科医会 会長
医療法人 石谷小児科医院
石谷暢男
SHITANI CLINIC FOR CHILDREN'S DISEASES AND HEALTH CARE (TOTTORI, JAPAN)

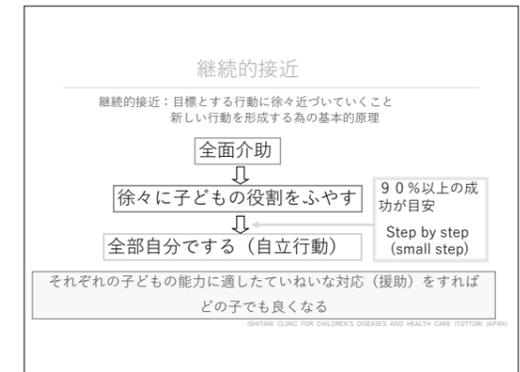
1

医療と他機関連携
子ども虐待予防多機関連携で子どもの未来を守る
子ども虐待死させない包括的支援システムの構築を目指して
1. 子どもたちを虐待死させないために ~私達医療者がなすべき事~ (木下あゆみ先生)
①虐待とは ②虐待の医学的診断 ③虐待を察知
④子どもの代弁者であるために (虐待対応に対する小児科医の役割、チャイルドファースト)
2. 逆境的小児体験が子どもの心身の健康に及ぼす影響と親子並行治療の現状
~発達性トラウマ障害への親子並行治療~ (山崎知克先生)
3. 子ども虐待を予防するコミュニティシステムと新しい社会的養育ビジョンを目指して
~平成28年児童福祉法等改正法を受けて~ (井上登生先生)

2



3



4

子どものストレス ◆家庭
親子関係、家族の病気・入院・死、同胞関係(兄弟葛藤など)、両親の不仲、両親の不倫、不十分な住宅環境、両親の知能・性格の偏り(知的障害、性格障害、人格障害、精神障害など)、人間関係(三世同居、両親と祖父母との葛藤、大家族、入り婿の父など)、環境の変化(父親の単身赴任及び家族への復帰、両親の離婚・再婚、転居、別居、外国生活、帰国、大家族からの分離、親の失業・休職・転職・就職など)、両親及び祖父母の過干渉・放任・無理解など不適切なしつけ、両親の性交渉の目撃、虐待(身体的・心理的・性的・ネグレクト)、親の喫煙、親の法律違反による処罰、早期教育など

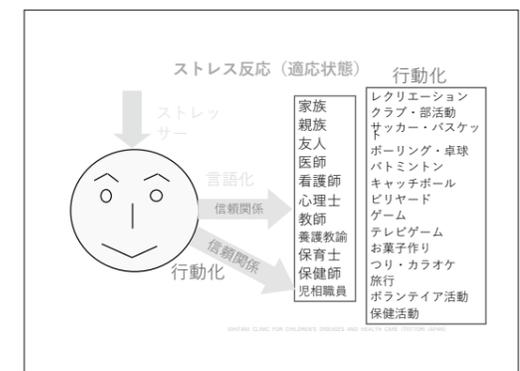
5

子どものストレス ◆社会(保育園・幼稚園・学校)
友人関係(いじめなど)、部活、委員会活動、師弟関係(教師・保育士の言動及び心理的・肉体的暴力、教師、保育士への不満など)、学業成績、指名発言、進学問題(受験・進学塾など)、転校・転園(外国へ・帰国など)、本人に合わない学校・園(教育程度の問題、荒れた学校・園、存在感の持てない学校・園、校則など)、幼児教育・運動・体育(水泳など)、早生まれのストレスなど

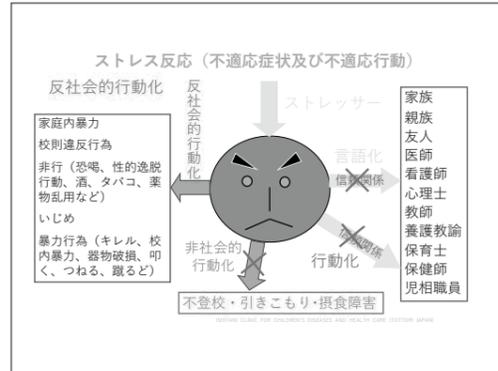
6

子どものストレス ◆本人
自分自身の病気罹患・入院(悪性腫瘍、慢性疾患、骨折など)、食欲の阻害、性欲の阻害、所有権・欲の阻害、テクノストレス(メディア依存、ゲーム依存)による孤独、ハードスケジュール、知的障害(境界知能も含む)、発達障害、事故(交通事故、心理的外傷体験など)、出生の秘密、喪失体験(失恋・不登校など)、生活習慣の乱れ、容姿、スタイル(低身長・性器や乳房・乳首の形や大きさなど)、将来の不安

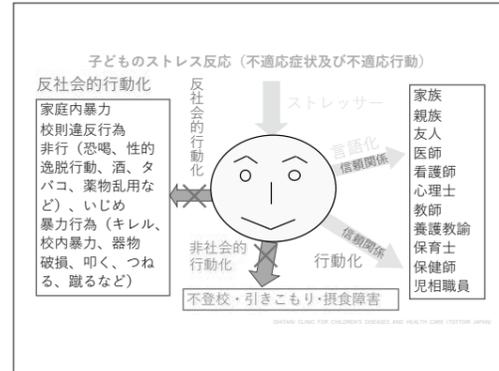
7



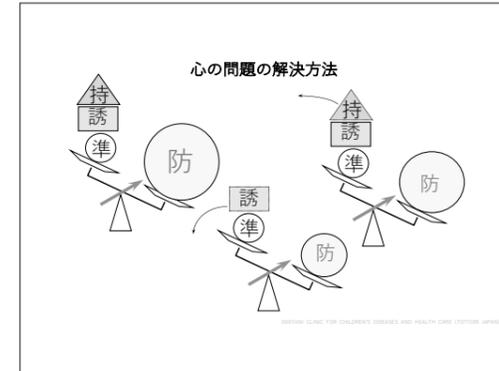
8



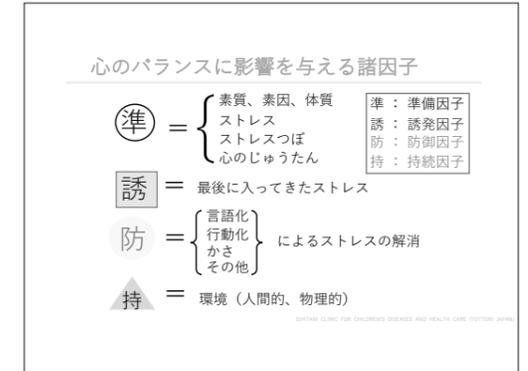
9



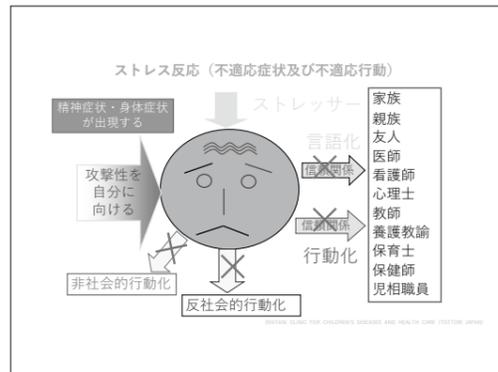
10



17



18

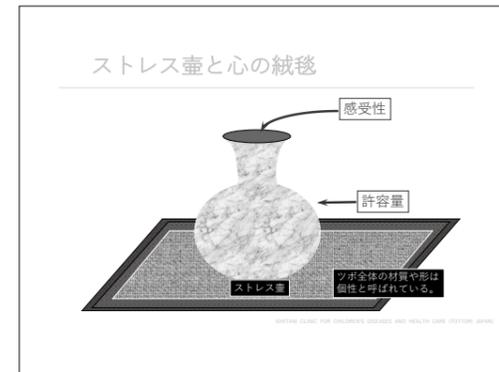


11

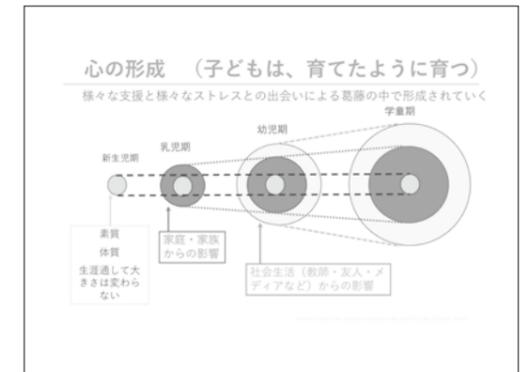
ストレス反応による非社会的言語化・行動化・精神身体症状

ライフステージ	非社会的言語化・行動化・精神身体症状
乳幼児期	ミルク嫌い、食欲のむら、吐乳、夜泣き、下痢、不機嫌発育不良(体重増加不良)、無表情、不活発、情緒不安
幼児期	腹痛、嘔吐、下痢、便秘、夜驚症、喘息、夜尿、頻尿、吃音、落ち着きのなさ、自傷、息止め発作、分離不安、登園拒否、泣き入れひきつけ(噴けいれん)、臍熱、チック、偏食、爪かみ、指しゃぶり、抜毛、脱毛、発熱、登校拒否
学童期	頭痛、腹痛、関節痛、嘔吐、遺尿、頻尿、めまい、爪かみ、喘息、チック、虚言、抜毛、脱毛、立ちくらみ(めまい)、盗み、登校拒否(不登校)、転換ヒステリー、臍熱、視力・聴力障害、全身倦怠、不機嫌、イライラ、悪夢、偏食、アレルギー反応、発熱
思春期	起立性調節障害、頭痛、摂食障害、過換気症候群、強迫症状、不登校、自傷行為、臍熱、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、無気力、抑うつ不安

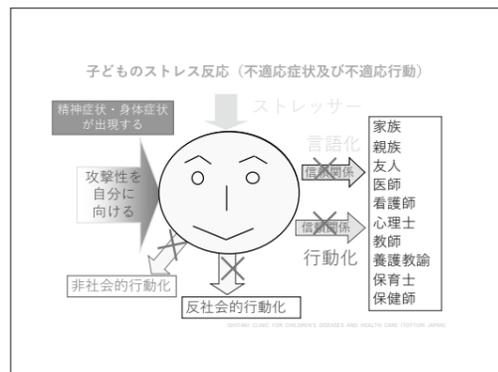
12



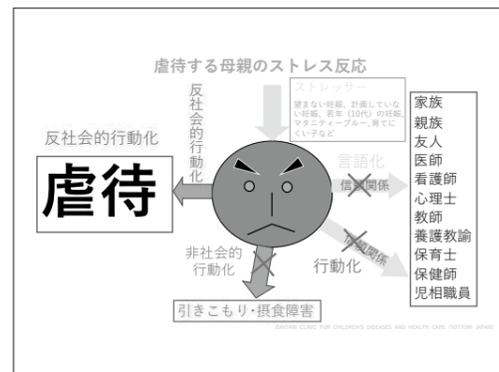
19



20



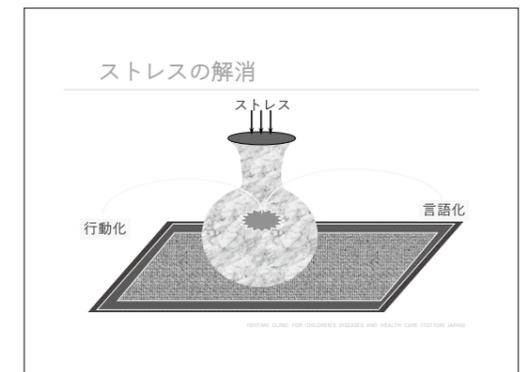
13



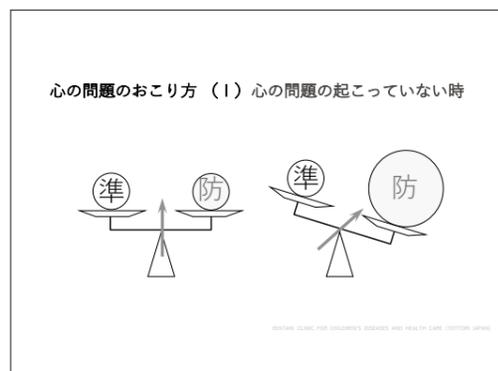
14



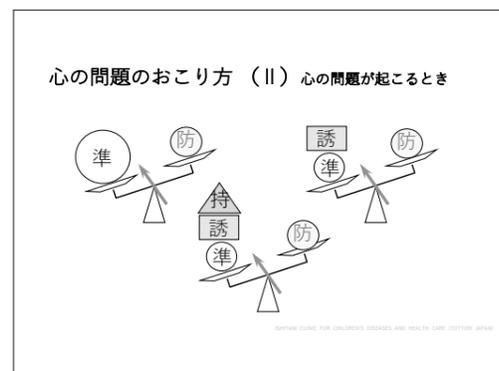
21



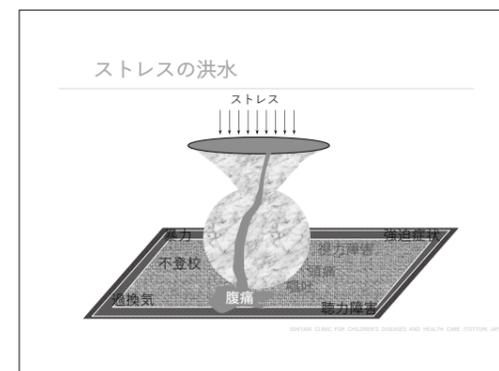
22



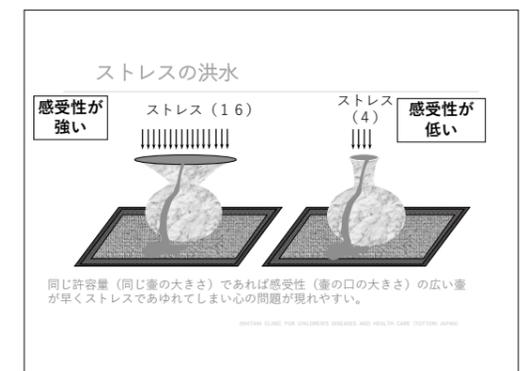
15



16



23



24

井上 登生氏 資料

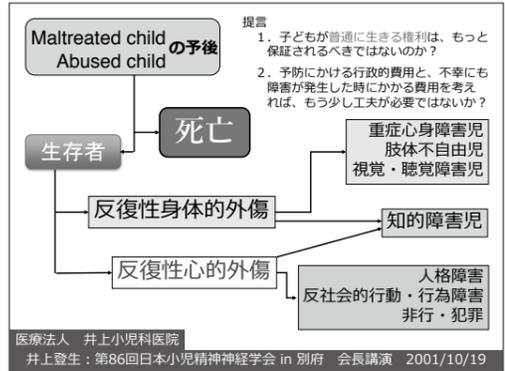
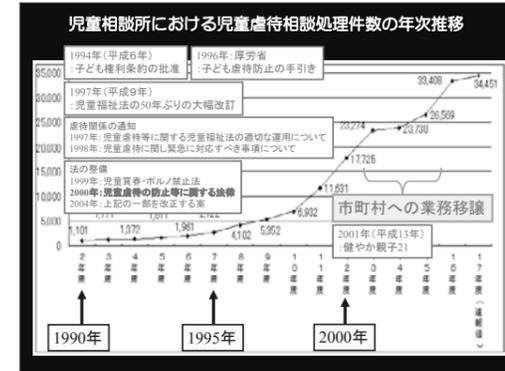
子どもの虐待防止フォーラム in とっとり
医療と他機関連携：子ども虐待予防と多機関連携で子どもの未来を守る
子どもを虐待死させない包括的支援システムの構築を目指して

子ども虐待を予防するコミュニケアシステムと新しい社会的養育ビジョンを目指して
～平成28年度児童福祉法等改正法を受けて～

日時：令和元年11月17日（日）
場所：倉吉未来中心
演者：井上登生
所属：医療法人井上小児科医院（大分県中津市）

子どもたちは人間社会において最もvulnerableな一群である

適切な和訳のないVulnerableだが、
「（適切な養育環境にないと、）無防備で、攻撃を受けやすく、すきだらけで、弱くて、傷つきやすく、感じやすく、影響を受けやすい」等の意味で筆者は使用している。



そのような子どもに困難な状況が発生した時、子どもが助けを求めても養育環境が適切でない、あるいは助けを求めたのに養育者や大人に逆に叱られる・身体的暴力や無視や言葉による心理的な暴力を受ける、ひどい時は助けを求めた結果その代償に性的な行為を要求されることもある。

そのまま亡くなる事例もあるが、生き残った場合でもこのようなことが続くと、子どもは助けを求めなくなり、自分なりに解決する方法を模索し始める。しかし、十分な経験がないので、その子なりの解決法で必死に何とかしてその場をしのぐようになる。

このような方法を子どもが身につけるとその行為が反応性愛着（アタッチメント）障害、反抗挑戦性障害、行為（素行）障害、反社会性パーソナリティ障害、注意欠陥多動障害、小児うつ病など、子どもにとって必ずしもプラスにならない診断名をつけられるようになる。

一方、子どもが健康で順調に育つ定型発達に必要な場を提供するためには、健康で安定した強い絆で結ばれた家族が必要である。

そのためには、その家族が住む地域との社会文化的なつながり、家族が必要とする支援や住まい、経済的な安定が保障される必要がある。

出典：井上登生：アタッチメント行動システムの発達と支那小児の精神と神経：59：2：143-149, 2019
出典（予定：2019末）：井上登生：地域づくりの視点から

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について
社会保障審議会児童部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

① 第1次報告（平成17年4月）
平成15年7月1日から同年12月末日までに発生し確認された子ども虐待による死亡事例24例（25人）を対象に検証した結果としてを行った

② 第2次報告：平成16年1月1日から同年12月末日までの1年間に発生した事例について検証 以後、毎年報告

③ 第10次報告：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの検証と第1次報告から第10次まで合計した検証
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057947.html>

（照会先）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室（内7898、7799）

第1～15次報告において把握できた心中以外の虐待死事例
779人

第1～15次報告において把握できた心中で亡くなった事例
527人

一体、どの位の子ども尊い命が亡くなったら、我が国での支援中の子どもの死がなくなるのだろうか？

子どもの最善の利益とは何か？
『子どもの最善の利益；The best interests of the child』観の誕生（歴史的整理）

子ども・・・法的能力を持たない存在（親の所有物、未成熟労働力）・・・不利益性の懸念

1602年 イギリス：救済法
1947年 日本：児童福祉法
1948年 世界人権宣言 第25条第2項
イギリス：旧児童法
1951年 日本：児童福祉法
1959年 児童の権利宣言
1969年 イギリス：貴族院 J.V.C判決（マクダーモット卿の解釈理論）
「子の利益」は裁判官における単独の「考慮事項」であり、至高の考慮事項である
＊1989年児童法の理論構造（子の利益原則）の発展に寄与
ボツワナ：慣習法の適用及び確認の法 第6条「子の最善の利益」
1987年 イギリス：クリブランド事件
1989年 イギリス：児童法 第1条第3項
児童の権利に関する条約

理念は明文化されつつも、具体的な判断基準がなく、一人の人間として尊重されるべき存在として扱われ、地位は脆弱なままにあってきた。

生きる権利・生存と発達的権利・the right to express their views freely・受ける権利・参加する権利
「子の利益」は裁判官における単独の「考慮事項」であり、至高の考慮事項である
＊1989年児童法の理論構造（子の利益原則）の発展に寄与
ボツワナ：慣習法の適用及び確認の法 第6条「子の最善の利益」
1987年 イギリス：クリブランド事件
1989年 イギリス：児童法 第1条第3項
児童の権利に関する条約

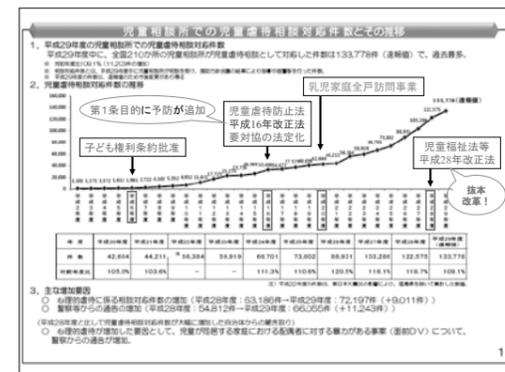
各国や国際社会が抱いていた、子どもの利益を至高とする法理構造がなかなか示さない
いる立ちの高まりの中で、イギリスに明確な意志があった証。

子どもの利益保護の構造的・質的変化を決定づける点と共に子どもの最善の利益を判断する基準を示した点で画期的

出典：渡邊謙道「子育て支援における子どもの最善の利益の構築について」
<http://www.a-nika.com/pdf/445795a11417582261463a3672.pdf>

Community-based-approachへの転換
ハイリスク・アプローチからポピュレーション・アプローチへ

Home-Visitation Services; 家庭訪問
NFP/Healthy Start America/Sure Start
Home Start/Early Start
乳児家庭全戸訪問事業
Parental Education; 親教育
Nobody's Perfect/Triple P/Common Sense Parenting
Circle of Security/Watch, Wait and Wonder



○ 社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告
（平成28年3月10日）

平成28年度児童福祉法等改正法
平成29年児童福祉法及び
児童虐待防止等に関する法律の一部を改正する法律

○ 新たな社会的養育のあり方に関する検討会
新しい社会的養育ビジョン
（平成29年8月2日）

東京都目黒区
結愛ちゃん事件発生 → 平成30年3月

○ 厚生労働省子ども家庭局
都道府県社会的養育推進計画の策定要領
（平成30年7月6日）
児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

子ども虐待に至りやすい養育者の特徴

① 子どもへの対応の技術が不足している
② 子どもの発達知識が不足している
③ 自分が不安や怒りを覚えたときの自己コントロール能力が未熟あるいは不適切である
④ 養育者自身に人格の問題やコミュニケーションスキルの問題および広義の精神疾患を含む精神障害や身体的障害がある
⑤ 子育てに困難感を持つ養育者への地域の支援体制が整っていない 井上登生、(2005)虐待をしている養育者への対応。小児科診療。68巻。2号。P.305-311。

Friedman, R.M., Sandler, J., Hernandez, M., and Wolfe, D.A. (1981) Child Abuse. In: Mash, E.J. and Terdal, L.G. ed. Behavioral Assessment of Childhood Disorders. Pp.221-255.

7つの命取りになりえる症状
; 7 deadly signs

1. Specifically colic; 独特の激しい泣き
2. Awakening at night; 夜中の寝くじり・夜驚
3. Normal poor appetite; 小食・食思不振
4. Separation anxiety; 分離不安
5. Normal exploratory behavior; 探索行動
6. Normal negativism; 反抗期の行動
7. Toilet-training resistance
; トイレット・トレーニングへの抵抗

Seven deadly sins of childhood: advising parents about difficult developmental phases
Schmitt BD: Child Abuse & Neglect. 1987; 11(3): 421-432.

児童の福祉を保障するための原理の明確化

第一條 すべて国民は、児童が心身に健全に生まれ、日つ、育成されるよう努めなければならない。

第二條 国及び地方公共団体は、児童の保護とともに、児童を心身に健全に育つる責を負う。

第三條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第四條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第五條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第六條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第七條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第八條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第九條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第十條 国及び地方公共団体は、児童の福祉を保障するための法律を制定し、これに基づき、児童を保護しなければならない。

第5回 市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG
平成28年12月21日

参考資料2

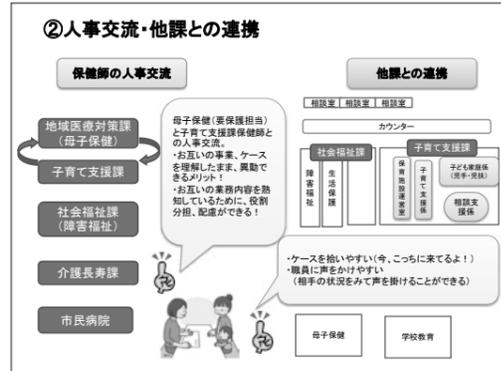
東京都
指定都市
各中核市
保健所設置市
特別区

児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

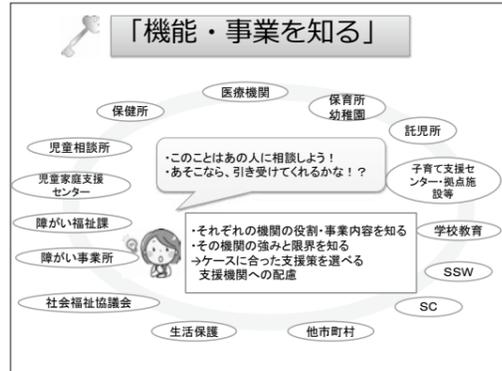
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
（公印省略）
母子保健課長
（公印省略）

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

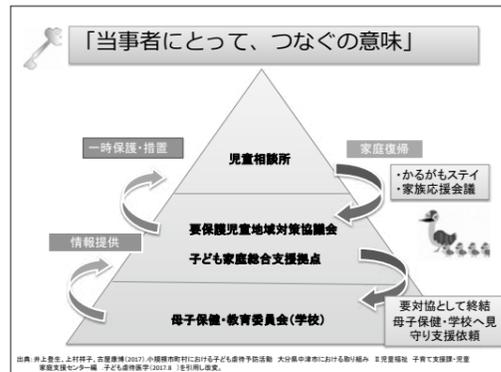
○「児童虐待対策（特定妊婦を含む）」の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成28年12月16日）
東京都第1216第2号、東京都第1216第2号を新たな通知として発出。



33



34



35

赤ちゃんの幸せには0～3歳の育児が最も大切です

Childcare of 0-3 year olders is the most important for happiness of the children.

赤ちゃんの幸せは、0～3歳に父と母のあたたかい心で、人間愛を身生えさせてもらうことです。

人間愛を育てるには、父と母のあたたかい心につつまれ、あたたかい心をこめてつくられたものに、つつまれることも大切でしょう。あたたかい心でつつまられると、心が安定し、ストレスもなく、病気にかかっても少なく潜んでいる能力もやすく、発育も促されるでしょう。

あたたかい心は、人を幸せにし、自分も幸せになっているのですね。

赤ちゃんに、愛のまなざしと日々希望と感謝の祈りを

It is very important for children's happiness to have their humanity nurtured by the parents' warmth/compassion during the period of 0-3 year olders. To be brought up with love and compassion, a baby needs to be surrounded by its parents' love. The things in its physical environment also need to be made with loving care. Nurtured by this warmth and love, the heart becomes secure. Stress and illness are minimized. Latent abilities are easily brought out, and physical development is accelerated.

A warm heart makes others happy, and brings happiness to your self. May we have our loving eyes and daily prayer of hope and gratitude to children.

Newsweek 日本版 1996年11月13日発行

内藤寿七郎博士(元)とうじゅしちろう(現)

36

子どもの虐待防止フォーラム in とっとり

第1分科会 (令和元年11月17日)

逆境的小児期体験が子どものこころの健康に及ぼす影響

～発達性トラウマ障害への親子並行治療～

浜松市子どものこころの診療所 山崎 知克

1



2

我が国の社会問題②自殺

1位 2位 3位 4位 5位

15～19歳 自殺 不慮の事故 男性死生体 心 疾患 交通事故死

20～24歳 自殺 不慮の事故 男性死生体 心 疾患 交通事故死

25～29歳 自殺 不慮の事故 男性死生体 心 疾患 交通事故死

30～34歳 自殺 男性死生体 不慮の事故 心 疾患 交通事故死

35～39歳 自殺 男性死生体 心 疾患 不慮の事故 交通事故死

40～44歳 男性死生体 自殺 心 疾患 脳血管疾患 不慮の事故

45～49歳 男性死生体 自殺 心 疾患 脳血管疾患 不慮の事故

50～54歳 男性死生体 心 疾患 自殺 脳血管疾患 交通事故死

55～59歳 男性死生体 心 疾患 脳血管疾患 自殺 不慮の事故

60～64歳 男性死生体 心 疾患 脳血管疾患 自殺 不慮の事故

資料)厚生労働省人口動態統計情報室【平成25年人口動態統計月報】(編集)

- 本末であれば働いて国を支えるべき年代に自殺者が多く、2011年まで自殺者数は毎年3万人を超えていました。
- 最近では自殺予防対策が奏功し、2017年には21,321人と減少傾向となりましたが、OECD加盟国の中で日本は韓国について2番目に自殺率が高く、国際比較で6位と不名誉な状況が続いています。

3



4



5

逆境的小児期体験

(Adverse Childhood Experiences, ACEs; Felitti VJ, 1998)

- 小児期や思春期に経験した精神的または身体的ストレス要因
- 親による侮辱、暴言、暴力、性的虐待、ネグレクト
- 家族の誰からも大事にされていない、家族どうしの仲が悪い
- 誰も守ってくれないと感じた経験
- 家族における機能不全
- 別居や離婚による親との別離、母親に対する暴力や暴言の目撃
- 家族に薬物・アルコール依存やうつ病など精神疾患の罹患があること
- 家族に自傷行為や自殺企図をする人がいる、または服役中の人がある

子ども虐待および機能不全家族により、子どものこころに歳月の経過によって自然治癒されないトラウマを生じる。

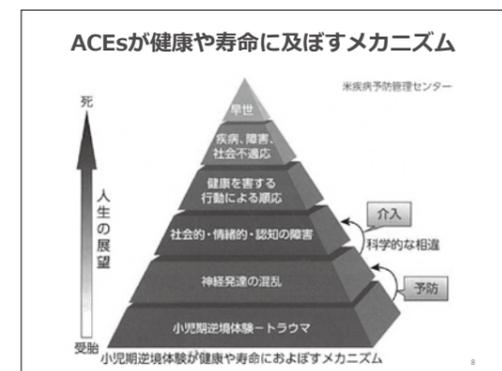
6

逆境的小児期体験に関する研究

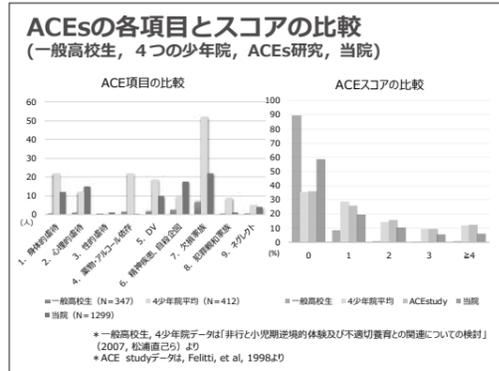
(Adverse Childhood Experiences, ACEs Study; Felitti VJ, 1998)

ACEsスコア 7項目	生活習慣・嗜好・疾病罹患 リスク (スコア0と4以上の比較)	リスク
心理的虐待→罵る、嫌がらせ	高度な肥満(BMI≥35)	1.6倍
身体的虐待→叩く、突きとばす	喫煙	2.2倍
性的虐待→性的接触、性交渉	年2週間以上うつ気分	4.6倍
物質中毒→アルコール、薬物	心筋梗塞	2.2倍
家族の精神疾患	何らかの癌	1.9倍
母親(又は義母)への暴力	脳卒中	2.4倍
→DV目撃はあるか	慢性気管支炎・肺炎腫	3.9倍
家庭内での犯罪行為	アルコール依存	7.4倍
→刑務所に収監されたか	50人以上と性交渉	3.2倍
	薬物注射	10.3倍
	自殺企図	12.2倍

7



8

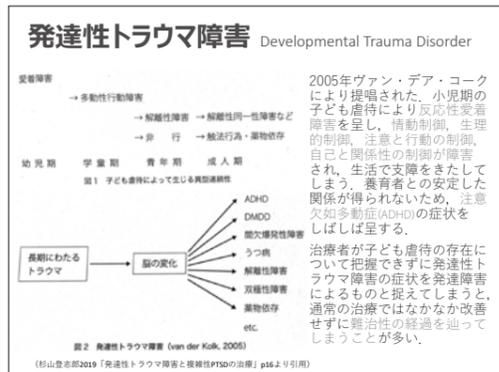


発達性トラウマ障害

発達性トラウマ障害の診断基準, 複雑性PTSDの診断基準

9

10



11

発達性トラウマ障害の診断基準

A. 暴露：小児期または思春期早期より1年以上続く持続的な有害体験
対人暴力の経験・目撃、保護的養育の破綻(反復する養育者交代, 情緒虐待)。
B. 情動制御および生理的制御の困難：**覚醒制御能力の欠如**
極端な情動(怒り, 恐怖, 恥)を調整できない。睡眠・摂食・排泄の問題, 感覚の過敏と鈍感さ, 行動の切り替えができない, 自分の感覚や感情に気づけず, 言語化できない。解離症状。<2つ以上>
C. 注意および行動制御の困難：**注意持続, ストレス対処の欠如**
脅威の認識低下, 自暴自棄, 自己慰撫(身体を揺する, 強迫的自慰), 反復性自傷, 目的のある行動の持続困難。<3つ以上>
D. 自己および関係性の制御困難：**自意識と対人能力の欠如**
否定的自己感, 親しい関係での極端な不信感と反抗, 反射的な身体暴力・言葉の暴力, 過剰な依存と対人接触, 他者の苦痛に共感できないが過剰反応する。<3つ以上>
E. トラウマ後スペクトラム：PTSDの3症状群(再体験症状, 過覚醒症状, 回避・麻痺症状)のうち少なくとも2つ以上の各群において、1つ以上の項目に該当する症状を呈する。

12

複雑性PTSDの診断基準 (complex posttraumatic stress disorder, CPTSD; ICD-11)

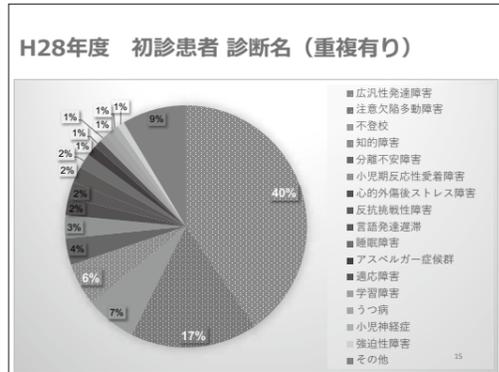
- 複雑な心的外傷；極度の脅威・恐怖が長期間または反復される。
- 心的外傷後ストレス障害の症状
 - 心的外傷の再体験；フラッシュバック, 反復する悪夢
 - 再体験の突如な回避；トラウマ想起につながる刺激, 思考・記憶, 人, 会話, 活動・状況を回避する。転居や転職をすることも。
 - 脅威の持続的な知覚；過覚醒症状, 過剰な警戒, 刺激への驚愕など。
- 自己組織化の障害
 - 情緒不安定；軽微なストレスへの情動反応が亢進, 行動が暴力的かつ爆発的, または自己破壊的。ストレスにより解離し, 情動が麻痺する。
 - 陰性の自己概念；恥辱感, 罪責感, 挫折感。
 - 対人的問題；人間関係を維持し, 他人を親密に感じるこへの持続的な困難がある。

13

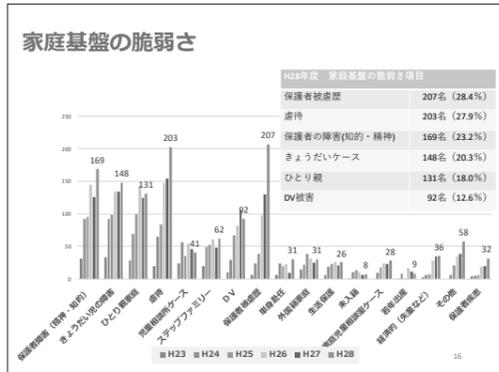
浜松市における子どものこころの診療の現状と治療戦略

H26~27年度初診患者内訳, 家庭基盤の脆弱さ, ひとり親家庭, 親子並行治療, 予防精神医学への取り組み

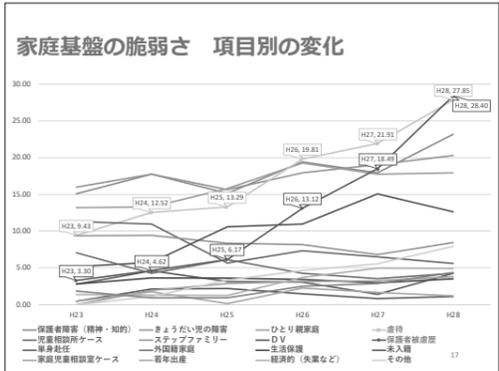
14



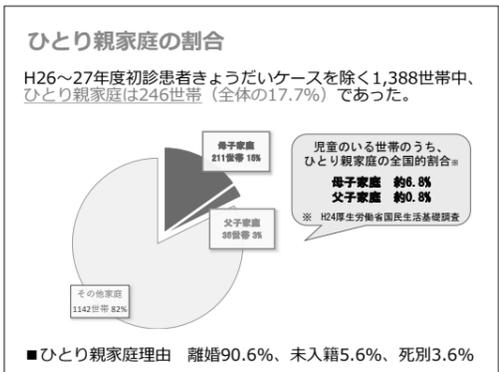
15



16



17



19

家庭背景の状況 (*重複含む)

	ひとり親家庭 N=269		その他家庭 N=1,182		オッズ比
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	
虐待	159	59.1	173	14.6	8.43
DV	112	41.6	81	6.9	9.70
保護者精神科受診	94	35.0	172	14.6	3.15
保護者被虐待	93	34.6	164	13.7	3.28
要保護	75	27.9	73	6.2	5.87
施設入所	32	11.9	23	1.9	6.80

21

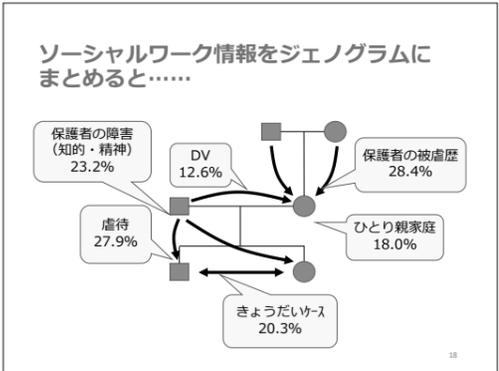
親子並行治療

保護者の状態も重篤であるため、子どもだけでなく保護者も治療が必要となるケースが多い。
平成29年度、保護者がカルテを作成し治療を開始したケースは129名(初診のうち, 19.5%が親子並行治療)。

診断名(保護者)	人数	割合
PTSD	26名	20.2%
複雑性PTSD	17名	13.2%
うつ病	38名	29.5%
神経症	16名	12.4%
注意欠陥多動障害	15名	11.6%
自閉症スペクトラム障害	14名	10.9%

H29年度子どものPTSD診断は19名(2.9%)

23



18

診断名別割合 (*重複含む)

診断名	全体 (%) N=1,451	ひとり親 (%) N=269	その他家庭 (%) N=1,182	オッズ比
自閉症スペクトラム障害	50.1	36.4	54.7	
注意欠陥多動障害	27.7	30.1	27.2	
知的障害	9.0	10.7	8.8	
反抗挑戦性障害	4.9	8.2	4.2	2.02
小児期反応性変着障害	5.4	13.0	3.7	3.87
心的外傷後ストレス障害	3.9	8.6	3.0	3.06
解離性障害	2.9	9.7	1.4	7.80
うつ病	3.3	3.3	3.3	
不登校	7.6	6.0	8.2	

*オッズ比: ある疾患などへの罹りやすさを2つの群で比較して示す統計学的な尺度。

20

親子並行治療の必要性

当院初診患者のうち, 約20%に保護者カルテを作成して並行治療をおこなっています。
育児ストレスによる不眠, 行方, 抑うつ症状に対する漢方など薬物療法を要することは多いです。
双生児研究によるASDの疾患一致率は38~90% (Talkowski, 2014)であり, ASD児の両親の一方または両方がASDの可能性が高いです。→通常の集団ペアレントトレーニングでは改善困難なため, 個別のペアレントトレーニングを設定し, 母親を支援してくれるケアプラン探し+認知行動療法(CBT)が必要となります。
成人ASDでは未診断と未治療による傷つき体験(トラウマ)を有することが少なくありません。また母親がASDの際には両親または親子関係のコミュニケーション不良となり, 家族不和を呈することもあります。
→ケアプランを設定した母親のトラウマ治療を要します。

22

予防精神医学への取り組みが急務!!

自殺をしないで生きられればよいという水際作戦的なものではありません。
乳幼児期から継続して心身ともに健康や親子関係を構築し, 様々な困難に直面しても親子の協力関係によって十分対処できることで, 長期的な不適応状態に陥らないようにすることが重要です。

- よい親子関係の構築
- 自閉スペクトラム症への早期介入
- トラウマ治療の積極的導入

24

まとめ

- ▶ 我が国における社会問題として自殺が多い。この原因として子ども虐待など逆境の小児期体験への科学的介入が不十分であることが推察されている。
- ▶ こころの診療ではbio-psycho-socialの観点からの治療が必要であり、そのための十分なソーシャルワーク情報の収集が不可欠である。
- ▶ 近年では家庭基盤の脆弱さが目立っており、しばしばアタッチメント障害とトラウマを標的とした親子併行治療が必要となっている。

25

木下 あゆみ氏 資料

子どもの虐待防止推進全国フォーラムinとっとり
医療と他機関連携～子ども虐待予防と多機関連携で子どもの未来を守る

子どもたちを虐待死させないために
～私たち医療者がすべきこと～



四国こどもとおとなの医療センター
育児支援対策室 小児科
木下あゆみ

1



「水シャワーかけ殴った」日常的に虐待か 5歳女児死亡

2018年3月4日 11時28分

長女(5)を殴ってけがさせたとして、東京都目黒区の無職船戸雄大容疑者(33)が逮捕された事件で、死亡した長女の体に複数の皮下出血があったことが警視庁への取材でわかった。船戸容疑者は「これまでにも手を親を罰する。子供と親を引き離す。その視点で対応しても何も解決しない！」

2

1. 虐待とは何か
2. 虐待の医学的診断
3. 虐待を繋ぐ
4. 子どもの代弁者であるために



3

子ども虐待とはなにか？

Child Cruelty
子どもに対する残虐な行為

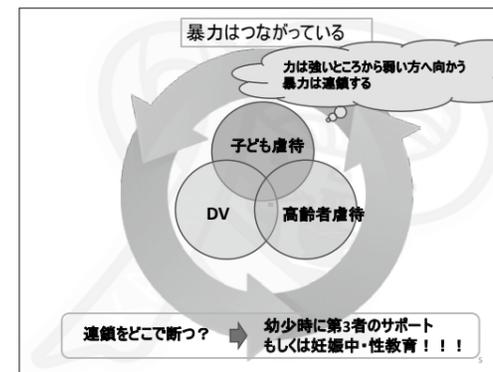
Child Abuse
子どもに対する大人のカ・権力の濫用

Child Maltreatment
子どもに対する不適切な養育

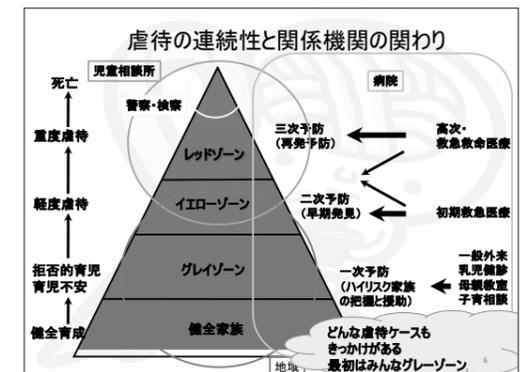
少なくとも
小児科医は子どもの代弁者

大人からの視点ではなく、
子ども側の立場『Child First』で考える！！

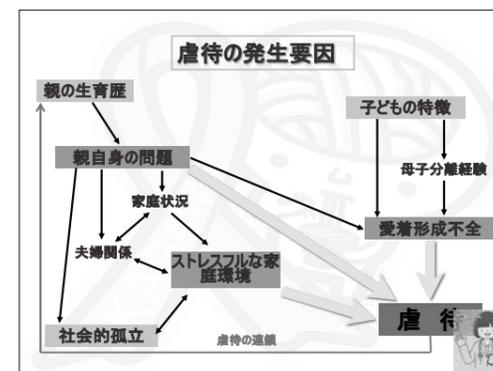
4



5



6



7

1. 虐待とは何か
2. 虐待の医学的診断
3. 虐待を繋ぐ
4. 子どもの代弁者であるために

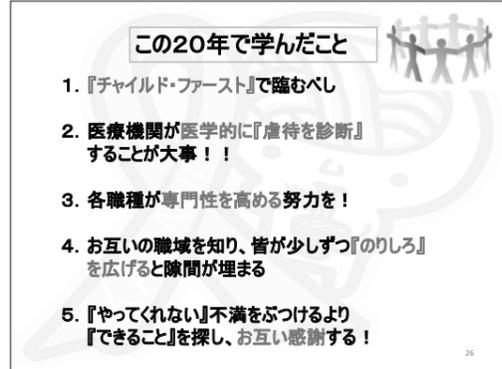


8

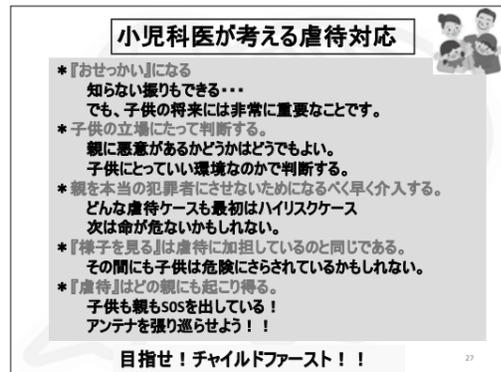
メモ



25



26



27

メモ

地域支援(拠点と他機関連携) ～子どもを守るしくみづくり～

概要

子どもを守るためにはどうすればよいのか？目黒、野田、札幌、出水等、虐待死事件の報道が途切れることはない。果たして現場では何がどうなっているのか？事件の度に「情報共有」や「連携」に課題があると指摘されるが、本当に議論すべきはその先の具体論である。壁があるとされる保健、福祉、教育等の現場で真摯に児童虐待に向き合ってきた職員たちと本音で語り合い、子どもを守るしくみづくりについて会場全体で考える。

コーディネーター

鈴木 秀洋 (すずき ひでひろ) 氏



日本大学危機管理学部准教授
法務博士(専門職)、保育士、CSPトレーナー資格
(研究) 厚労省令和元年度「子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する調査研究」研究代表等
(所属学会) 日本子ども虐待防止学会、ジェンダー法学会、日本公法学会、警察政策学会等
(審議会・検証委員会等) 川崎市子ども権利委員会委員、世田谷区効果的な児童相談行政の推進検討委員会委員、野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員、札幌市検証ワーキング委員会委員等

略歴

1991年 中央大学法学部法律学科卒業
2006年 日本大学大学院法務研究科修了
1995年～2016年3月 自治体公務員(東京23区)(文書、法務、監査、秘書、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長等)
2016年4月～ 日本大学危機管理学部准教授

著書等

2019『子を、親を、児童虐待から救う』(公職研)、『市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて・スタートアップマニュアル』、『市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組みに関する調査研究報告書』、『児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正と実務に与える影響』『自治研究7月号』、『まちづくりとしての子ども家庭総合支援拠点の制度設計』『このころの科学7月号』／2018『市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究報告書』／2017『児童福祉行政における危機管理』『危機管理研究』、『自治体職員ための行政救済実務ハンドブック』(第一法規)等

パネリスト

高橋 絵美 (たかはし えみ) 氏

中津市役所子育て支援課 主査 (保健師)

略歴

平成14年 広島県立広島看護専門学校 保健学科卒業
平成15年 中津市役所 (旧山国町役場) 入庁
平成17年 中津市役所 健康保険課 (地域医療対策課)
平成29年 中津市役所 子育て支援課



パネリスト

鈴木 智 (すずき さとし) 氏

千葉県南房総市教育委員会 教育相談センター長

略歴

昭和53年 宮城教育大学教育学部卒業
昭和53年 千葉県公立学校教員
平成9年 千葉県教育委員会・指導主事
平成24年 千葉県南房総市教育委員会・参事
平成28年 千葉県南房総市教育委員会・家庭児童専門相談員
平成29年 現職



パネリスト

林 和子 (はやし かずこ) 氏

山口市こども未来部 保育幼稚園課 やまぐち子育て福祉総合センター 所長

略歴

昭和49年 山口市の公立保育園保育士 その後、市内の公立保育園・幼稚園に勤務した後、主任保育士・主任教諭として勤務する。
平成19年 山口市立陶保育園 園長
平成20年 山口市立山口保育園 園長
平成26年 山口市立山口保育園 園長 (兼) やまぐち子育て福祉総合センター 所長
平成28年 現職



パネリスト

三谷 裕之 (みたに ひろゆき) 氏

鳥取市 健康こども部 次長 兼 子ども家庭相談センター 所長

略歴

昭和59年 鳥取大学 農学部 農業工学科 卒業
同年 鹿野町役場 教育委員会
平成31年 現職



鈴木 秀洋氏 資料

(3) 支援拠点とは何か

第2 支援拠点 [総論・概要]

1 支援拠点 (参考) 児童福祉法 (以下「法」) 10条の2 の機能 (定義・意義・役割)

- (1) 地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性もった機関・体制 (状態)
(2) 地域の資源を有機的につないで (ソーシャルワーク機能) 在宅支援
(3) 原則として18歳までのすべての子ども (とその家庭及び妊産婦等) を切れ目なく継続的に支援
(4) 年齢による切れ目と支援機関・組織としての切れ目を生じさせないよう
(5) 支援拠点が担う四つの業務内容 (参考) 法10条1項1号~4号等
(6) 支援拠点と児相との役割の相違

「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinとっとり」 20191117 第4分科会コネクター 鈴木秀洋

日本大学危機管理学部准教授
前文京区子ども家庭支援センター所長
野田市及び札幌市児童虐待死検証委員

1 第4分科会設定趣旨・獲得目標

子どもを守るためにはどうすればよいのか。目黒、野田、札幌、鹿児島等、虐待死事件の報道が透切れる。果たして現場では何がどうなっているのか。事件の度に「情報共有」や「連携」に課題があると指摘されるが、本場に議論すべきははその先の具体論である。壁があるとされる保健、福祉、教育等の現場で真摯に児童虐待に向き合ってきた現場職員たちと具体論を熟議する。

2 基礎知識

- (1) 2022年度までに市区町村子ども家庭総合支援拠点設置
(2) 支援拠点概念図

(※スタートアップマニュアル5頁)



中津市子ども家庭総合支援拠点

～子育て地域は大きな家族～

中津市役所子育て支援課
高橋 絵美

大分県中津市の現状

平成17年、旧中津市と下毛郡の4町村が合併

(平成17年4月)

	人口(人)	面積(km ²)
合併前	60,033	56.14
合併後	86,485	491.08

人口の8割は旧市内

中津市とえば・・・

都府は学校の統廃合も進み・・・

大分県中津市の現状

人口83,969人 児童数14,581人 (H31.3.31現在)

H16年、ダイハツ九州本社が中津市に移転。関連会社等も増え、出生数も増加傾向にあった。

一方で派遣職員の転入者が増え・・・

合計特殊出生率は高い水準を維持しているも、出生数は減少傾向にある・・・

中津市内の社会資源

中津市立中津市民病院
児童家庭支援センター「箱(ゆのらね)」
児童福祉施設 清浄園
子育て支援拠点事務所 木もれび 井上小児科医師 室田
大分県中津児童相談所
児童福祉施設 星のぼる

中津市 妊婦・母子支援の概念図

要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (月に1回) 子育て支援課・地域医療対策課・学校教育課・保健所・市民病院小児科・医師・児童相談所

母子保健事業・養育支援訪問事業研究会 (3か月に1回) 保健所・地域医療対策課・子育て支援課・市民病院小児科保健師・小児科医師

母子保健連絡会 (月に1回) 保健所・地域医療対策課・市民病院小児科保健師

母子支援連絡票・周産期連絡票 産科・小児科・精神科・行政(妊婦期～幼児期)

こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問) 保健師による全戸訪問(出生後～4か月未満)

出生前後小児保健指導 特定妊婦の特定(出生前) 産科助産師・市町村保健師・保健所保健師・市民病院保健師

こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)の状況 平成20年4月より開始

- 年間訪問件数 700人程度
- 訪問率 97.5%
- 訪問継続者の割合 25.9%(H30年度)
- 訪問時期 通常生後2か月前後 ※来訪問理由も把握
- 訪問スタッフ 市保健師(臨時職員含む)

妊娠届け出(母子健康手帳の交付)

- ・保健師が個室にて交付。週2回、交付日を設けている。
- ・母子健康手帳の見方や使い方、妊婦健診について説明
- ・アンケートを確認しながら妊婦さんの状況を確認(面接時の受け答え、自筆の字体、漢字の使い方での知的レベルもわかる)

井上医師監修の20歳まで使える母子健康手帳

妊婦おめでとうございます

妊娠を知ったときの気持ち

父(パートナー)の反応

家族状況

妊婦の状況 精神科府注 今の心身状態

喫煙歴(非行歴) 禁煙状況(喫煙への思い)

過去の妊娠経過

支援状況 関係性がわかる

3 分科会での熟議・論点

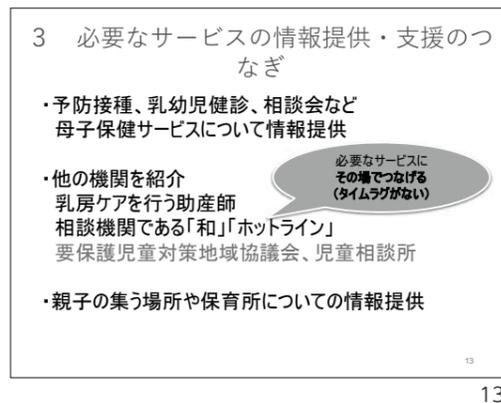
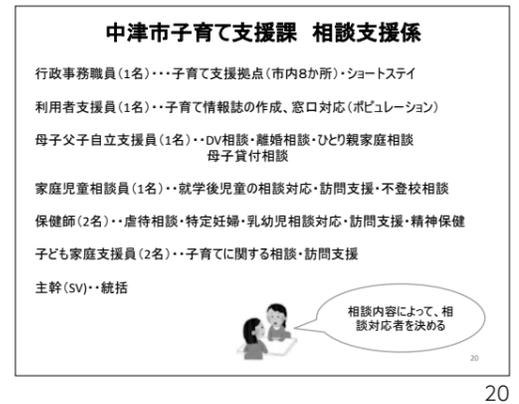
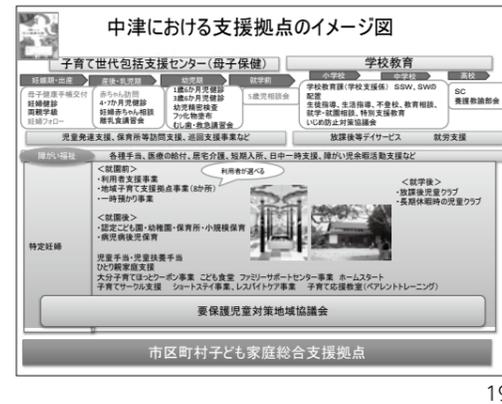
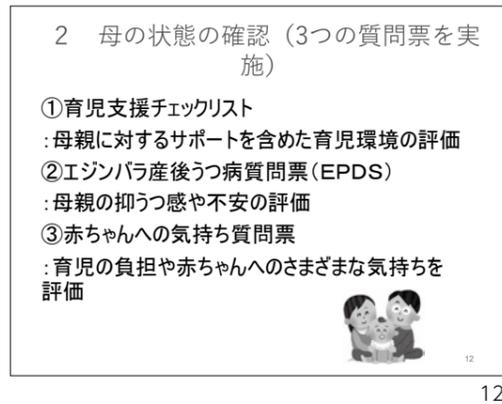
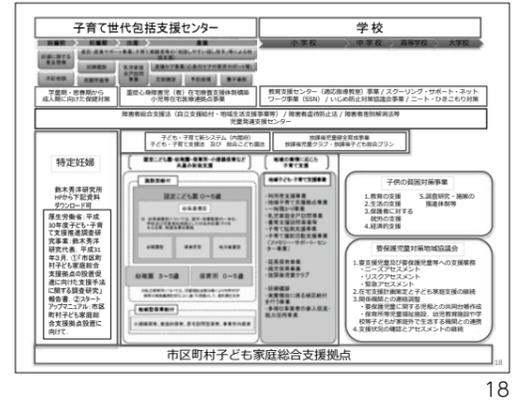
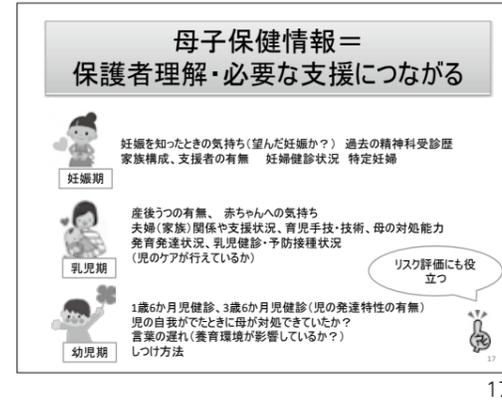
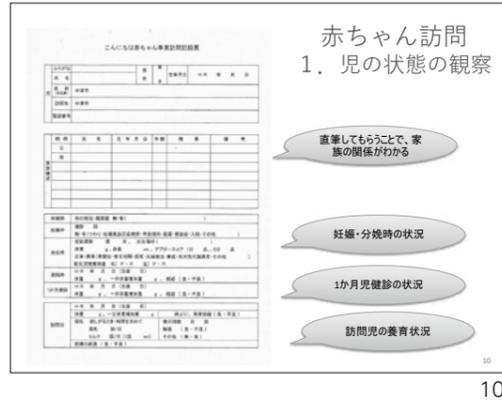
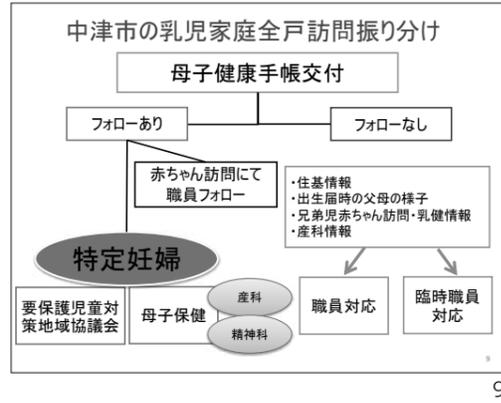
- (1) 【Q】 母子保健部門との連携
- (2) 【Q】 教育部門との連携
- (3) 【Q】 要対協の活用
- (4) 【Q】 児童相談所との連携
- (5) 【Q】 上記それぞれそれぞれの部門との壁の壊し方
- (6) 【Q】 物理面・地理面・財政面その他様々な不利な条件をどう工夫し乗り越えるか
- (7) 【Q】 地域資源の使い方

4 今後の展望

- ・パネリストから
- ・会場から

【参考】 鈴木秀洋研究室 <http://suzukihidehiro.com/>

- ①市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けてスタートアップマニュアル、
- ②平成29年度「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法」に関する調査研究報告、
- ③平成30年度「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究」

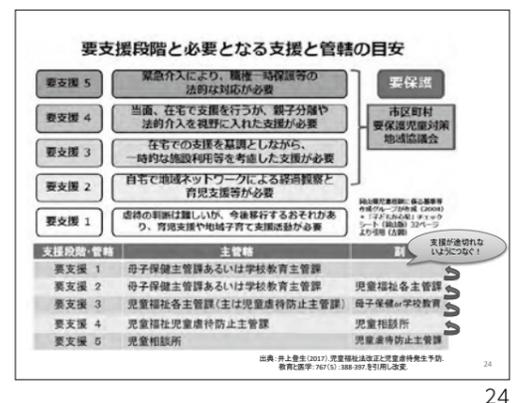
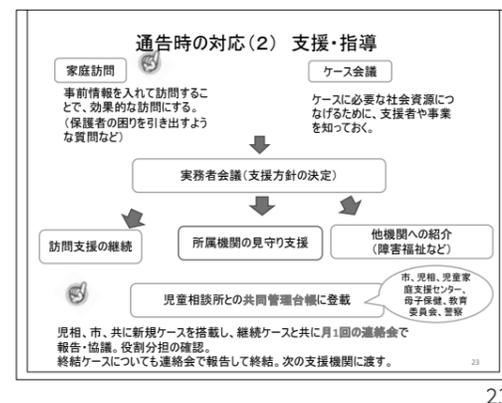
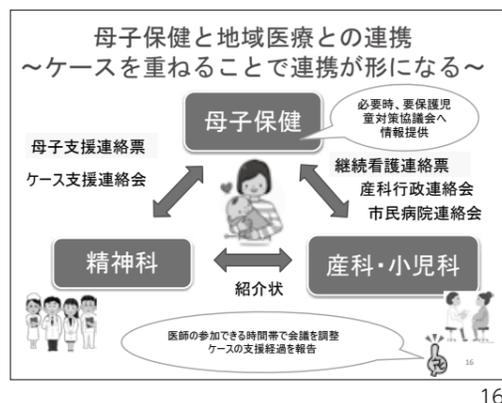
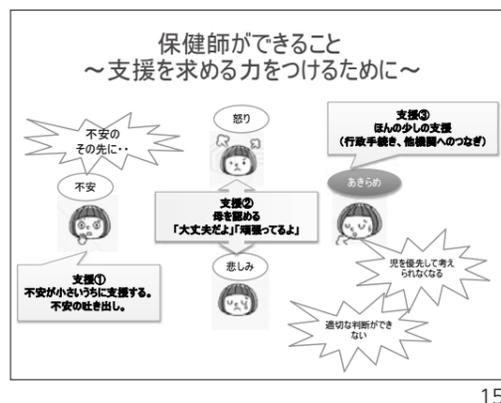
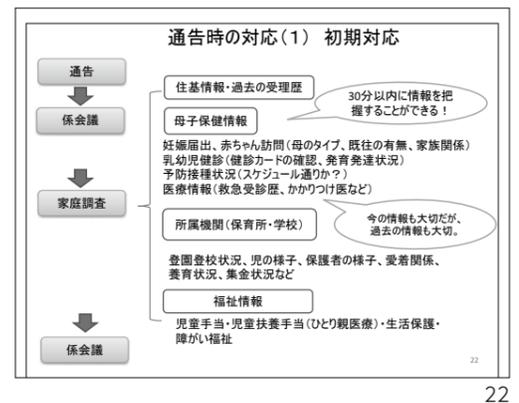


中津市相談種別別件数(H30年度要対協受理件数)

種別	件数
養護(虐待)	134
養護(その他)	196
その他	2
合計	332

内容	件数	内訳	件数
身体虐待	32	家庭環境	94
心理虐待	79	失跡・死亡	4
ネグレクト	23	保護者の精神疾患	43
		性格上の問題	55

養護(虐待)の内訳: 面談DV、見相からのケース送致



途切れない支援のために・・・「連携」

- 「顔の見える関係」
- 「機能・事業を知る」
- 「当事者にとって、つなぐの意味」

「顔の見える連携」

①一次予防・二次予防・三次予防を担う支援者たちが集う勉強会

スベシキムア研究会 (児童家庭支援センター)	児童支援研究会 (児童相談所)
<p>分野 参加施設/機関 月1回</p> <p>福祉 児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童虐待支援センター、児童虐待支援センター、児童虐待支援センター、児童虐待支援センター</p> <p>保健 小児科医【小児科医長】、児童相談所、児童相談所、児童相談所、児童相談所</p> <p>教育 教育委員会、高校教員、学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー</p>	<p>分野 参加施設/機関 月1回</p> <p>福祉 児童相談所、児童相談所(管理職、保育士、心理士、FSW)、児童家庭支援センター、児童家庭支援センター</p> <p>保健 児童相談所内母子保健、保健師</p> <p>教育 教育委員会、学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、高校教員</p>
母子保護研究会 (母子保護)	自立支援協議会 子ども部会 (障害福祉)
<p>分野 参加施設/機関 3か月毎</p> <p>医療 小児科医【小児科医長】、小児科医、小児科医、小児科医、小児科医</p> <p>福祉 児童相談所、在宅介護、児童相談所、児童相談所</p> <p>保健 母子保健、保健師、保健師、保健師、保健師</p> <p>福祉 児童相談所、児童相談所、児童相談所、児童相談所</p> <p>教育 教育委員会、学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、高校教員</p>	<p>分野 参加施設/機関 3か月毎</p> <p>福祉 児童相談所、児童相談所、児童相談所、児童相談所</p> <p>保健 母子保健、保健師</p> <p>教育 教育委員会、学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、高校教員</p>

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり
第4分科会「地域支援 ～子どもを守るしくみづくり～」

人口減少の進む小さな自治体で立ち上げた支援拠点 ～子どもの多様な問題に対応できる組織づくり～

2019/11/17
千葉県南房総市教育委員会
教育相談センター長 鈴木 智

まず ～この提案にあたっての考え～

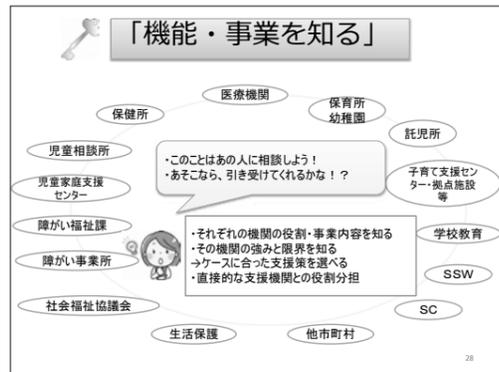
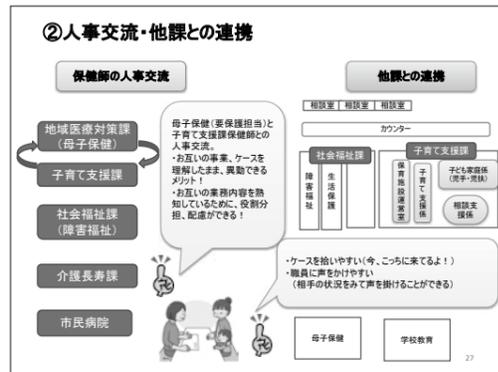
人口減少は全国の多くの自治体で進みつつある問題です。人口が増え続けているとしてもその要因は社会増がほとんどで、一方で自然減や社会減の進む自治体が多くあります。推計によれば25年後に現在の人口を維持しているのは東京都のみ。その東京都も高齢化は例外ではありません。日本の自治体(都道府県・市区町村)はこの問題に向き合うことを迫られています。

「子どもを守るしくみづくり」は国や自治体の対応に大きく左右されます。現在、人口減少に直面している自治体はもちろんですが、早晩、すべての自治体があるようななかで「子どもを守る」ことを余儀なくされます。

分科会のテーマ「子どもを守るしくみづくり」を考えると、人口減少自治体の存在を視野に入れることも重要だと考えました。

千葉県南房総市は人口減少、高齢化、少子化が顕著化している自治体です。議員数も、合併による廃止時から13年間で約27%少なくなりました。ある意味では全国の最先端を歩んでいるといえます。

このようなことから、「人口減少の進む小さな自治体で取り組む支援拠点」という視点を踏まえながら提案することになりました。



～提案のあらまし～

○南房総市では教育委員会に「支援拠点」を設置しました。母子保護や福祉給付事務等は保健福祉部が担い連携する体制を選択しました。

○支援拠点の設置や運営に関する基本的な方針は次のとおりです。
①子どもの育ちの期間の情報の一元化を図る
②18歳までの子どもの継続的・一体的な支援体制をつくる
③子どもの所属機関との連携を強固にする
④保健福祉部との情報や支援方針の共有を日常的に行う
(以下は小さな自治体のため、発達支援や不登校支援等の機能をもち組織を別に設置することは難しい)の考えからの方針です)
⑤虐待等の発生に関わらず、子どもの多様な問題に対応できる組織にする
⑥【家庭児童相談】【特別支援教育(発達)】【通学指導】の3業務を柱とする
⑦子どもの所属機関での生活の様子を直接モニタリング・スクリーニングする
※⑥～⑦は情報の一元化・一体的な支援につながります。

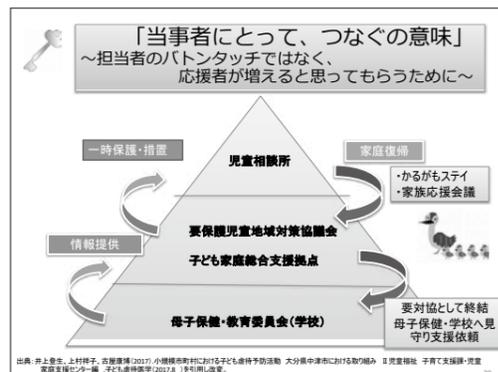
○子どもの育ちの問題の対応と対応体制を次のように考えました。
①問題は「発達」「養育」に大別でき、それが背景になり「虐待」を引き起こす。
②子どもの問題は背景は単一ではないため、いろいろな専門性をもった者がチームで支援にあたる必要がある。可能な限り支援拠点内でそれを行う。
③ケースに応じて3業務が連携・融合して支援活動を進める。

南房総市

- ◆ 人口 平成18年3月(6町1村合併)
- ◆ 面積 230km²(沿岸・田舎・山間)
- ◆ 人口 約38,000人(10年間で13.5%減)
- ◆ 児童数 約4,100人(10年間で約7%減)
- ◆ 出生数 115人(平成30年・10年前の50%減)
- ◆ 高齢者 約17,000人(人口の約45%)

★人口減少
★少子化
★高齢化
★田舎

・東京駅までバスで80分(30分間隔)



家庭復帰後の支援のつなぎ～かるがもステイ～

親子分離がされているケースを対象に、児童家庭支援センターにて支援宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、行動観察を行い、必要な情報の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。

家庭復帰後の支援のつなぎ～家族応援会議～

- 「3つの家」を使った「家族応援会議」を行い、「心配なこと」「うまくいっていること」「これからの希望」の3つの項目について整理して、「外出」「外泊」「家庭引き取り」に向けて保護者も含めた関係機関が一環になって情報整理と情報共有を行い、今後について話しあっていく。
- 「3つの家」は、問題の当事者である子どもや家族を中心に、家族側と援助者側が一環に状況のアセスメントやプランニングを行う手法

<南房総市が考えたこと>

★養育や子ども支援の体制を見直す必要がある
・子どもの育ちは一連のもの
●育ちや養育の情報の一元化
●0歳から18歳までの継続的・一体的支援体制の構築
●重複・多様な養育課題への対応

(本市の規模や支援資源を考えると)

○不適切養育のみならず「発達」「不登校」等にも対応できる組織が望ましい。
○子どもの所属である保・幼・小・中との密接な連携は重要であり、「教育」部門にその拠点を置くことが有効だろう。

↓

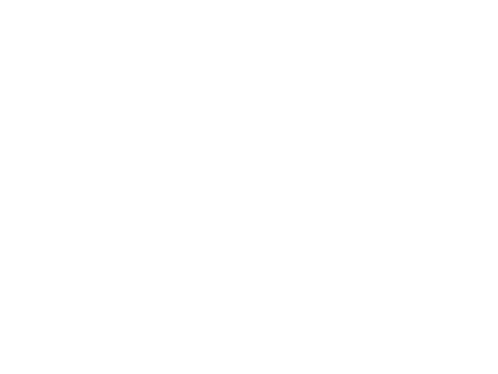
教育委員会に養育や子ども支援の拠点を置く

<子どもの問題への対応の考え方>

○子どもの問題の背景は単一ではなく、様々な要因が重複していることが多い。
(一例)
・不登校が主訴の場合、その背景に家庭での不適切養育や家族関係の悪さがある。
・虐待や不適切養育が主訴の場合、背景に子どもの発達上の課題がある。
・発達の問題に起因して不登校状態になっている。
・不登校状態に起因して心理的虐待が引き起こされる。

↓

○家庭児童相談や発達、通学指導の担当者がチームになって対応する意義がある。多くの場合、子どもの所属も常時連携して対応する組織にする。



南房総市の支援拠点2

<経緯①> 前体制(平成24年度まで)の利点と課題

- ◆「要対協議」と「保育所」は子育て支援課(保健福祉部)が所管していた。

<利点>

- 子育て支援課は母子保護や手当給付事務との連携がとりやすい。
- ◆健康支援課や社会福祉課とともに保健福祉部に属する

<課題>

- ▲教育委員会所管の幼・小・中と要対協は円滑な連携が図れない。
- ・幼・小・中職員と要対協担当者はお互いに顔が見えない
- ・県費負担職員には市の経費、業務、担当者がほとんどわからない
- ・保・幼・小・中と要対協が認知されていない
- ▲乳幼児と就学後児童の支援の主体が分かれ、情報把握や支援の継続性に課題がある。
- ▲教育委員会に相談・支援機能がなく、

↓

★支援の一元化・一体化を図る必要がある

■南房総市の支援拠点3

<経緯②> 移行期(平成25年度から28年度)の利点と課題

- ◆要対協と保育所を教育委員会に移管した。(保健師と家庭児童相談員が異動)
- ◆保育所と幼稚園を一体化した子ども園を開設した。

<利点>

- 要対協が幼・小・中職員の会議で発信しやすい。
- 保・幼・小・中職員の要対協への認識が高まり始める。
- 保育所から幼稚園で一体的支援ができるようになる。

<課題>

- ▲要対協と保健福祉部の連携が円滑に進められない。
- ・連携要領がよくわからない。(徐々に改善)
- ▲教育委員会に相談・支援機能がない。

↓

★組織的な支援・相談機能を整備する必要がある

9

■南房総市の支援拠点4

<経緯③> 現体制(平成29年度から)の利点と課題

- ◆10名体制で教育相談センターを開設した。
- ・業務の柱は【家庭児童相談】【特別支援教育(発達)】【適応指導】
- ※教育相談センターを「支援拠点」に位置づけた。

<利点>

- 組織的な運営と対応力が大きく高まる。(以前は個人の力に左右された)
- 保健福祉部と円滑に連携できるようになる。
- 保・幼・小・中の養育問題への認識が高まる。
- 養育、発達、不登校等の問題に総合的に対応できるようになる。
- 関係機関への認知度が高まり、連携状況が大きく高まる。

<課題>

- ▲業務を進めながら望ましい体制をつくりあげるとの考えで臨んできたが、ケースを重ねるごとに体制上の課題が次々に出てくる。
- ▲当初、2年程度で体制が固まると予測したが無理だった。

10

■支援拠点の組織・理念・運営6

<子どもの問題のとらえ方①>

◆重複・多様な課題に対応する職員配置

17

■支援拠点の組織・理念・運営7

<手がける具体的業務>

<家庭児童相談>

- ① 養育及び児童支援、特定妊婦の支援
- ② 養育に悩むある保護者や家族等の支援
- ③ ①にかかわる児童の所属機関の支援
- ④ 養育児童対応地域協議会の職務分担事務
- ⑤ 子ども総合支援センター事務

<特別支援教育>

- ① 発達や特性に課題のある児童・養育者の支援
- ② 保育所・幼稚園・小学校・中学校の運営スクリーニング
- ③ 所属機関の特別支援教育体制づくりの支援
- ④ 保育所・幼稚園のことばの巡回指導
- ⑤ 子育て支援センターとの連携事務
- ⑥ 乳幼児健診及び放學時健診での相談
- ⑦ 新規保育所入所児の選抜

<適応指導>

- ① 子ども教育「スマイル」の運営(不登校支援)
- ② 登校や通学に課題のある小・中学生及び保護者の支援
- ③ 高校生及び在宅児・者の自立支援

18

■南房総市の支援拠点5

<令和元年度の運営の状況>

- ◆人員を増やし、14名体制にした。
- ◆臨床心理士が月2回勤務するようになった。

<利点>

- 人員増で3業務の独立性が高まり、業務の工夫が進む。
- 心理職の配置でケース対応の評価や助言を得られる。
- 保・幼・小・中の養育問題への認識の高まりが顕著。
- 3業務の連携がいろいろなる形でできるようになる。
- 関係他機関との連携がこれまで以上に高まる。
- ・「南房総市ことは教育相談センターへ伝える」ことの定着化

<課題>

- ▲職員数が増えたために互いの仕事が見えにくい。
- ▲3業務の連携のあり方の模索が続く。

11

■支援拠点の組織・理念・運営1

<組織の位置付け>

【南房総市教育委員会】

- 教育総務課
 - 総務係
 - 給食係
- 子ども教育課
 - 教育係
 - 支援係
 - 子育て支援センター
- 生涯学習課
 - 社会教育係
 - スポーツ振興係

◇学校再編整備室

★教育相談センター

12

■支援拠点の組織・理念・運営8

<本センターの強みとするところ>

19

■支援拠点の組織・理念・運営9

<業務の専門性を生かした対応の実践>

～3業務の機能の連携と融合～

20

■支援拠点の組織・理念・運営2

<子どもの問題のとらえ方①>

◆「発達」「養育」問題が背景となり「虐待」を引き起こす

発達	養育	虐待
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害 ・特性 ・こだわり ↓ ・不適応 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育方針 ・家族関係 ・家計 ・病気 ・成育歴 ↓ ・不適応 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的 ・身体的 ・ネグレクト ・性的

(南房総市試案)

13

■支援拠点の組織・理念・運営3

<子どもの問題のとらえ方②>

(南房総市試案)

・受理した際に6つの区分をもとに支援チームを組織する

14

■支援拠点の組織・理念・運営4

<子どもの問題に対応するための運営組織の考え方>

15

■支援拠点の組織・理念・運営5

<職員数と業務別配置>

	家庭児童相談	特別支援教育	適応指導	備考
1	所長・指導主事			子ども家庭支援員
2	主査・センター長			子ども家庭支援員
3	大主査・保健師			子ども家庭支援員
4		★指導主事		
5			★指導主事	
6		特別支援教育相談員		
7		特別支援教育相談員		
8		教育相談員		
9	家庭児童相談員			虐待対応専門員
10	家庭児童相談員			虐待対応専門員
11			教育相談員	
12			教育相談員	
13			教育相談員	
14			教育相談員	

★: 各課の主任

16

児童虐待を防ぐために、教育現場で留意すべき5カ条

鈴木 智
南房総市教育委員会教育相談センター長

私は、学校等に勤務した後、4年前から千葉県南房総市の「子ども家庭総合支援拠点」の総括業務に携わっている。

学校では児童虐待への対応に大いに戸惑った。その最たるものは認知の難しさや通告への迷いだっただけでなく、前者は虐待の見えにくさ、後者は親との関係悪化の心配からである。

教育現場から児童福祉の最前線に身を転じると様々なことが見ええてきた。保育所、幼稚園を含む学校の教職員に認識してほしいことの一部を私見として述べる。

子どもは学校生活でバランスをとる

虐待事例を受理した際、学校に問い合わせると、「学校ではよくやっている」「問題を感じなかった」との回答を得ることが実に多くある。不適切な養育環境にある子どもは、学校生活で成就感や存在感を得て、自身の心のバランスをとっているように見える。学校では子どもの姿のごく一部しか垣間見ることができない。そのことを学校勤務の頃「ほんとは」と認識していただけた。

「学校でよくやっている」は、その子の安全を評価する有効な指標にはなり得ない。

子どもは容易に相談しない

子どもは、家庭内での辛いことを「大丈夫」「これくらい」と思い込み、自身を保つことが少なくない。ある種の正常性バイアスである。健康な心が歪め続けられる。教職員に相談しようとする閾値には大きな個人差がある。容易に相談しないことを念頭におき、子どもとかわわっていくことが求められる。また、SOSを発信する構えや手立てをしっかりと教えていくことが必要な時代である。

心身の安全に関することでは安易な約束をしない

家庭内の様子を外部から窺うことは困難である。虐待などの不適切養育は、いわば

密室で行われ悪化していく。子どもから相談された際、「他の先生や親には言わない」との安易な約束は決してしてはならない。虐待の密室性に教職員自身が加担することになる。

「あなたの安全はみんな考えている」との姿勢で対応する。密室性を取り除くことが、虐待の改善や解決への第一歩と考えている。

学校は児童虐待を解決する機関ではない

学校は子どもたちの諸問題に真剣に取り組む機関である。その組織力と経験力には優れたものがある。しかし虐待が疑われる場合でも、軽微なものと判断し学校のみで対応する例が散見される。その際、保護者との関係性を重視しがちである。私も勤務校でそのような考えで臨んだことがある。

しかし、不適切養育は、保護者との関係性ではほとんど解決できないことを今は実感している。いち早く関係機関に通告し、連動して対応にあたるべきである。他機関が学校以上に情報を把握している場合も少なくない。そもそも学校は児童虐待や不適切養育を解決する役割を担う機関ではない。

疑われる情報を得たら、ためらわずに通告する

ある学校が得た情報は些細なものだった。きょうだいの所属する別の学校に問い合わせて話を総合すると、明らかに虐待相当と判断でき、即日一時保護になった例もある。虐待が疑われる情報を得た場合、問題を過小評価したり、様子を見ることにしたりする判断は誤りである。ためらわずに通告すべきである。

「子どもの心身を守る」うえで学校は一つの砦である。通告したものの問題性はなかったという「空振り」は大いに認められてよい。あつてはならないのは「見逃し」である。

校長時代、私ははたまたま頼りた末に市の担当者に背中を押され通告した。子どもは一時保護された。保護者とはトラブルにならず、後日、父から丁寧なあいさつをいただいた。

出典：「虐待死を防ぐために自治体現場に足りなかったもの」(仮)
～ 鈴木秀洋編著 版元・公職研 ～

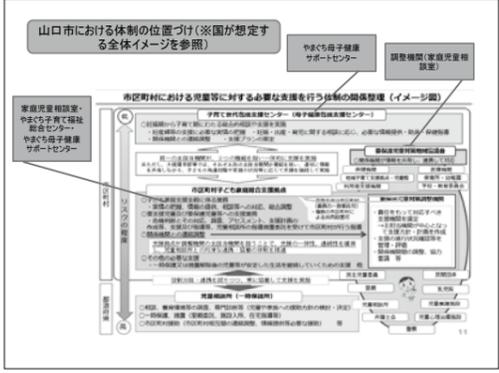
林 和子氏 資料

山口市3つの機能を連携した
子ども家庭総合支援拠点
(機能連携型総合支援拠点)



やまぐち子育て福祉総合センター 林 和子

1



3

子ども家庭総合支援拠点3つの機能
～場所は違えど、心はひとつ～

① 母子健康サポートセンター
(通称: 母子サポ)

平成28年10月開設
課長が兼任するセンター所長
専任保健師1名、
助産師1名、
母子保健担当の兼任保健師2名
計5名の職員体制

5

② やまぐち子育て福祉総合センター
(通称: やまこそ)

平成26年4月開設
センター所長(公立幼保経験、元保育園長)
主任保育士1名
保育アドバイザー(元公立幼稚園・保育園長)2名
発達障がい児支援相談員1名
子育て支援コーディネーター(地域ひろばの拠点)1名
計6名の職員体制

7

はじめに

山口市は、本州最西端となる山口県のほぼ中央に位置します。

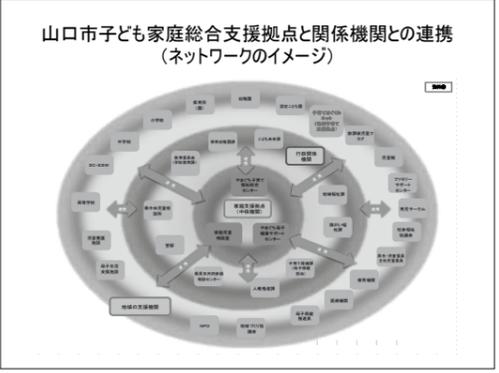
面積・・・1023.23km²
人口・・・194,987人(R1.7月現在)

児童人口は年々減少しており、
約32,000人です。

「西の京やまぐち」としての歴史と
豊かな自然が共存する文化都市、
山口市です。



2



4

母子健康サポートセンターは、
妊娠から出産、子育てに関する様々な相談にタイムリーに対応し、保健センターの地域担当保健師と連携して、切れ目のない支援につなげていく役割を担っています。

具体的には、特定妊婦のいる家庭や産後に母乳育児や育児不安が強い場合などに訪問支援を行い、個別に心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かく支援する産後ママの子育て支援事業を行っています。

6

やまぐち子育て福祉総合センターは、
次世代育成支援行動計画における重点的な取り組みに掲げた「子育て支援のネットワークづくり」の拠点として整備されました。子ども子育てに関する総合案内窓口であり、家庭のニーズに合った支援が円滑に利用できるよう情報提供や相談・援助を行なっています。

また、市内の地域子育て支援拠点27箇所と「母子サポ」と一体となって妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っています。

8

③家庭児童相談室

平成19年6月開設
 家庭相談室長、
 社会福祉士1名、
 保健師1名、
 家庭児童相談員2名、
 母子父子自立支援員2名、
 養育支援員(元公立保育園長)1名、
 計8名の職員体制

9

家庭児童相談室は、

母子保健を担当していた保健師を配属したことで、児童福祉と母子保健の連携がスムーズになり、必要な情報の伝達、共有化が図られ、迅速な支援につながっています。具体的には、養育が不適切と思われる家庭への訪問や相談、助言等を行う他、幼稚園・保育園に出向き様子を確認し、関係機関での情報共有に役立っています。

山口市の要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、ケース進行会議(月1回)を開催して虐待の早期発見・早期対応につなげています。

10

三谷 裕之氏 資料



1

I. 機構等の変遷

- 平成16年11月
1市8町が合併... ○『中央保健センター』と8総合支所の『市民福祉課』で保健事業を展開
保健事業の中で児童虐待対応を行う
○『こども家庭課』(児童家庭課)において家庭児童相談を実施
- 平成17年4月... ○中央保健センター(課内室として)『こども家庭支援室』設置
児童家庭相談援助と要保護児童対応
- 平成24年4月... ○『こども発達・家庭支援センター』に改組
家庭支援係・発達支援係・児童発達支援センター若草学園
児童家庭相談支援、虐待防止と児童の発達支援も併せて行う
- 平成25年4月... ○『鳥取東健康福祉センター』新設
- 平成27年4月... ○『こども発達・家庭支援センター』に子育て世代包括支援センター機能を付加
- 平成29年4月... ○中央保健センター内に子育て世代包括支援センター「こそだてらす」を設置
- 平成30年5月... ○『こども家庭相談センター』に改組 (子ども家庭総合支援拠点)
家庭・女性相談、DV被害者相談支援も併せて行う
発達支援、教育相談は『こども発達支援センター』へ移動

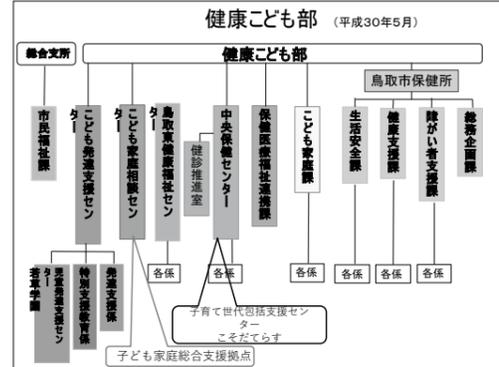
2



11



12



3

こども家庭相談センター

所長 (行政職)

利用者支援事業 (母子保健型) 専任保健師

- こども支援グループ 14名
一般行政職4名(正職員2名と非常勤嘱託職員1名、臨時職員1名)
保健師2名(正職員1名と非常勤嘱託職員1名)
社会福祉士1名(正職員1名)
保育士4名(正職員2名と非常勤嘱託職員2名)
心理職3名(正職員1名と非常勤嘱託職員1名、週2日の雇い上げ1名)

- 女性支援グループ 3名
家庭・婦人相談員3名(非常勤嘱託職員3名(うち1名は保育士))

4

～子育て家庭が笑顔で安心して地域で過ごす～

① 利用者支援

- 保育園と併設しているため、就園前の乳幼児を連れて幼保の入園相談ができることや入園後の環境や子どもの様子が実感でき、親子で気軽に立ち寄れる場となっています。
- 各地域の保健センターで開催される母子相談会に出向き育児相談や子育て情報の提供を行っている。
- 心の不安感が強い母親の負担を軽減するために、お喋り会や同行支援を行っています。産後ケア施設に出向き緊急一時保育利用や保育園の情報提供も行っていきます。

13

② 地域連携

- 地域子育て支援拠点の保育所型(15)・地域型(12)の計27ヶ所をつなげる連絡会議や、地域型保育事業園8ヶ所の園長会議を立ち上げ、保育者や地域子育て支援者の連携を図っています。
- 育児サークル、子育て支援団体の連絡会を行い情報を共有しています。
- 主任児童委員さん、母子推進委員さん等と情報を共有し連携しています。

14

③ 人材育成

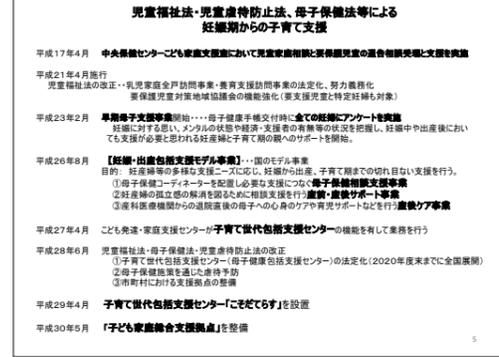
- 保育園、幼稚園、子育て関係者のスキルアップ研修を行い、資質向上を図ると共に相互の交流の場にもなっています。
- 山口市は待機児童が多く、保育士不足も深刻です。そこで、保育士確保のために「保育士資格応援講座」や「保育士再チャレンジ講座」を開催する等、保育人材の育成にも取り組んでいます。
- 虐待に関する研修会(講演会)を毎年開催し、虐待予防のために知識や手立てを学んでいます。
- 幼児発達支援学級を開催し、発達支援の力量を高めています。

15

おわりに

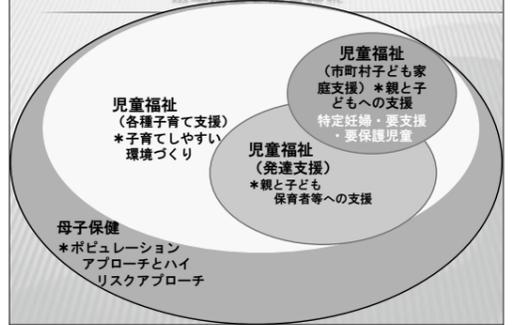
- 「母子サポ」「やまこそ」「家児相」の更なる連携体制を強化することが必要です。“場所は違えど、心はひとつ”を合言葉として、3事業所の強みを活かして社会的養護が必要な子どもとその家族を支援していきたいと考えています。
- 「やまこそ」は、虐待を未然に防ぐ防波堤となり、子育て不安の母親に一層寄り添って支援していきたいと思えます。
- これからも3事業所の職員の豊かな人材(財)と結束力を維持・向上していくために、連携と学びを大切にしていきたいと思えます。

16



5

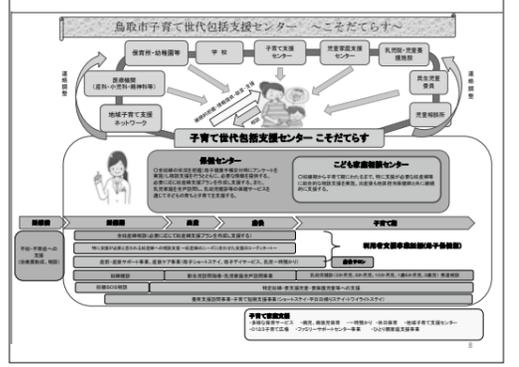
母子保健と児童福祉



6

- ### II. 子育て世代包括支援センターこそだてらす (妊産婦から子育て期(乳幼児期)までの切れ目ない相談支援)
- 利用者支援事業(母子保健型)
・主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ必要に応じて支援プランの策定や地域の保健施設又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。
 - 妊娠・出産包括支援事業
①産前・産後サポート事業...電話・訪問等による相談支援 産後サロン
 - 母子保健事業・発達相談
フォローが必要な乳幼児の保護者への保健指導
 - 予防接種事業
 - 地域子育て支援ネットワーク
 - 保健指導・子育て支援
特定妊婦・要支援児童・要保護児童等と家庭への支援
・電話や家庭訪問、医療機関訪問等で相談支援
 - 子育て相談ダイヤル
*こども家庭相談センターと共同

7



8

